

陸奥湾沿岸海岸保全基本計画

平成 15 年 6 月

青 森 県

青い海はみんなの宝

陸奥湾沿岸の基本理念

白鳥が集う青い海、私たちの生活を支える恵みの海に感謝し
縄文から未来への架け橋となる陸奥湾沿岸の海岸づくり

陸奥湾沿岸の基本方針

日々の生活と地域の生産活動を守る、安全で快適な海岸づくり
陸奥湾の豊かで美しい自然環境と海岸景観の保全を図り、安らぎ
と潤いのある海岸づくり

「森・川・海」の保全と創造を図るため、陸奥湾沿岸住民と内陸
住民が一体となる海岸づくり

地域住民の参加や利用者の協力による美しく快適な海岸づくり

目 次

1 . 陸奥湾沿岸海岸保全基本計画の概要	1
1 - 1 目的	1
1 - 2 海岸保全基本方針の概要	2
1 - 3 対象範囲	4
2 . 海岸の保全に関する基本的な事項	5
2 - 1 海岸の概要	5
2 - 1 - 1 海岸保全の経緯	5
2 - 1 - 2 海岸に対するイメージ	5
2 - 2 自然的特性	7
2 - 2 - 1 気象・海象	7
2 - 2 - 2 地勢	8
2 - 2 - 3 河川	9
2 - 2 - 4 汀線地形	10
2 - 2 - 5 自然公園・天然記念物	11
2 - 3 社会的特性	12
2 - 3 - 1 人口	12
2 - 3 - 2 産業	12
2 - 3 - 3 交通	13
2 - 3 - 4 歴史・文化財	13
2 - 3 - 5 関連する法規制	14
2 - 3 - 6 関連する諸計画	15
2 - 4 海岸防護の現況	17
2 - 4 - 1 海岸防護の現況	17
2 - 4 - 2 海岸防護に対する沿岸住民の意識	24
2 - 5 海岸環境の現況	25
2 - 5 - 1 海岸環境の現況	25
2 - 5 - 2 海岸環境に対する沿岸住民の意識	30
2 - 6 海岸利用の現況	32
2 - 6 - 1 海岸利用の現況	32
2 - 6 - 2 海岸利用に対する沿岸住民の意識	39
2 - 7 海岸の保全の方向に関する事項	41
2 - 7 - 1 沿岸の特性総括	41
2 - 7 - 2 海岸の保全の基本理念	45
2 - 7 - 3 海岸の保全に関する基本方針	46

2 - 8	海岸の防護に関する事項	47
2 - 8 - 1	海岸の防護の目標と防護水準	47
2 - 8 - 2	防護の目標を達成するための施策	47
2 - 9	海岸環境の整備及び保全に関する事項	48
2 - 9 - 1	海岸環境の整備および保全のための施策	48
2 - 10	海岸における公衆の適正な利用に関する事項	48
2 - 10 - 1	公衆の適正な利用を促進するための施策	48
2 11	ゾーン区分とゾーン毎の方向性	49
3	海岸保全施設の整備に関する基本的な事項	52
3 - 1	海岸保全施設の整備の考え方	52
3 - 2	海岸保全施設を整備しようとする区域	52
3 - 2	海岸保全施設を整備しようとする区域	53
3 - 3	海岸保全施設の種類及び規模等	53
3 - 4	受益地域の状況	53
3 - 5	地域との連携	53
4	計画の見直しの時期と対処方法	69

1. 陸奥湾沿岸海岸保全基本計画の概要

1-1 目的

我が国の海岸は、地震や台風、冬季風浪等の厳しい自然条件にさらされており、津波、高潮、波浪等による災害や海岸侵食等に対して脆弱性を有している。このため、海岸の背後に集中している人命や財産を災害から守るとともに国土の保全を図るため海岸整備が進められてきた。

一方、消費型社会から循環型社会への転換等に見られる社会・経済動向の変化や自由時間の増大、人々の余暇活動や日常生活におけるニーズの多様化などを受け、海岸に対する要請は自然環境の保全や海岸利用への対応など、多岐にわたってきた。

こうした状況を踏まえて、平成 11 年に「海岸法」が改正され、災害からの海岸の防護に加え、海岸環境の整備保全及び公衆の海岸の適正な利用の確保を図り、これらが調和するよう、総合的に海岸の保全を推進することが求められている。また、海岸は地域の個性や文化を育んできていることから、地域の特性を生かした地域とともに歩む海岸づくりを目指すことが求められている。

これを受けて、青森県に属する陸奥湾沿岸域においても、国により策定された「海岸保全基本方針」に基づき、海岸の「防護」、「環境」、「利用」の調和のとれた総合的な海岸管理実施に向けて、「海岸保全基本計画」を策定するものである。

防護・環境・利用と調和のとれた総合的な海岸管理

- ・法目的に「災害からの海岸の防護」に加え、「海岸環境の整備と保全」、「公衆の海岸の適正な利用」を追加
- ・防護、環境、利用の調和のとれた管理を推進

地域の意見を反映した海岸整備の計画制度を創設

- ・海岸保全基本計画策定時に、地域の意見や専門家の知見を反映するための手続きを導入

海岸法の対象となる海岸の拡張

- ・海岸保全区域以外の公共海岸を一般公共海岸として位置づけ、管理を推進
- ・海岸の管理における市町村参画の推進

改正の要点

1-2 海岸保全基本方針の概要

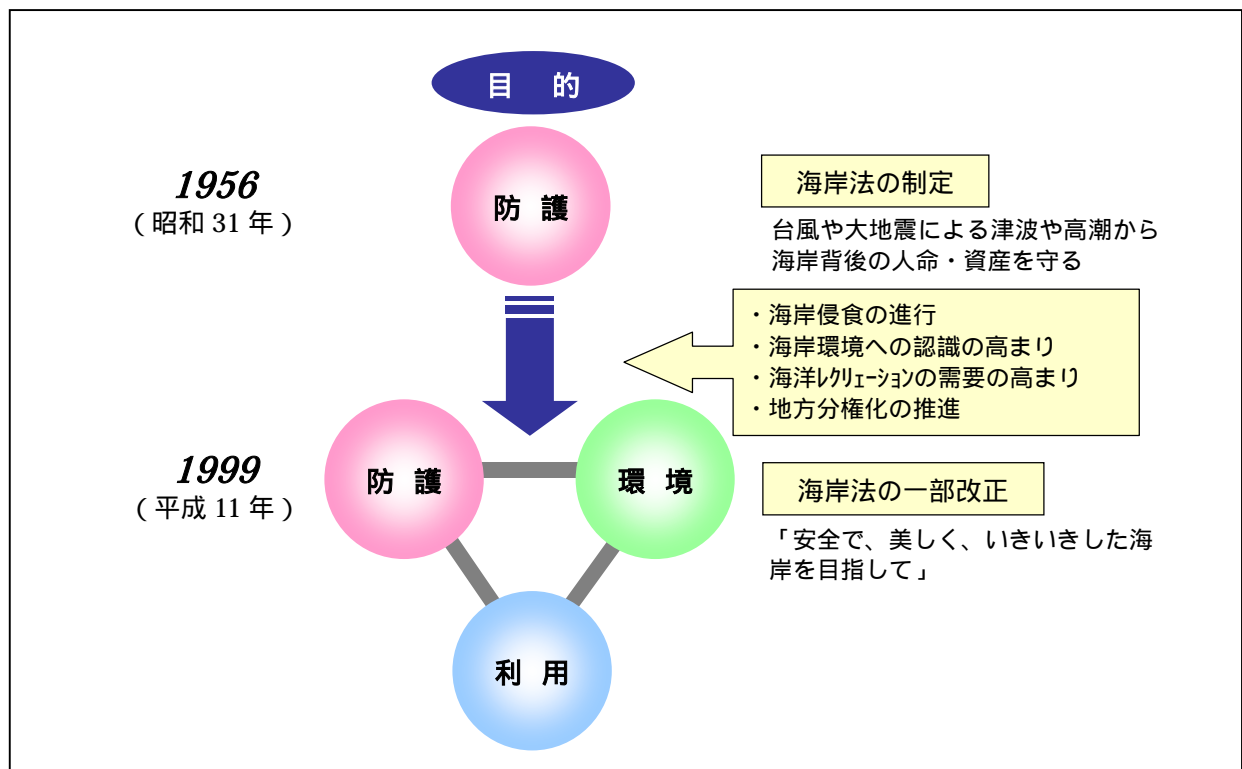
海岸法改正の趣旨

「美しく、安全で、いきいきした海岸を目指して」

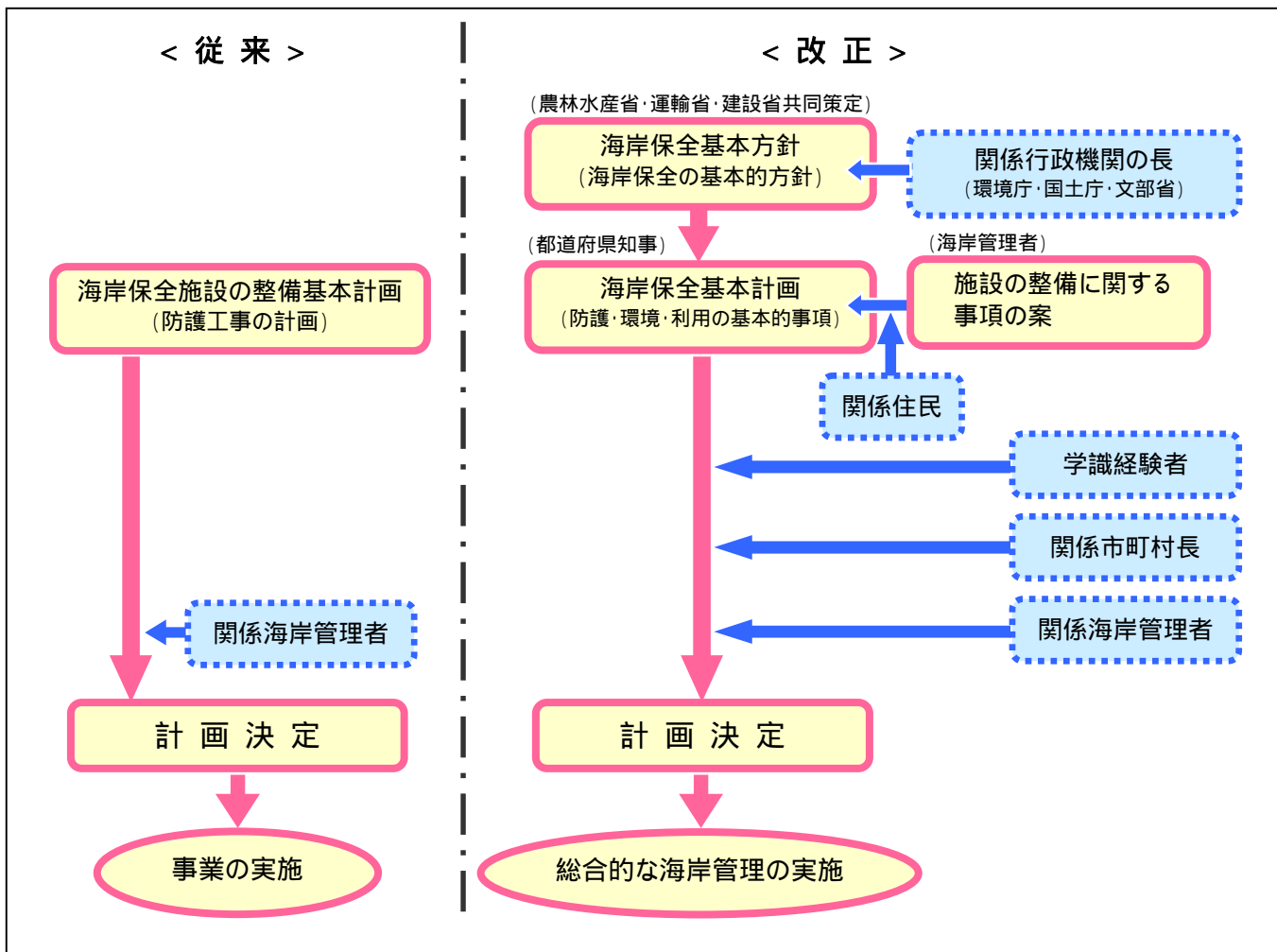
海岸は、国土狭あいな我が国にあって、その背後に多くの人口・資産が集中している空間であるとともに、海と陸が接し多様な生物が相互に関係しながら生息・生育している貴重な空間である。また、さまざまな利用の要請がある一方、人為的な諸活動によって影響を受けやすい空間である。さらに、このような特性を持つ海岸において、安全で活力ある地域社会を実現し、環境意識の高まりや心の豊かさへの要求にも対応する海岸づくりが求められている。

これらのことから、国民共有の財産として「美しく、安全で、いきいきした海岸」を次世代へ継承していくことを、今後の海岸の保全のための基本的な理念とする。

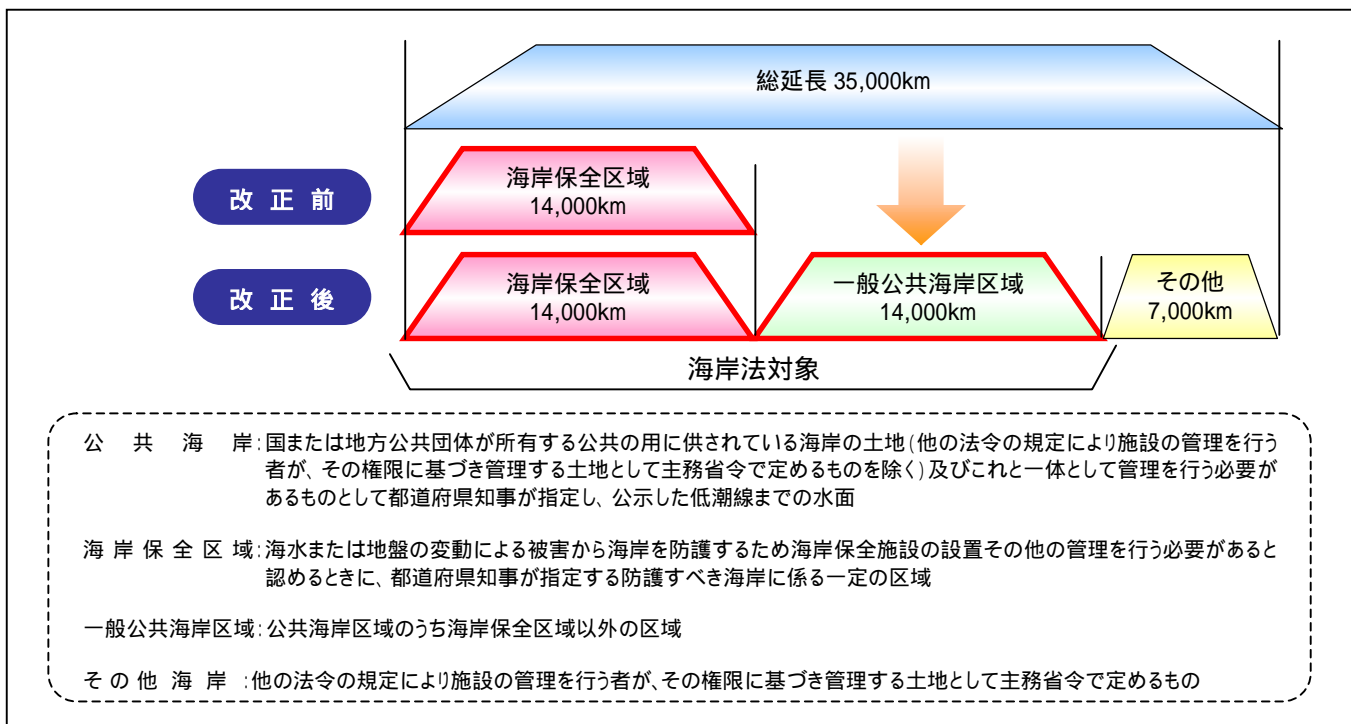
この理念の下、災害からの海岸の防護に加え、海岸環境の整備と保全および公衆の海岸の適正な利用の確保を図り、これらが調和するよう、総合的に海岸の保全を推進するものとする。また、海岸は地域の個性や文化を育ててきていること等から、地域の特性を生かした地域とともに歩む海岸づくりを目指すものとする。



海岸法改正の経緯



改正海岸法による新たな計画制度



海岸法の改正による海岸の延長

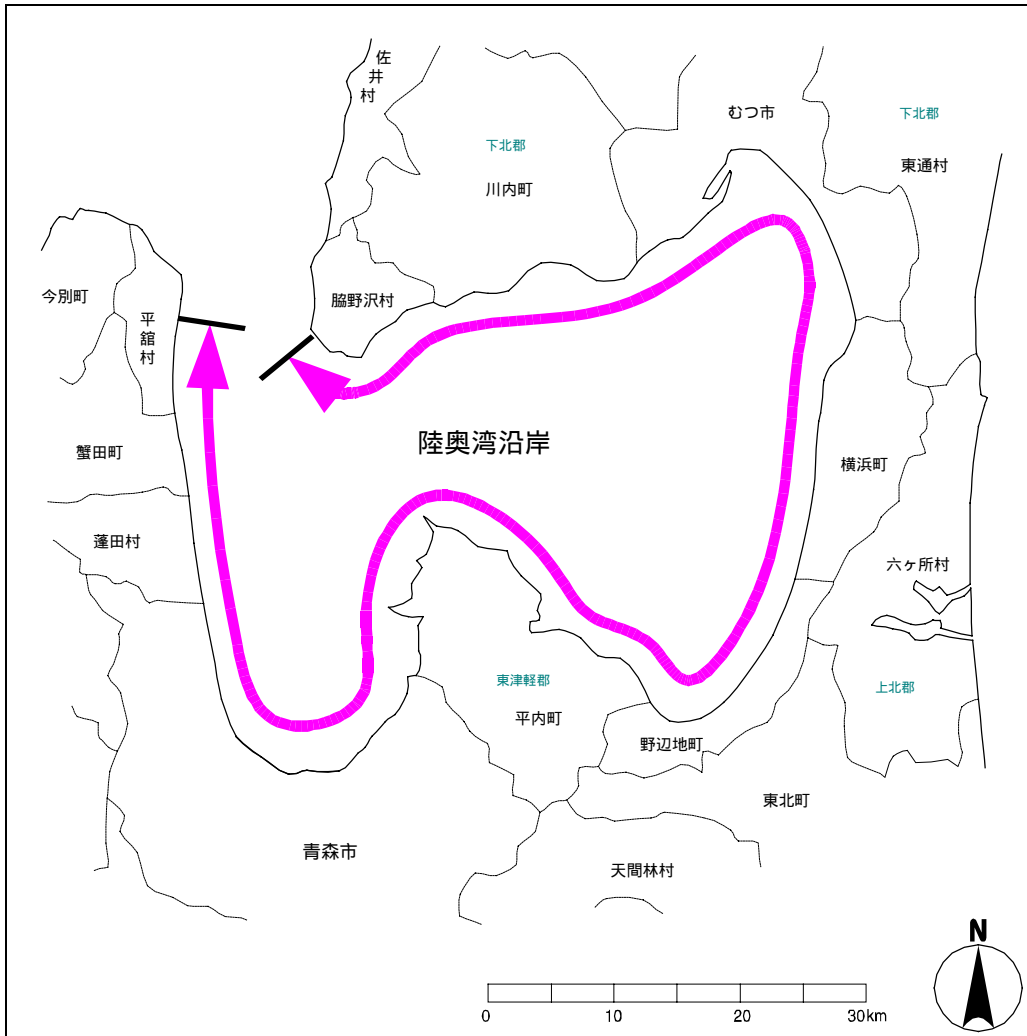
1-3 対象範囲

陸奥湾沿岸の海岸保全基本計画策定の対象は、以下に示す沿岸域とする。

海岸保全基本計画の策定する沿岸域

沿岸名	区域		延長 (平成12年版海岸統計)	区域内市町村			
	起点	終点		脇野沢村	川内町	むつ市	横浜町
陸奥湾沿岸	北海岬	根岸	242,784m	野辺地町	平内町	青森市	蓬田村
				蟹田町	平館村		

根岸とは、平館漁港区域の南端とする



陸奥湾沿岸の対象範囲

2. 海岸の保全に関する基本的な事項

2-1 海岸の概要

2-1-1 海岸保全の経緯

陸奥湾の海岸整備は、昭和30年代初頭の相次ぐ季節風や台風等の被害を契機に、昭和36年に脇野沢漁港海岸、翌年に国直轄青森海岸に着手したのが始まりで、これまでに海岸堤防・護岸や離岸堤等による海岸保全施設の整備が進められてきた。しかし、未だに台風・冬季風浪等による海岸付近集落への越波被害や、砂浜海岸の侵食の進行等があることから、更なる海岸保全施設の整備を進めているところである。

また同時に、近年の海洋性レクリエーション需要の増大に対応するため、良好な海浜空間を目指した整備も進められてきたところである。

これら海岸の整備は、3省庁により分担して進められており、それぞれの所管延長は下表の通りとなっている。

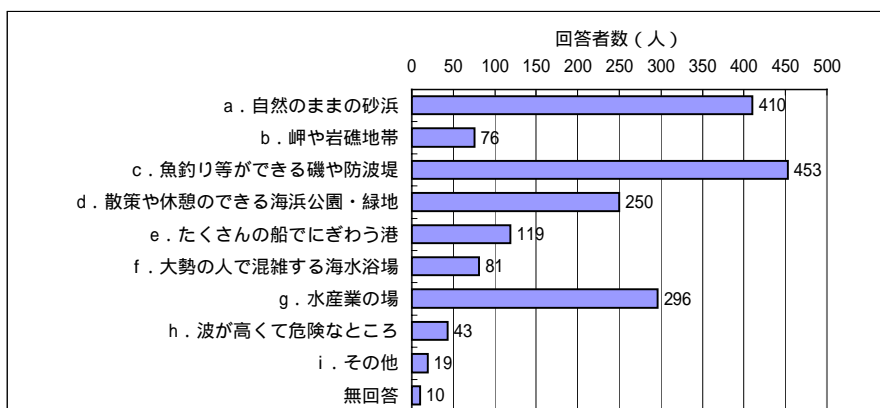
陸奥湾沿岸における3省庁所管延長

	海岸線延長 (m)	海岸保全区域延長 (m)	海岸保全施設の 有施設延長(m)
青森県	746,418	407,947	252,684
陸奥湾沿岸	245,048	165,821	106,457
国土交通省 河川局所管	127,344	95,199	59,046
国土交通省 港湾局所管	64,136	31,035	24,423
農林水産省 農村振興局所管	1,100	1,100	1,100
水産庁所管	52,468	38,487	21,888

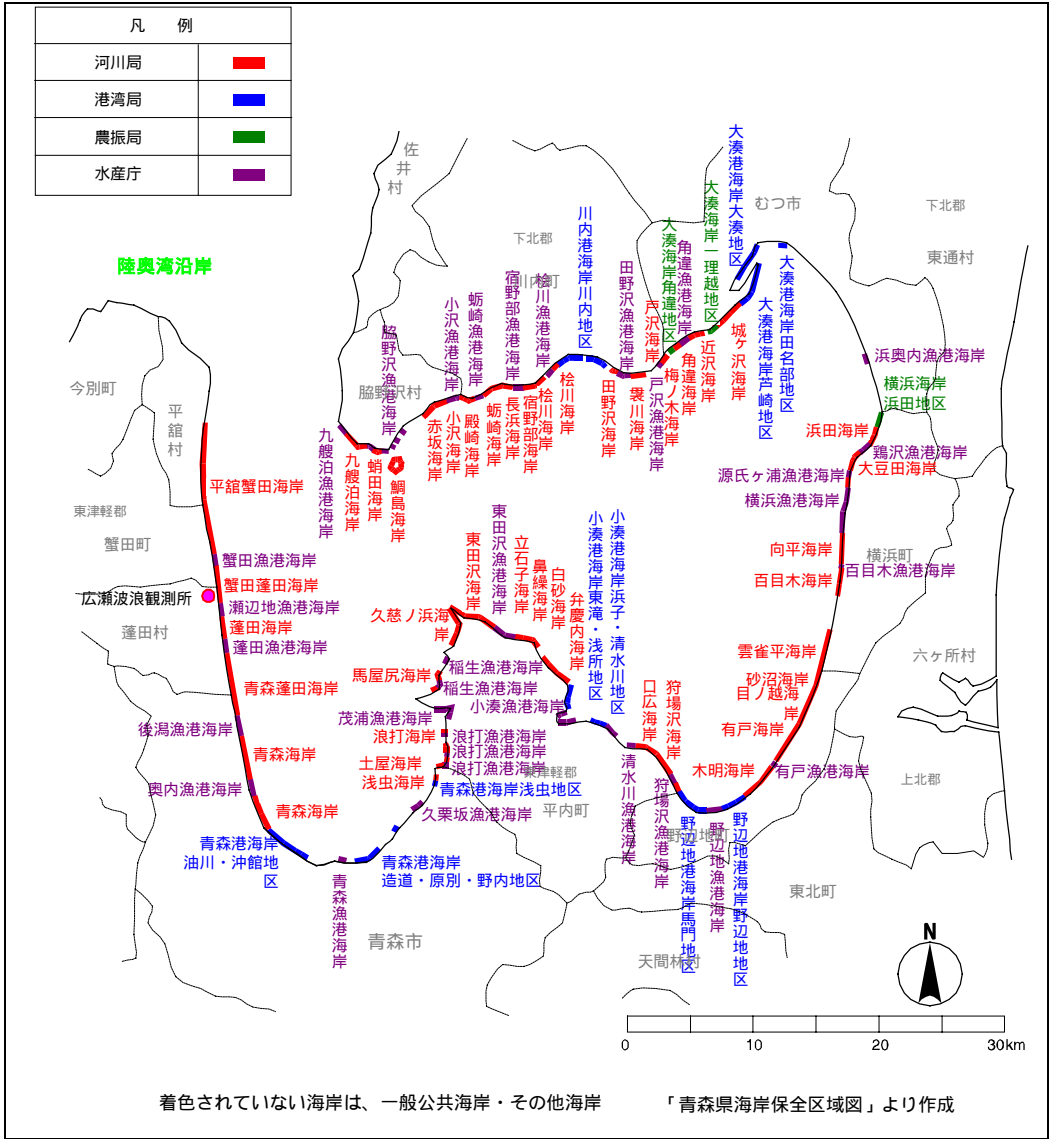
(平成13年版海岸統計)

2-1-2 海岸に対するイメージ

今後の海岸の望ましい姿の実現に向けた海岸保全基本計画策定の基礎資料として、陸奥湾沿岸市町村住民へのアンケート調査を実施した。その結果のうち、身近な海岸のイメージについては、多くの方が「魚釣り等ができる磯や防波堤」「自然のままの砂浜」「水産業の場」「散策や休憩のできる海浜公園・緑地」と答えた。



身近な海岸のイメージ(2つ選択)



陸奥湾沿岸の海岸保全区域図

2-2 自然的特性

2-2-1 気象・海象

(1) 気象

本県の気候は、概して、冷涼型の気候で、夏が短く、冬は寒さが厳しいことが特色となっています。しかし、山脈、半島、陸奥湾などの地形的な複雑さや海流の関係で、地域によってかなり気候に差があります。

一般に陸奥湾沿岸は年平均気温も低めで、冬は県内でも多雪な地域となっています。

県内の主な観測点における観測結果

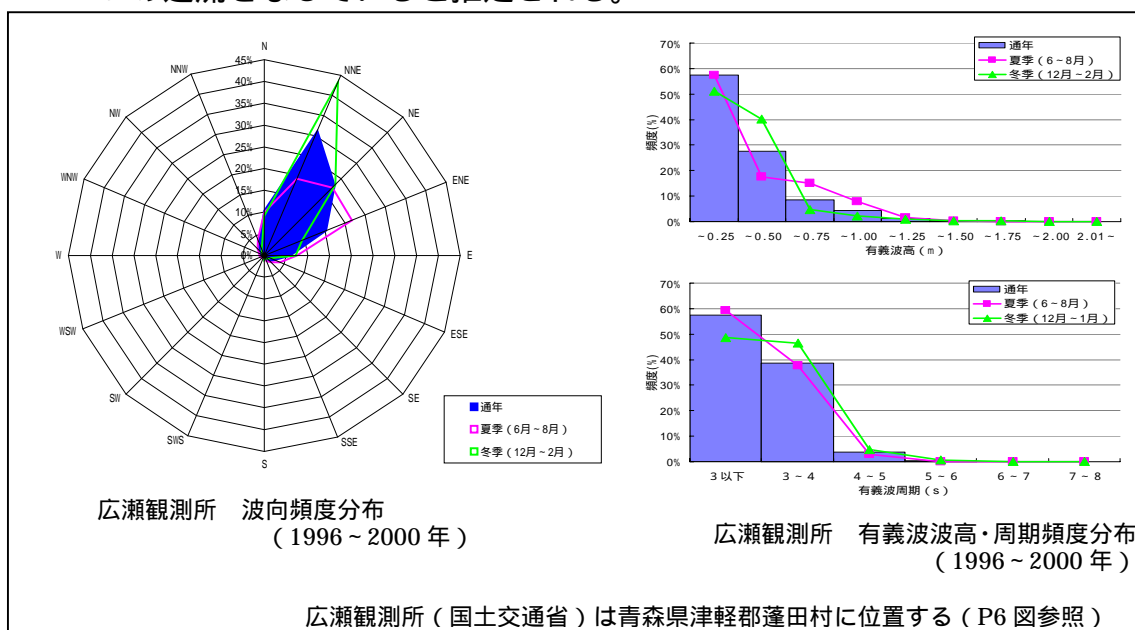
	平均気温		日照時間		降水量(総量)		最深積雪 (cm)
	4月~10月	11月~3月	4月~10月	11月~3月	4月~10月	11月~3月	
青森地方気象台(青森市)	16.5	0.7	1,234.8	345.8	746.5	654.0	154.0
むつ特別地域気象観測所(むつ市)	15.1	0.2	1,046.1	456.8	958.0	377.5	92.0
深浦測候所(深浦町)	16.9	1.6	1,200.8	266.3	699.0	354.0	53.0
八戸測候所(八戸市)	15.8	0.9	1,100.9	665.3	912.5	121.0	20.0

(平成13年気象庁月報)

(2) 海象

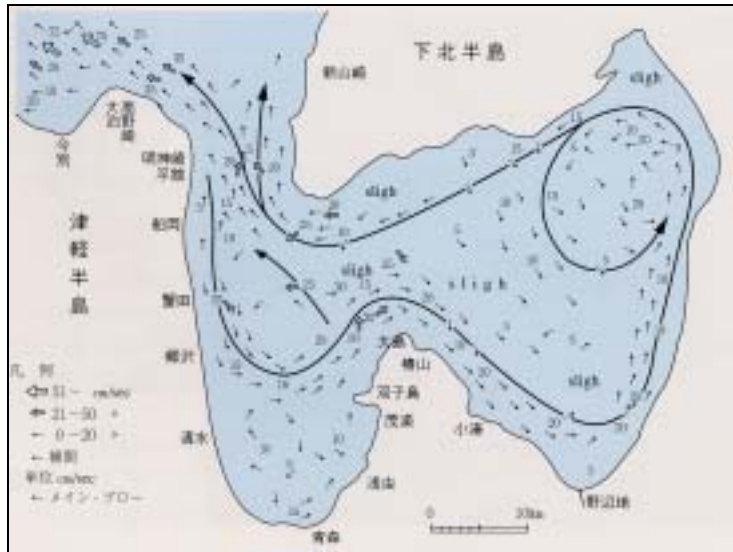
陸奥湾内での潮位変動は、大潮時で 80cm 程度となっており、青森港での既往最高潮位は T.P. + 1.121m である。波浪は、湾口が狭いため、外海からのうねりの影響は湾口付近に止まり、湾内で発生する風波の来襲が主となっている。そのため、冬季には湾内東沿岸に西寄りの高波浪が来襲し、湾内西沿岸ではヤマセによる北東の高波浪が来襲する。波高は、太平洋や日本海に面する区域に比較して小さい。

また、湾内の海流は日本海を北上した対馬暖流の一部が津軽海峡に流入し、南岸を東流し、さらにむつ市方向に北上して湾口から流出する 1 つの還流をなしていると推定される。



広瀬観測所(国土交通省)は青森県津軽郡蓬田村に位置する(P6 図参照)

沿岸の主な地点における波向・波高状況



青森県周辺の海流（「海岸 16 号」より）

2-2-2 地勢

奥羽山脈が県の中央を南北に走り、八甲田火山郡に代表される中央山地を形成しており、夏泊半島まで続いている。下北半島は、釜臥山をはじめそのほとんどが陸奥湾を挟んで中央山地から続く下北山地を形成している。

また、中央山地の北端には青森市を中心とした青森平野、下北半島の頸部には田名部川流域に田名部低地帯が形成されている。

陸奥湾は、下北半島、津軽半島に囲まれ、湾中央に凸上にせり出た夏泊半島により大きく 2 つの湾が形成されている。湾内の海底地形は、非常に平坦で水深も 50m 程度と非常に浅い。

沿岸における主な山岳

山地名	山岳名	標高
中央山地	八甲田山(大岳)	1,584 m
	八甲田山(高田大岳)	1,552 m
	東岳	684 m
津軽半島脊梁山地	丸屋形岳	718 m
	大倉岳	677 m
	四ツ滝山	670 m
下北半島	釜臥山	879 m
	燧岳	781 m
東部丘陵地	桑畑山	400 m
	吹越烏帽子岳	508 m

(国土地理院)

2-2-3 河川

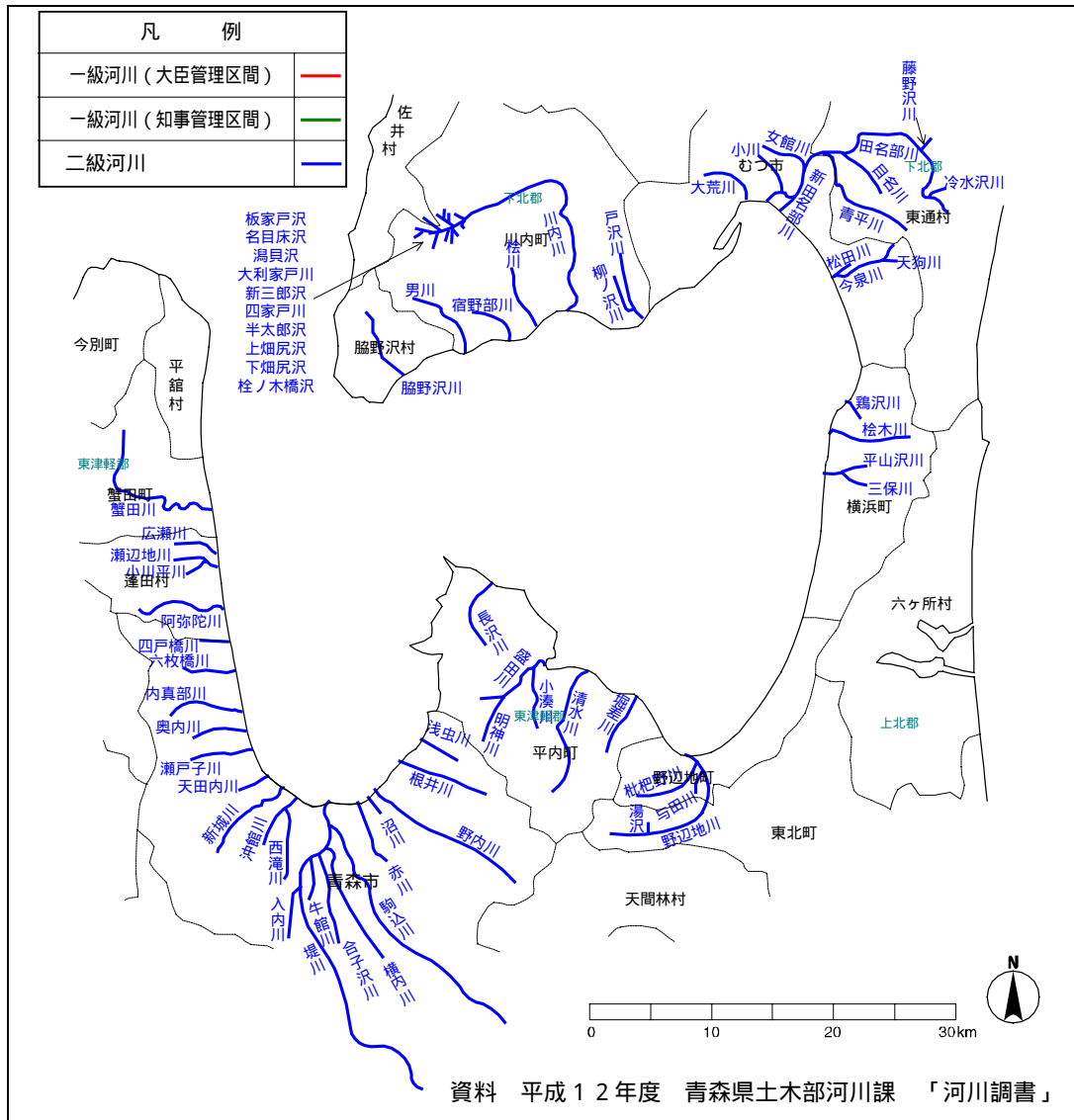
青森県内には、一級河川 3 水系、二級河川 77 水系をはじめとして多くの河川がある。

陸奥湾沿岸では、一級河川はなく特に流域の大きな河川は見られない。二級河川では、比較的大きな河川として、中央山地から陸奥湾に注ぐ堤川・野辺地川や、下北半島の田名部川・川内川等がある。

沿岸における主な河川

沿岸名	指定区分	水系名	区域延長 (支川も含む)
陸奥湾沿岸	二級河川	堤川	61 km
		野辺地川	24 km
		田名部川	46 km
		川内川	38 km

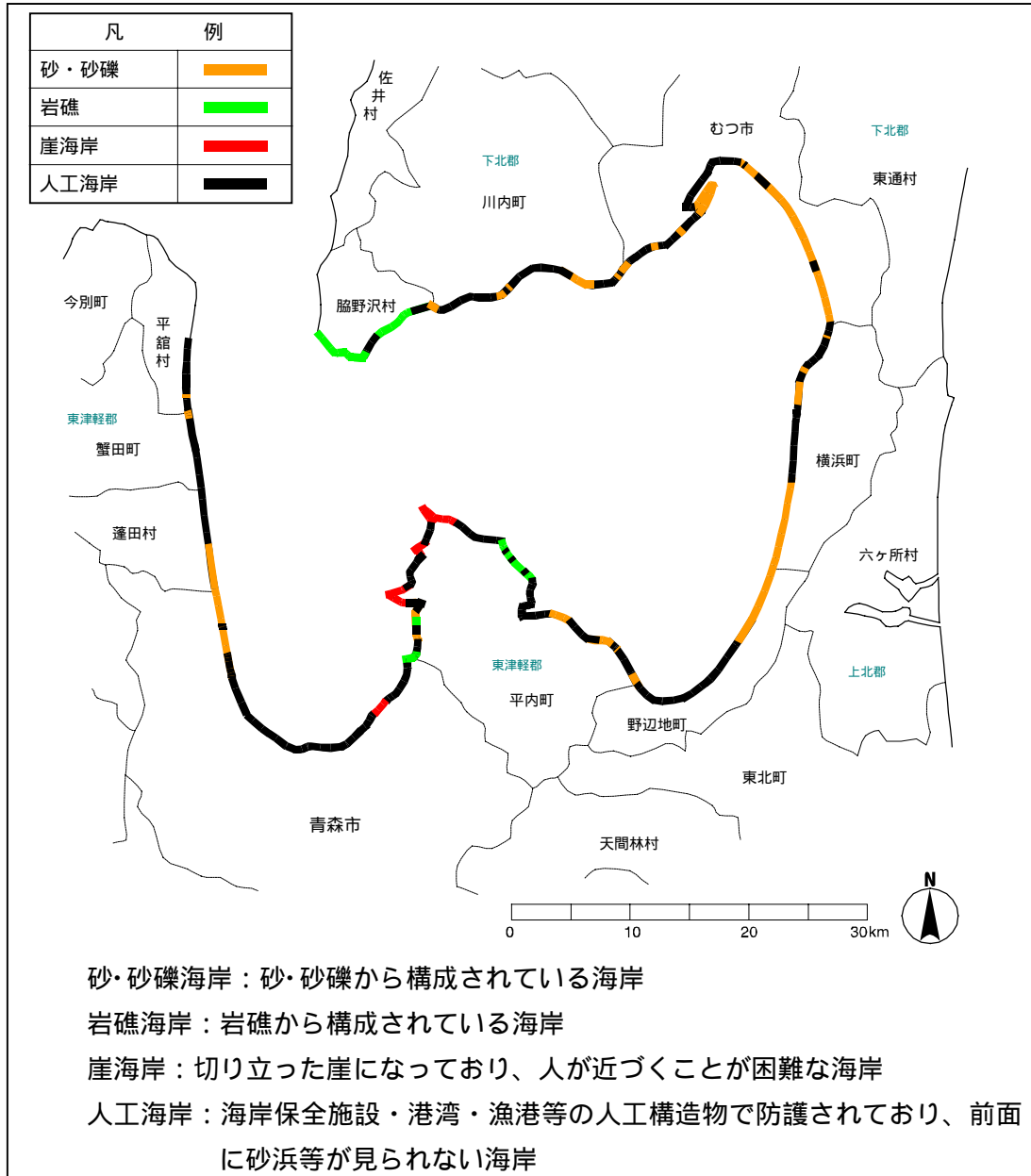
(平成12年度河川調書)



沿岸の河川

2-2-4 汀線地形

陸奥湾沿岸は、夏泊半島・下北半島西側で岩礁海岸が見られるが、全体的には砂浜海岸が主体となっている。侵食が進んだことと、整備が進んでいることから人工海岸が多い。また、大湊湾の芦崎には国内有数の砂嘴が形成されており、その内側や、夏泊半島東部付け根には干潟が見られる。



沿岸の汀線状況

2-2-5 自然公園・天然記念物

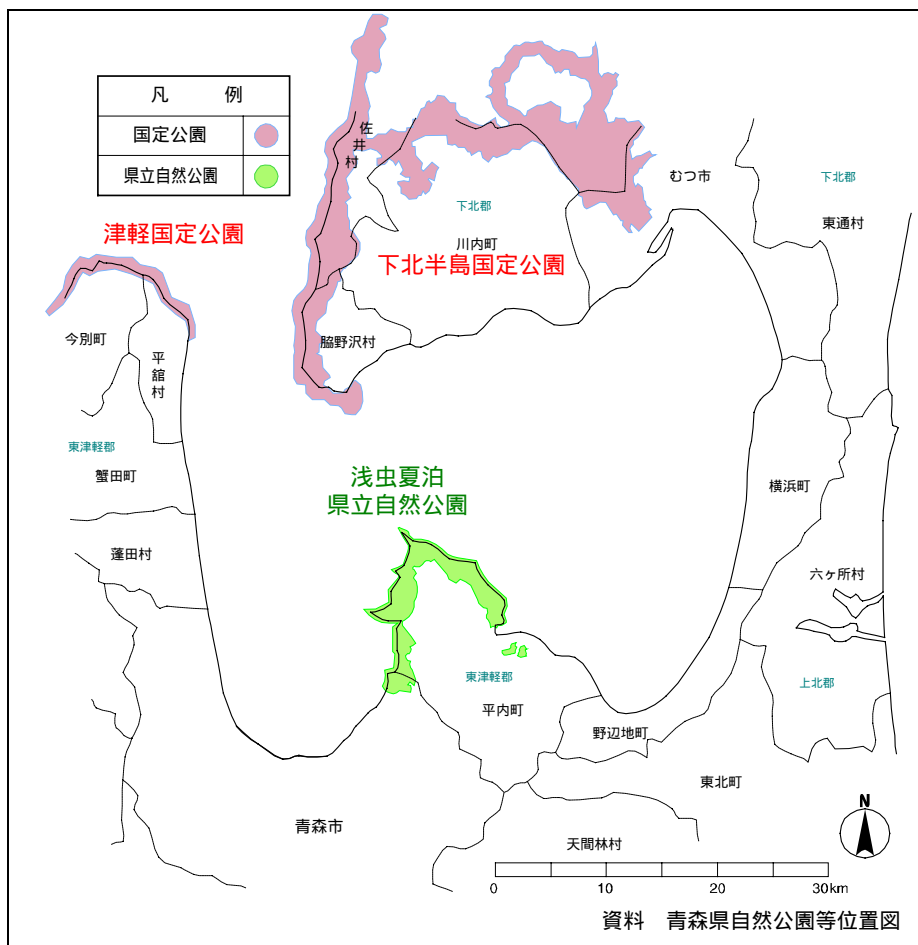
陸奥湾沿岸は、下北半島西端部が下北半島国定公園に指定されているほか、平内町の浅所海岸は、ハクチョウの渡来地として国の特別天然記念物に指定されている。さらに、国の天然記念物に指定されているカモシカが広い範囲で生息している。

また、これらの自然は、沿岸における重要な観光資源ともなっている。

沿岸における自然公園等

指定区分	名称	指定年月日	関係市町村
国定公園	下北半島	昭和43年7月22日	むつ市 東通村 川内町 佐井村 大畑町 脇野沢村 大間町
海中公園	鯛島	昭和50年12月11日	脇野沢村
県立自然公園	浅虫・夏泊	昭和28年6月10日	青森市 平内町
特別天然記念物	小湊のハクチョウおよびその渡来地	大正11年3月8日	平内町
天然記念物	ツバキ自生北限地帯	大正11年10月12日	平内町
天然記念物	下北半島のサルおよびサル生息北限地	昭和45年11月11日	脇野沢村 佐井村 大間町
県天然記念物	大湊湾の白鳥	昭和35年6月24日	むつ市

天然記念物については地域が指定されているもののみ記載



沿岸の自然公園等

2-3 社会的特性

2-3-1 人口

青森県の人口は、全体で148万人、うち沿岸市町村人口は82万人となっており、県人口の55%を占めている。

陸奥湾沿岸市町村の人口は40万人となっており、県全体人口の27%、県沿岸市町村人口の49%を占めている。沿岸には青森市・むつ市があり、両市の人口は沿岸人口の86%にのぼっている。

また、県全体の人口密度が154人/km²に対し、陸奥湾沿岸は202人/km²と県全体より高くなっているが、沿岸の町村部のみでは52人/km²と低くなる。

沿岸市町村の人口

	人口	人口密度 (人/km ²)
青森県	1,475,728	154
うち沿岸市町村	818,466	168
陸奥湾沿岸	401,711	202
青森市	297,859	430
むつ市	49,341	201
町村部	54,511	52

(平成12年国勢調査)

2-3-2 産業

(1) 産業構成

青森県の就業人口は、全体で73万人、うち沿岸市町村の就業者人口は39万人となっており、県全体の54%を占めている。

陸奥湾沿岸市町村の就業者人口は19万人となっており、県全体の26%、県沿岸市町村の49%を占めている。産業別には第一次産業が5%、第二次産業が21%、第三次産業が74%という構成になっており、県全体の構成と比較すると、第一次産業の割合が低く第三次産業の割合が高くなっている。

産業による純生産高については、青森市が突出しており9,453億円となっているほか、むつ市が1,411億円、その他の町村は40～370億円程度となっている。第一次産業比は青森市・むつ市・野辺地町は県全体の割合より低いがその他の町村は高く、うち横浜町は農業が大勢を占め、平舘村・平内町・脇野沢村は水産業が大勢を占めている。

沿岸市町村の産業構成

	就業者数(平成12年10月1日) (単位:人)				市町村内純生産(平成12年度) (単位:百万円)			
	総数	第一次産業	第二次産業	第三次産業	総数	第一次産業	第二次産業	第三次産業
青森県	729,472	103,735	185,571	437,142	3,791,682	166,546	766,014	2,859,122
うち沿岸市町村	394,462	29,820	100,077	261,947	2,375,648	71,692	459,646	1,844,312
陸奥湾沿岸	192,240	9,777	41,027	139,459	1,201,726	22,358	176,011	1,003,358
青森市	141,934	3,501	27,381	109,088	945,358	5,515	127,679	812,164
むつ市	23,671	917	5,492	17,257	141,141	2,366	17,477	121,298
町村部	26,635	5,359	8,154	13,114	115,227	14,477	30,855	69,896

(国勢調査)

(市町村民所得統計)

(2) 農業

陸奥湾沿岸の市町村の農業は水稻のほか、津軽半島の地域はトマト、馬鈴薯などが生産され、また、夏泊半島から下北半島にかけての地域はピーマンなどの露地野菜のほか、こかぶ、馬鈴薯、大根などの根野菜の生産を行なう複合経営となっている。

(3) 水産業

平成 13 年青森県海面漁業に関する調査報告書によると、青森県全体の水産物陸揚量は 37 万トン、陸揚金額は 587 億円を数え、全国有数の水産県となっている。また水産業協同組合の概況（平成 13 年版）によると、県全体の漁業協同組合員数は 16,248 人となっている。そのうち陸奥湾沿岸市町村では陸揚量 10 万トン（27%）、陸揚金額 132 億円（22%）、漁業協同組合員数 3,274 人（20%）となっている。

沿岸では、静穏な海域環境を利用してのほたて養殖漁業が盛んに営まれており、全国有数の生産地となっている。陸奥湾内での水産物はほとんどが「ほたて」となっている。そのほか「なまこ」「ほや」「とげくりがに」等も重要な魚種となっている。

2-3-3 交通

陸奥湾沿岸の幹線道路としては、平舘方面から青森市に至る国道 280 号、青森市から野辺地町に向かう国道 4 号、野辺地町からむつ市に向かう国道 279 号、むつ市から脇野沢村に向かう国道 338 号がある。また、夏泊半島の海岸沿いは県道夏泊公園線が通っている。鉄道については、青森市から津軽半島東岸を北上する JR 津軽線、青森市から野辺地町まで JR 東北本線、野辺地町からむつ市まで JR 大湊線が通っている。

そのほか、青森港から北海道に向けてカーフェリーが就航しているほか、脇野沢漁港～蟹田漁港間にもカーフェリーが就航している。さらに、青森港から脇野沢漁港・牛滝漁港・福浦漁港を経由して佐井漁港まで至る旅客船航路も就航している

2-3-4 歴史・文化財

陸奥湾沿岸の市町村では、特別史跡の三内丸山遺跡をはじめとする縄文遺跡やその出土品がある青森市、古くから下北半島の中心地となっていたむつ市周辺に国指定の文化財・史跡が平成 13 年度末現在で 11 件ある。

また、県指定のものは 33 件あり、主に縄文式土偶などの遺跡出土品や、仏教芸術、下北各地の山車行事などの古くから伝わる地域の伝統行事・伝統芸能が多くなっている。

2-3-5 関連する法規制

【自然環境保全に関する法的規制等】

自然公園

自然公園は優れた自然を守り、広く保健休養の場として利用していくために、自然景観の優れた地域を「自然公園法」に基づき指定するもので、地域区分により土地利用などに規制がかかる。青森県は、自然環境に恵まれ、国立公園が1地域、国定公園が2地域、県立自然公園が8地域指定されている。これらの総面積は約15万9千haになる。

自然環境保全地域

自然環境保全地域は、豊かな自然環境を保護し、豊かな生態系とそこに生息する野生生物を守っていくために「自然環境保全法」および「青森県自然環境保全条例」に基づき指定される地域で自然公園と同様、地域区分に応じて規制がかかる。青森県には国指定、県指定あわせて10地域が指定されており、総面積は1万5千haになる。

鳥獣保護区

鳥獣の保護繁殖を図るために「鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律」に基づき設定されるもので、鳥獣の捕獲が規制されるほか特別保護地区では土地利用の規制もかかる。青森県内には平成13年度現在85箇所の鳥獣保護区が設定されており、その総面積は11万4千ha、そのうち1万7千haが特別保護地区に設定されている。

保護林

保護林は、原生的な森林生態系の維持、動植物の保護、遺伝資源の保存、森林施業や管理技術の発展などを目的として「保護林制度」に基づき管理を行う国有林で、伐採等に制限がかかる。青森県には全部で21箇所の保護林があり、その合計面積は1万4千haになる。

青森県ふるさとの森と川と海の保全及び創造に関する条例

本県の森林、河川及び海岸（以下「ふるさとの森と川と海」という。）が、農林水産業の生産活動及び人の生活と結び付いて、様々な祭礼・伝統漁法・風俗習慣などの地域文化を形成していることから、ふるさとの森と川と海の保全及び創造を図り、県民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的として平成13年12月21日に制定された条例である。

以上の他、自然環境保全に関する法的規制区域には保安林制度の風致保安林、青森県開発規制区域、青森県緑地保全地域があり、それぞれ樹木の伐採等土地利用に規制がかかる。

2-3-6 関連する諸計画

上位・関連計画整理表(1)

計画名称	位置付け・理念	基本目標・計画・整備方針
<p>新青森県長期総合プラン</p> <p>(平成9年2月) 平成9年度～ 平成18年度 10ヶ年計画</p>	<p>【基本理念】 「ニュー・ルネサンス - 人間性復活 - 」</p> <p>【キャッチフレーズ】 おこそう あおもりの風 「自然」と生きる・「福祉」を興す・「文化」を耕す・「地域」輝く青森県</p>	<p>【10の戦略プロジェクト構想】 生涯安心福祉システム整備推進構想 男女共同参画社会推進構想 創造学習システム推進構想 マルチネットワーク社会推進構想 自然環境共生モデル推進構想 文化創造システム推進構想 広域生活・経済圏充実・発展構想 総合的産業政策推進構想 複合・価値創造産業創出構想 「津軽海峡軸」形成構想</p> <p>【基本計画】 悠々・安心・快適社会 未来力あふれる社会 彩りある美しい社会 出逢い創造社会</p>
<p>青森県文化観光基本計画</p> <p>(平成11年3月) 平成11年度～ 平成20年度 10ヶ年計画</p>	<p>【基本理念】 ・21世紀の新たな観光の姿として、青森県を訪れる人々に知的充足感、心の豊かさ、感動を与える、文化性を重視した観光を目指す。 ・県民一人一人がふるさとの自然や文化を見つめ直し、自分たちの住むまち、そして青森県を訪れる人々を、自信と誇りを持って、温かく迎える意識を高める。 ・先人の残した豊かな自然、文化遺産に感謝しつつ、人と人とのふれあいや文化と文化との交流を通して感性と創造性を高め、未来を切り拓いていくことを志す。</p>	<p>【基本方向】 感動と知的充足感を与える文化観光 ・歴史、生活文化資源の保存、活用 ・豊かな自然資源の保全・活用 ・芸術文化の振興 快適さとゆとりを与える文化観光 ・快適に利用できる環境の整備 ・自然、文化に触れる環境の整備 憩いと安らぎを与える文化観光 ・安らぐ環境の創造 ・都市観光の推進 訪れる人々を温かく迎える文化観光 ・青森県の魅力の情報発信 ・国際観光の推進 ・観光客を温かくもてなす 観光産業を活性化する文化観光 ・観光産業の活力と魅力の向上</p>
<p>青森県環境計画</p> <p>(平成10年5月) 平成10年度～ 平成18年度</p>	<p>【基本理念】 豊かな自然環境の保全と快適環境の創造をめざして 【望ましい環境像】 ・豊かで美しい自然にあふれる青森県 ・安全ですこやかな暮らしのできる青森県 ・歴史と文化を大切にする青森県</p>	<p>【自然環境の保全目標】 森林の保全と活用 ・森林における自然環境を保全 ・森林の有する多様な公益的機能の充実 ・森林資源の適切な活用 水域の保全と活用 ・水辺や水域の自然環境の保全 ・水辺や水域が有している多様な機能の維持保全と向上 ・水域の水質保全 野生生物種の多様性の確保 ・野生生物種の多様性を確保し、野生動植物の生息・生育環境の保全 ・海洋及び淡水生態系の保全 すぐれた自然環境の保全 ・自然公園等のすぐれた自然環境を保全し、快適で適切な利用環境の確保 身近な自然の保全 ・身近に残されてきた自然環境の保全・活用 ・野生生物の生息環境や移動空間の連続性の確保</p> <p>【生活環境の保全目標】 水質汚濁対策の推進 ・豊かな水資源・水環境の保全 ・環境基準の達成維持 ・水質汚濁負荷量の削減 悪臭対策の推進 ・悪臭がない生活環境づくり ・産業活動に伴う悪臭の発生防止 原子力施設周辺環境監視の推進 ・施設周辺住民の安全の確保と環境の保全</p>

上位・関連計画整理表(2)

計画名称	位置付け・理念	基本目標・計画・整備方針
陸奥湾沿岸域保全 利用指針 (平成3年度)	【方向性】 “保全(環境保全・国土保全)” と“利用”の調和のとれた沿岸 域の創造	<ul style="list-style-type: none"> ・環境保全の方向 豊かな自然環境の保護や保全を基本とし、また、現状の環境を改善し、より良い環境を人工的に創出する環境創造も含めた環境の保全にも努める。 ・国土保全の方向 ほぼ全域で生じている海岸侵食に対する積極的な侵食対策をはじめ、高波浪時の後背地への越波や潮風害等を減少させるための国土保全にも努める。 ・利用の方向 各方面における上位計画に基づき各種産業の振興を図る一方で、沿岸域の自然環境の保全を前提とした関係各機関との調整のもとに沿岸域の活用計画について検討する。また、漁業振興に資する現整備計画の推進をもとに、総合的かつ高度な活用を一層促進させる。
青森海岸環境基本 計画 (平成6年8月)	【基本理念】 北を彩るにぎわいの外が浜 豊かな自然と文化に親しめる空間の創出 陸奥湾に向かう活動空間の創出	「青森市～蟹田町ゾーン」 <u>身近な海にふれあう活動空間</u> 本地域の、交通体系の充実や身近な海辺として親しまれてきたことを背景とし、直立堤防などの整備により海辺とのふれあいが難しくなっている現実を踏まえ、海辺へのアプローチを容易にするなど、身近な海岸空間の創出に向けた各種の整備をはかる。 「蟹田町～平舘村ゾーン」 <u>雄大な自然を体験する海岸空間</u> 漁業を中心とした地域社会が形成され雄大な自然を有している地域で、近年アクセスも向上し竜飛岬等の津軽国定公園の玄関口として、当地域の役割がますます重要となっていることから、優れた海岸環境の適正な保全と利用に努め、雄大な自然を体験できる海岸空間の創出に向けた各種の整備をはかる。

2-4 海岸防護の現況

2-4-1 海岸防護の現況

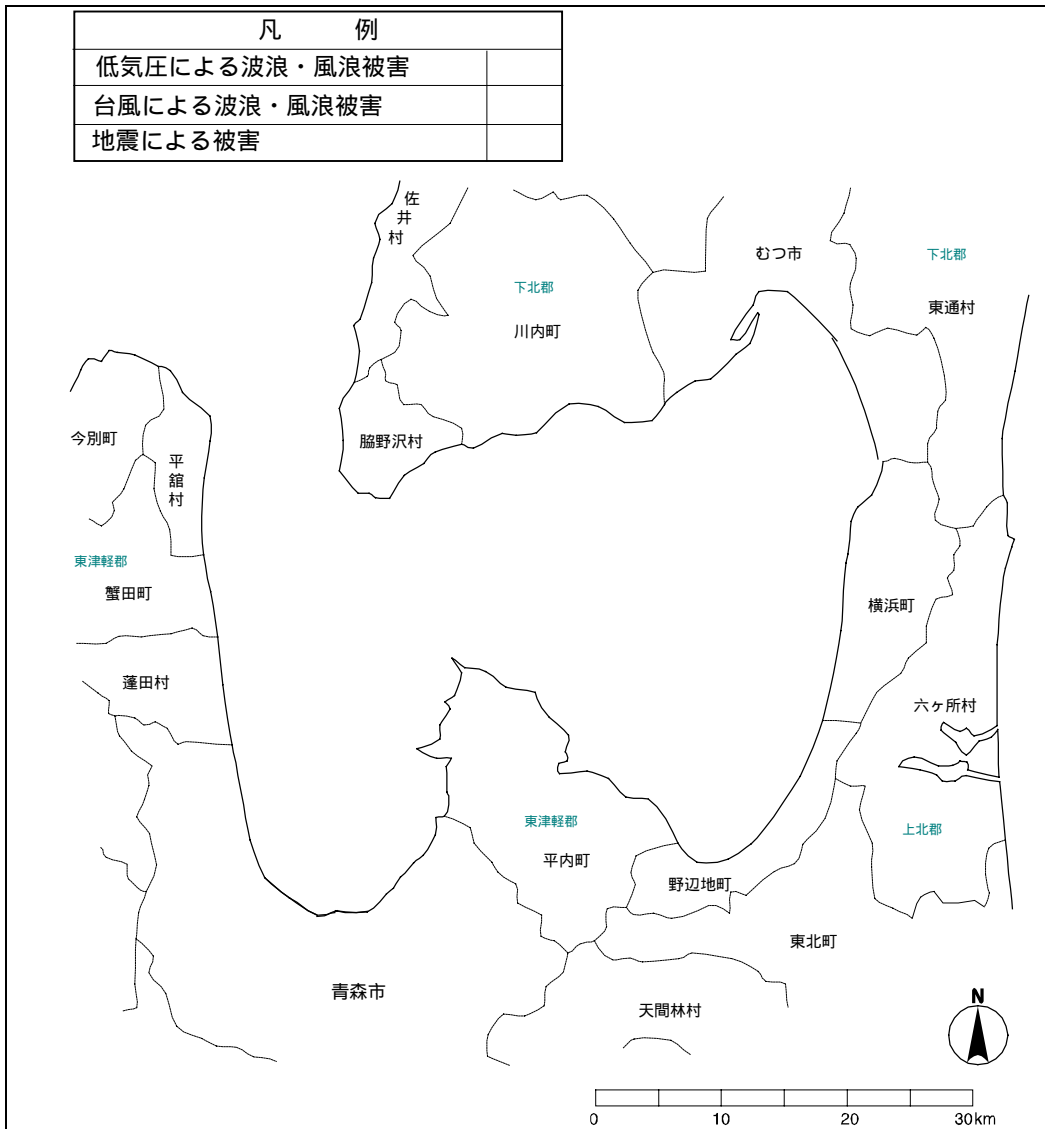
(1) 高潮・侵食等の現況

公共土木施設災害（海岸災害）の状況

高潮・高波や地震等の災害による近年及び主な海岸保全施設災害の発生実態は以下に示すとおりである。台風や暴風雨による被害、冬季風浪による被害が多く見られる。また、地震・津波については津波による被害よりも地震のゆれによる護岸等の沈下といった施設被害が発生している。

沿岸における主な公共施設災害の実績

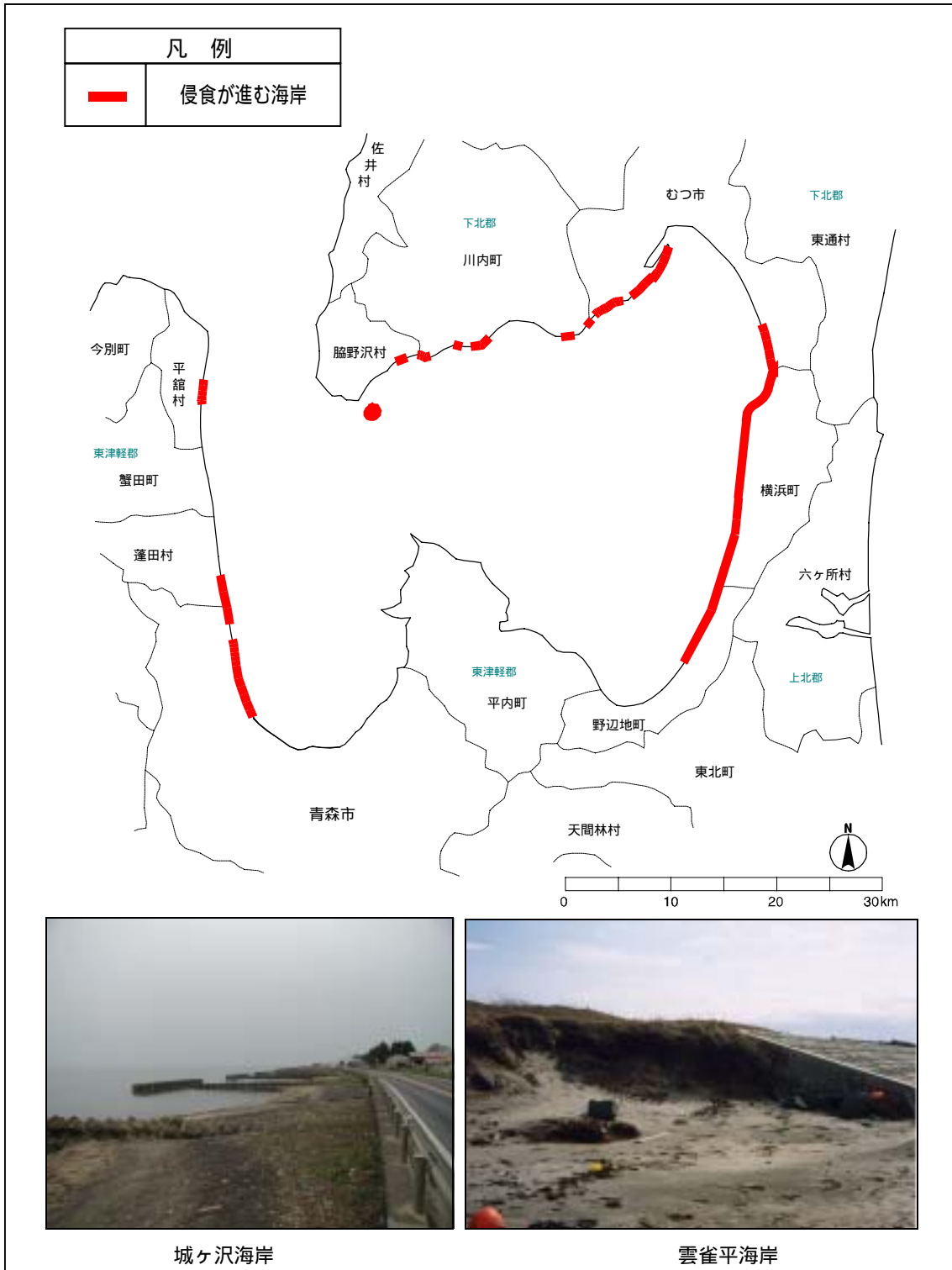
被災年次	市町村名	被災状況(被災施設)	災害名
昭和34年6月10日～12日	蓬田村、青森市	突堤、護岸	風浪
昭和34年9月17日～19日	蟹田町、蓬田村、川内町、大間町	護岸、突堤	台風第14号
昭和34年9月26日～27日	蟹田町、平内町	護岸、突堤	台風第15号
昭和35年5月24日	青森市	護岸	チリ地震津波
昭和35年10月20日～22日	蓬田村	護岸	台風第24号
昭和36年1月4日～27日	横浜町、青森市、平内町	護岸、突堤	冬季風浪
昭和36年5月29日～30日	脇野沢村	護岸	風浪
昭和37年1月2日～3日	青森市、蓬田村	護岸、突堤	冬季風浪
昭和38年1月6日～8日	蟹田町、青森市	護岸、導流堤	冬季風浪
昭和39年1月31日～2月2日	蓬田村、青森市、平内町、脇野沢村	護岸、突堤	冬季風浪
昭和39年3月21日～22日	平内町	護岸	冬季風浪
昭和40年1月8日～9日	野辺地町、平内町	護岸	冬季風浪
昭和40年9月17日～18日	青森市、野辺地町、脇野沢村	護岸、突堤	台風第24号
昭和41年1月4日～8日	蟹田町、青森市、平内町、横浜町、脇野沢村	護岸	冬季風浪
昭和42年9月21日～22日	蟹田町	護岸	台風第27号
昭和43年5月16日	青森市、平内町、野辺地町、川内町	護岸	十勝沖地震
昭和43年8月21日～22日	蟹田町、横浜町、脇野沢村	護岸	豪雨
昭和44年12月3日	川内町	堤防	冬季風浪
昭和47年2月27日～28日	むつ市	護岸	低気圧
昭和47年9月17日	むつ市	護岸	台風20号
昭和48年8月18日～19日	むつ市	防潮堤	低気圧
昭和48年12月22日～23日	川内町	導流堤	暴風雪
昭和50年8月23日	青森市	防潮堤	台風6号
昭和54年3月11日	蓬田村	護岸	冬季風浪
昭和55年1月31日	野辺地町	護岸	風浪
昭和55年8月27日～30日	川内町	導流堤	低気圧の大雨と風浪
昭和55年10月22日～27日	横浜町、青森市	護岸	風浪
昭和56年8月21日～23日	蟹田町、蓬田村、脇野沢村	護岸	台風15号
昭和58年5月26日	蟹田町、蓬田村、青森市、平内町、野辺地町、脇野沢村	護岸、離岸堤、堤防	日本海中部地震
昭和59年4月5日～6日	脇野沢村	護岸	融雪
昭和60年9月1日	川内町、蓬田村、平館村	離岸堤、消波工、護岸	台風第13号による強風
昭和60年10月8日	青森市	護岸	風浪
昭和62年2月25日～26日	横浜町	護岸	強風と波浪
昭和62年8月4日～6日	脇野沢村	護岸	大雨
昭和62年8月31日～9月1日	横浜町	離岸堤	強風による波浪
平成2年8月25日～27日	川内町、脇野沢村	護岸	波浪
平成2年10月26日～27日	青森市、横浜町	離岸堤、護岸	波浪
平成2年11月30日～12月3日	平内町、脇野沢村、青森市、平館村	護岸、離岸堤	大雨強風波浪
平成6年2月21日～24日	横浜町	離岸堤	冬季風浪
平成7年11月7日～9日	横浜町	離岸堤	発達した低気圧による暴風雪と沿岸波浪
平成11年9月23日～25日	蟹田町、蓬田村	離岸堤	台風第18号
平成14年10月1日～2日	横浜町	堤防	台風21号



沿岸の海岸構造物の被災状況

侵食

陸奥湾沿岸における侵食の進行の状況は以下に示すとおりである。
脇野沢からむつ市、横浜町の沿岸で海岸侵食が進んでいる。



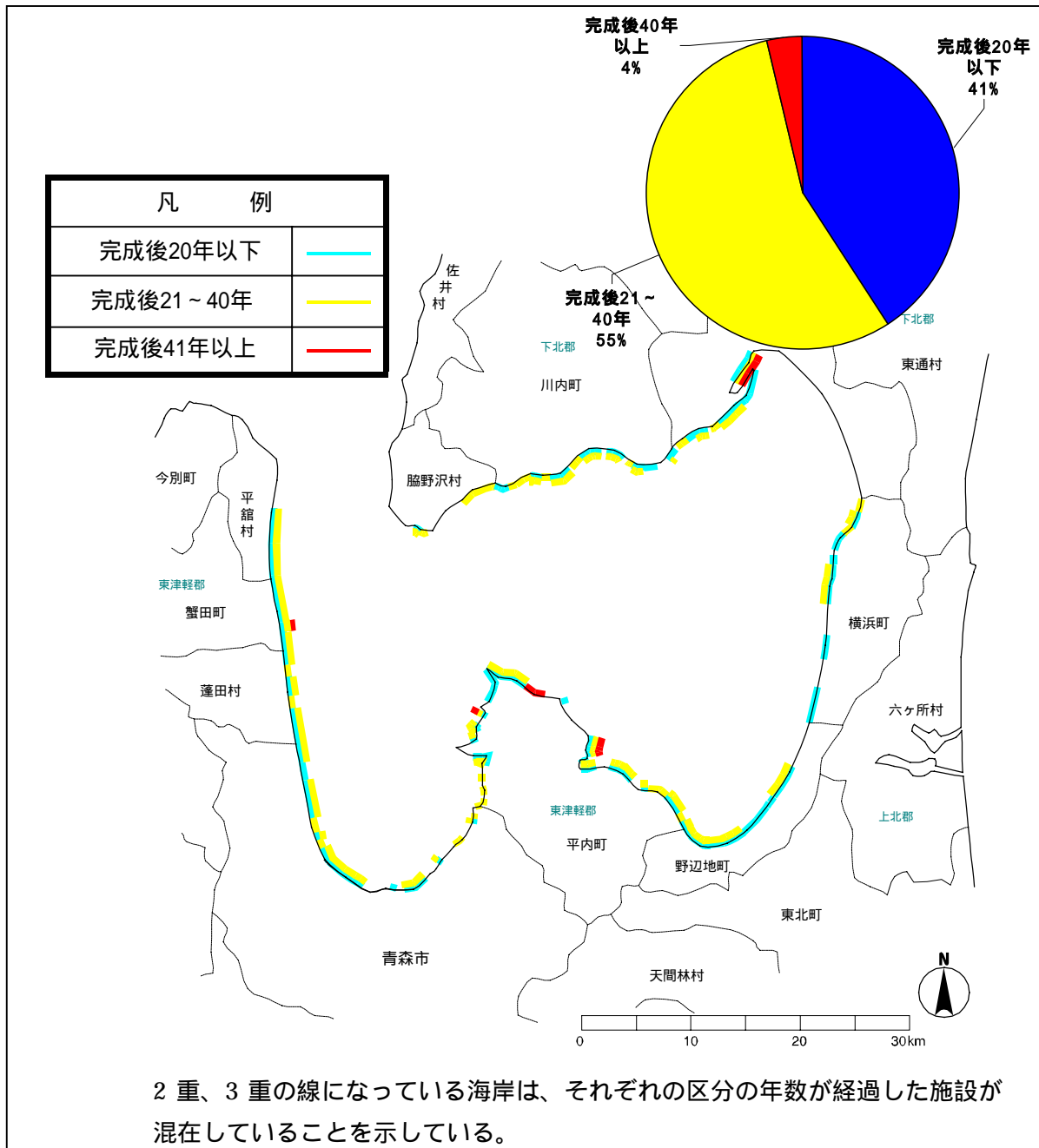
沿岸の侵食状況

地震・津波

「青森県地震・津波被害想定調査」(平成9年3月 青森県)によると、想定太平洋側海溝型地震による検討結果では、むつ市周辺、野辺地町周辺、青森市周辺が液状化危険性が高い地域であるが、津波による大きな被害は想定されていない。

海岸保全施設の経過年数

海岸保全施設整備後の経過年数の状況は、以下に示すとおりである。



海岸保全施設の経過年数状況

(3) 防災体制の現況

沿岸市町村における高潮や津波に対する防災体制の現況は、以下に示すとおりである。

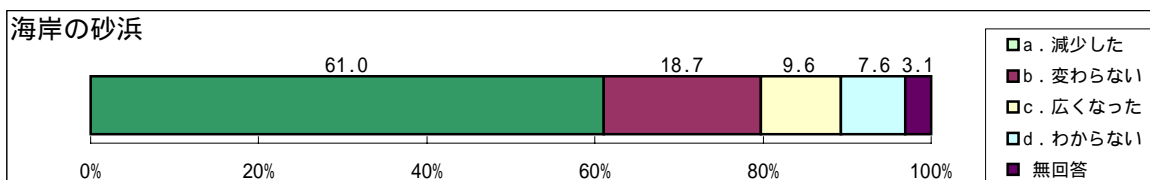
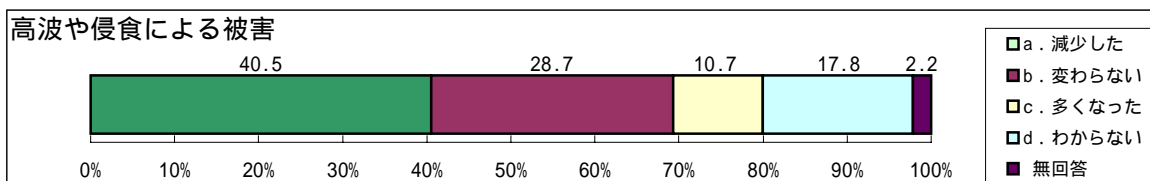
沿岸市町村の海岸災害に対する防災体制

市町村名	情報通報施設	避難地	防災・避難訓練	防災パンフレット
平館村				
蟹田町				
蓬田村				
青森市				
平内町				
野辺地町				
横浜町				
むつ市				
川内町				
脇野沢村				

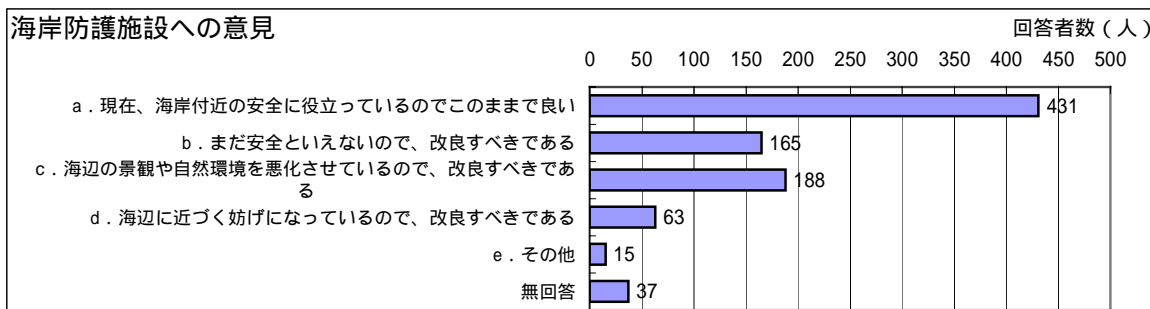
(平成15年1月現在)

2-4-2 海岸防護に対する沿岸住民の意識

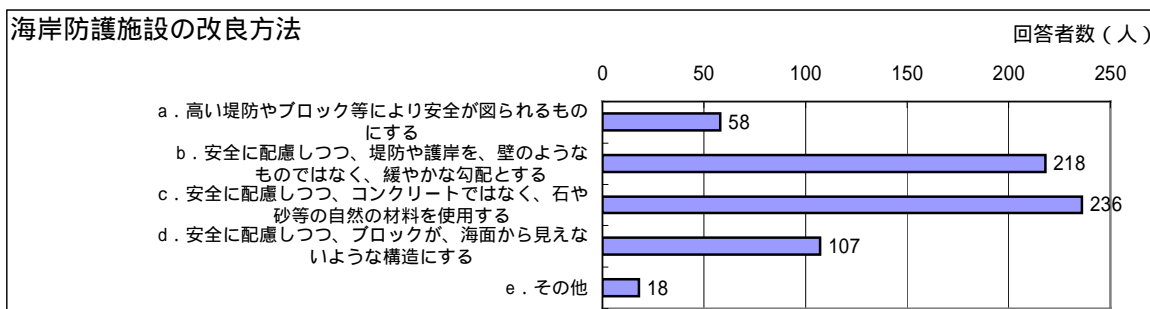
10年前と比較して身近の海岸はどのようになったと思いますか。



海岸には、高い堤防やブロック等が設置されているところがあります。これらの施設は、高波や浸食等から、人名や家屋を守るために必要なものですが、今後このような施設についてどのようにお考えでしょうか。



改良すべきとお考えの方について、どのように改良すべきだと思いますか。
(複数回答)



自由意見

- 海岸が侵食し、越波による被害が発生しているため、侵食対策が必要である。
- 防護は重要であるが、生物や景観、親水性に配慮した施設整備を望む声が多い。

2-5 海岸環境の現況

2-5-1 海岸環境の現況

(1) 沿岸の多様な生態系

植生

下北半島の柄の部分を中心とした砂浜や礫浜にはハマナス、ハマヒルガオ、ハマエンドウ、ハマボウフウなどの植生が見られ、その背後にクロマツの植林が広がっている。また、脇野沢の崖海岸にはコハマギクや、城ヶ沢には海岸では珍しいアカマツ林なども見られる。浅虫夏泊県立自然公園はヤブツバキの北限の自生地としても知られている。

陸域生物

夏の間はあまり多くの海鳥は見られず、ウミネコ、オオセグロカモメ、カワウなどが見られる程度である。冬になると、荒れる北の海を避けて南下する鳥や、湾や入り江に入ってくる鳥が多くなり、カモやカモメ類が数多く見られるようになる。また、コクガンなども見られるようになり、大湊港や小湊港の周辺にはオオハクチョウが渡来する。

また、ハマナスに虫こぶをつくるハマナスクロバラタマバチやヒメハンミョウの海浜型などの昆虫が見られる。



ヤブツバキ



ハマナス



コハマギク



オオハクチョウ

沿岸に生息する主な動植物

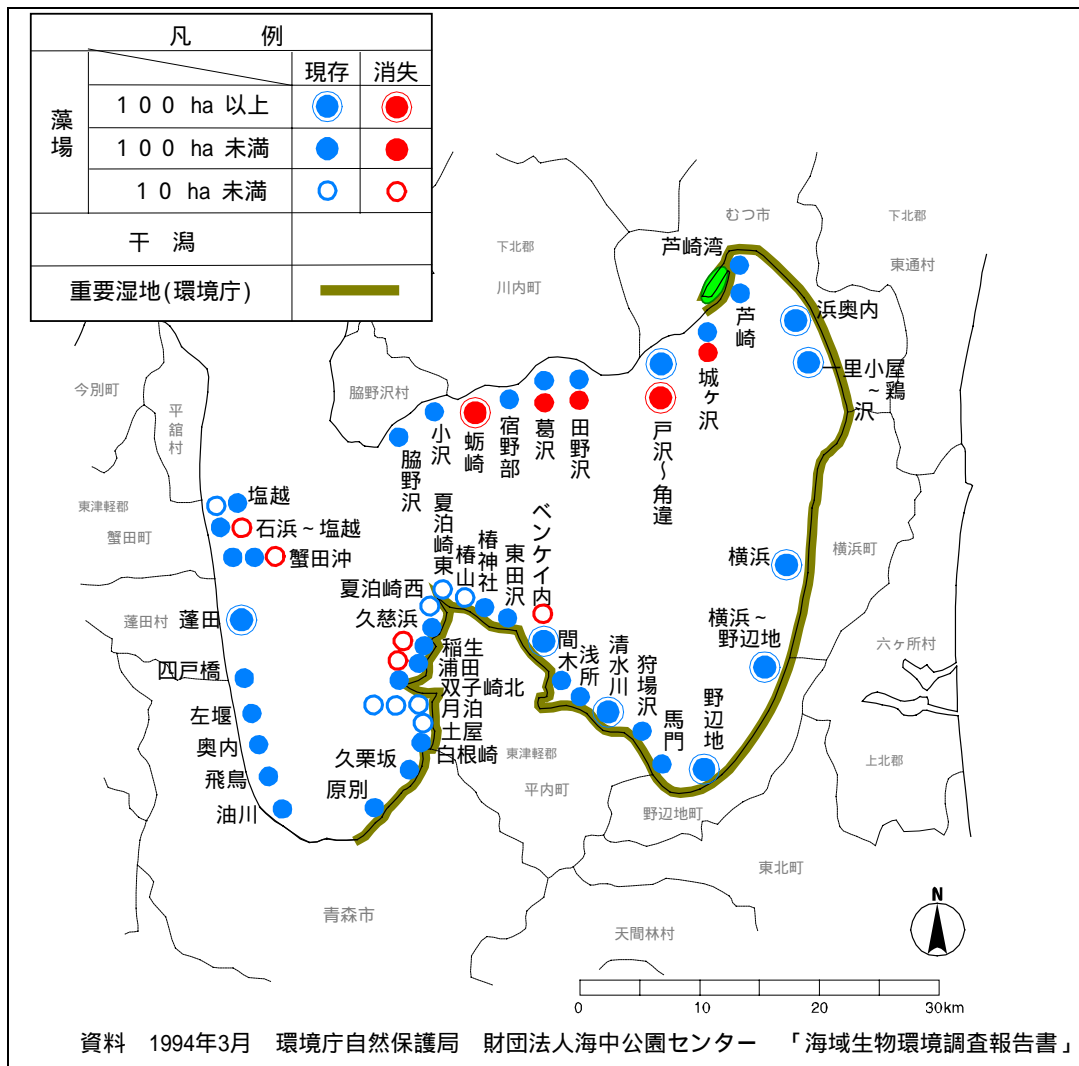
海域生物

陸奥湾は、津軽海峡を日本海側から流れる暖流と太平洋側から流れる寒流とが流入しており、暖海性・寒海性生物の混生も見られる。また、内湾となっているため静穏域を好む生物が多く生息しているのが特徴となっている。

ほぼ全域に渡ってアマモ・スガモといったアマモ場が分布しているほか、マナマコやホタテガイといった静穏な水域を好む動物が生息している。また、夏泊半島周辺ではホンダワラ類といったガラモ場やワカメ場が混生しており、比較的暖海性の生物が見られる。

これについては岩礁域の海岸だけではなく、砂浜海岸や砂地に転石があるような海岸においてもよく見られる。

また、むつ市から平内町の沿岸（大湊湾、原別海岸、小湊浅所海岸、青森湾東岸）は環境省の日本の重要湿地（干潟、藻場、浅海域）に指定されており、海草や底性動物、鳥類の貴重な生息地となっている。



沿岸の藻場・干潟の状況

(2) 沿岸の主な自然景観

陸奥湾沿岸は、外海の荒々しさを感じさせる脇野沢の岩礁海岸、白鳥の集う浅所海岸や芦崎湾、山と海の豊かな景観が見れる夏泊半島などの豊かな自然景観が見られる。

また、北部が下北半島国定公園に、夏泊半島が浅虫夏泊県立自然公園に指定され、周辺を下北半島、津軽半島に囲まれた自然景観の豊かな海岸である。



大島（平内町）



椿山（平内町）



久慈ノ浜海岸（平内町）



浅所海岸（平内町）



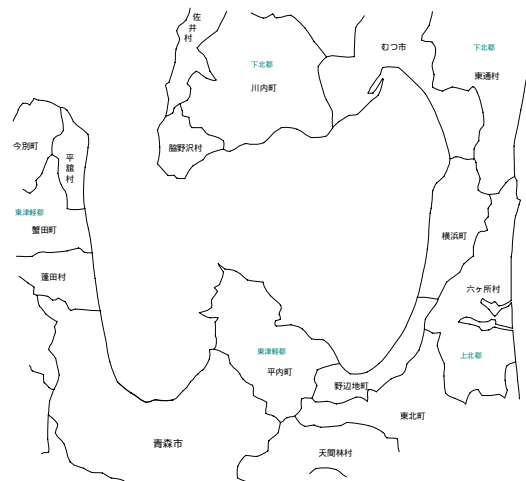
芦崎湾（むつ市）



芦崎（むつ市）



鯛島（脇野沢村）

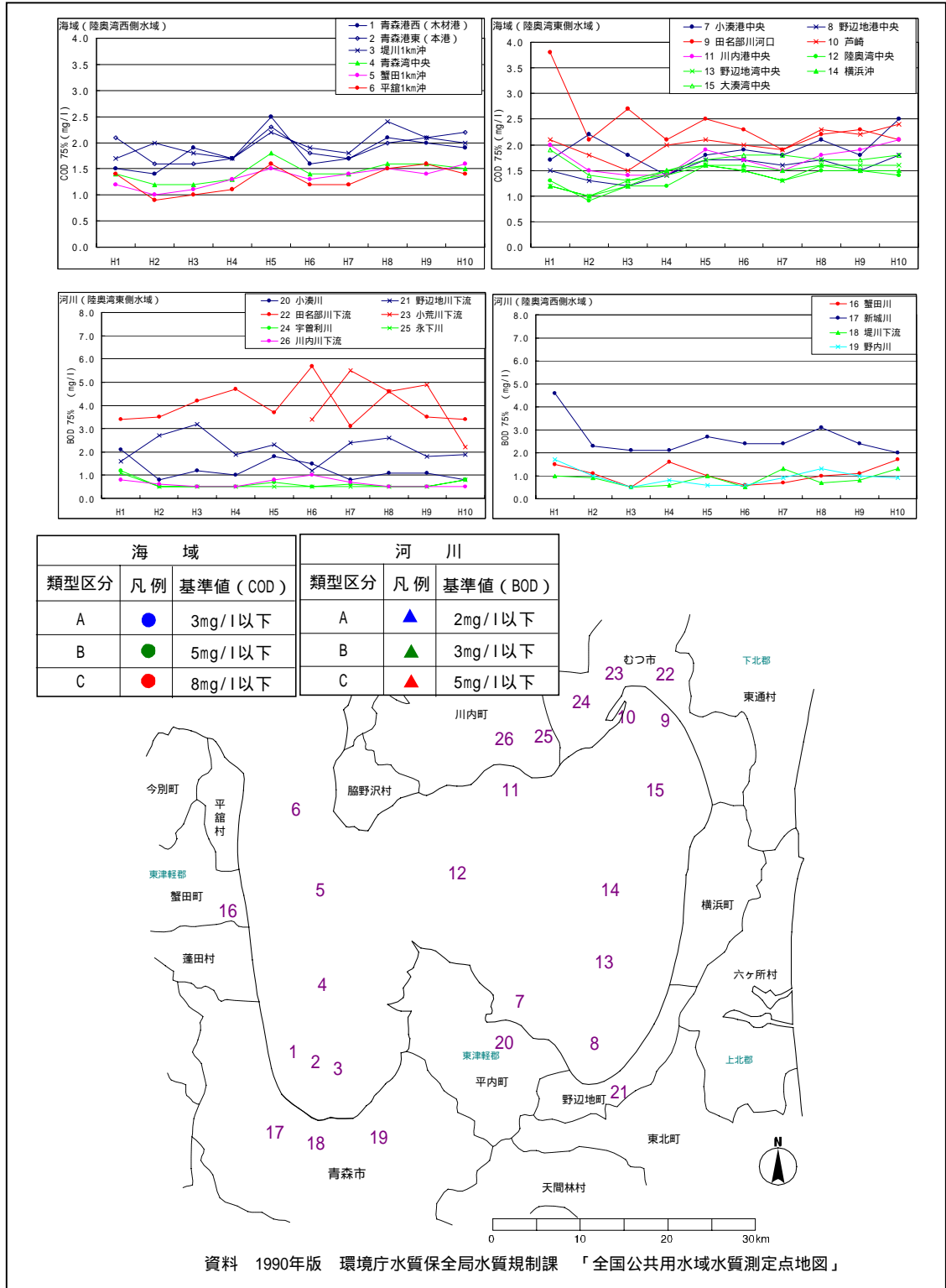


沿岸の主な自然景観

(3) 海域の水質

陸奥湾沿岸の水質汚濁状況が把握できる水質環境基準点と、その類型指定状況、海域CODと河川BODの経年変化は以下のとおりである。

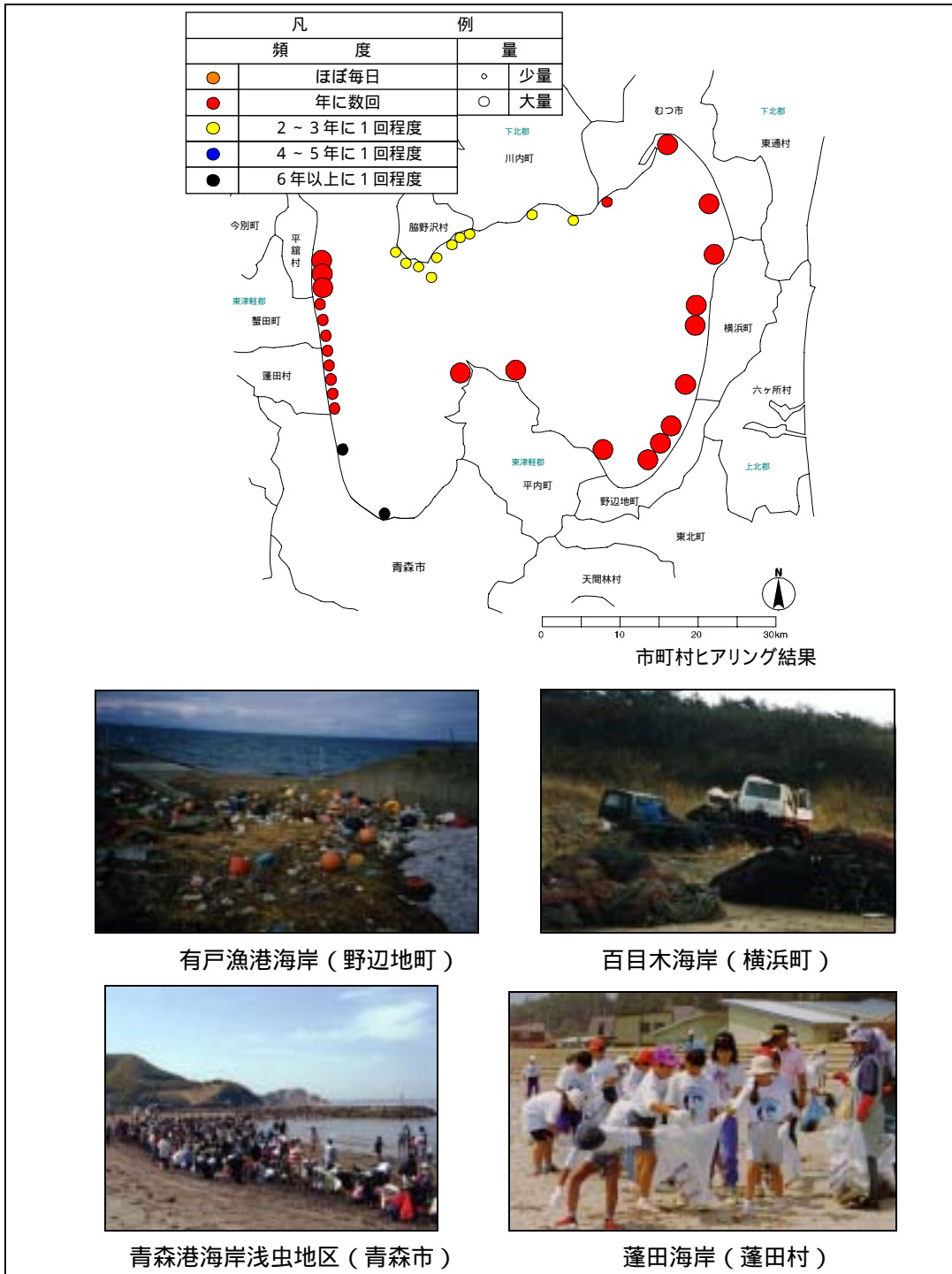
陸奥湾沿岸は、概ね良好な水質は維持されているものの、海水の滞留しやすい湾奥においてはCOD濃度がやや増加傾向にある。



沿岸の水質環境の状況

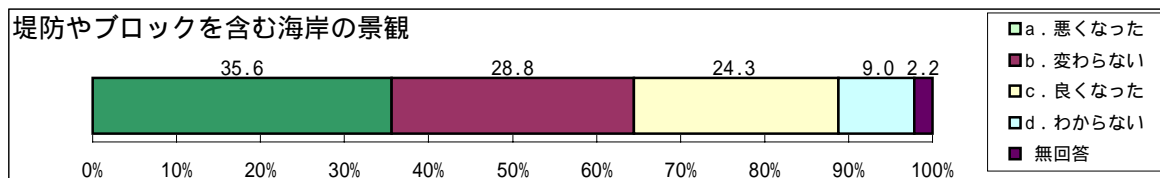
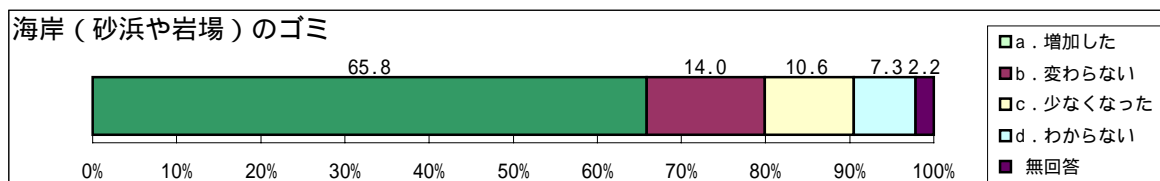
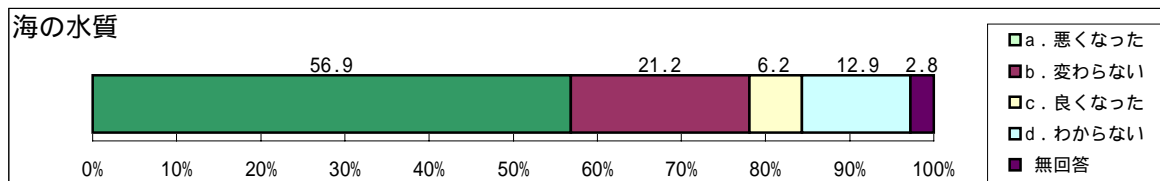
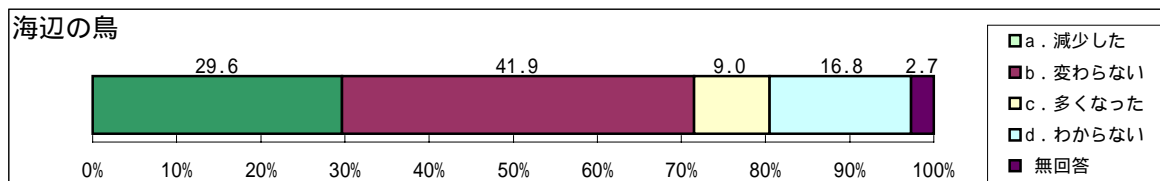
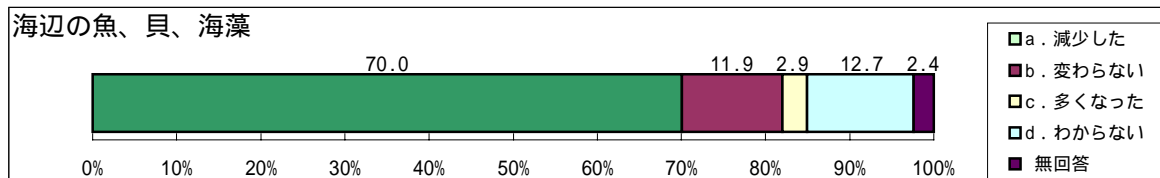
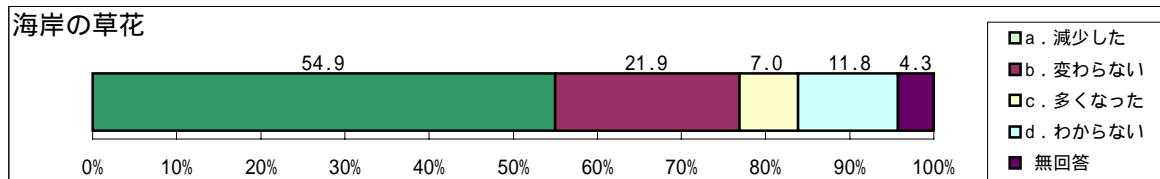
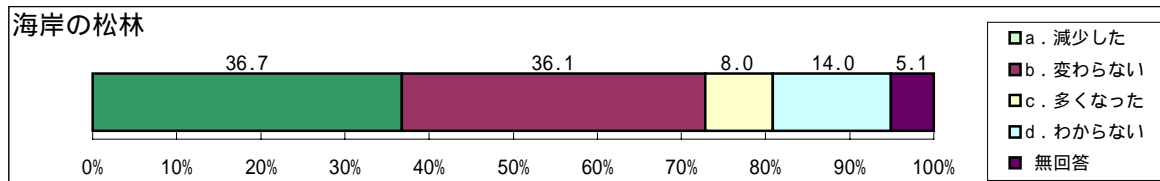
(4) 海域の漂着ゴミの状況

陸奥湾沿岸では、沿岸の広い範囲の海岸で頻りにゴミが漂着しており、特に夏泊半島から東側の海岸線に多く漂着している。ゴミの発生源は、河川からの流出ゴミ、海上又は海岸での投棄等が考えられる。これらのゴミは陸奥湾が閉鎖性水域であることから外海に分散しにくく、湾内の潮流と波浪による海浜流によって東海岸にたまりやすいと考えられる。

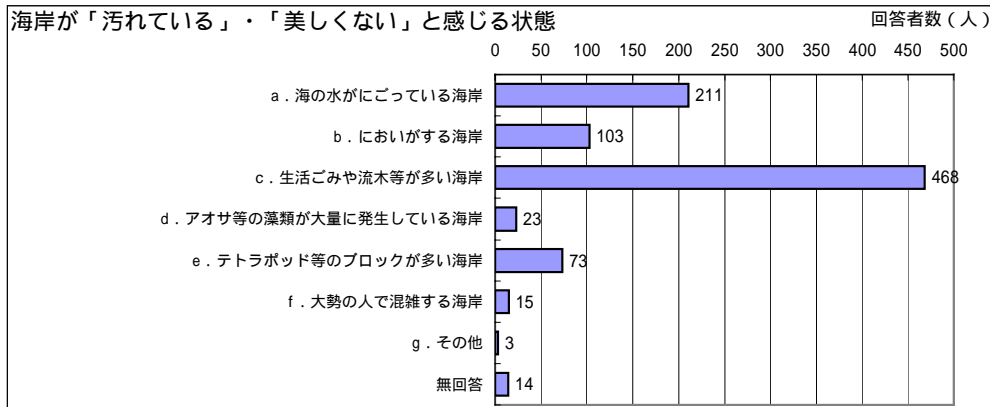


2-5-2 海岸環境に対する沿岸住民の意識

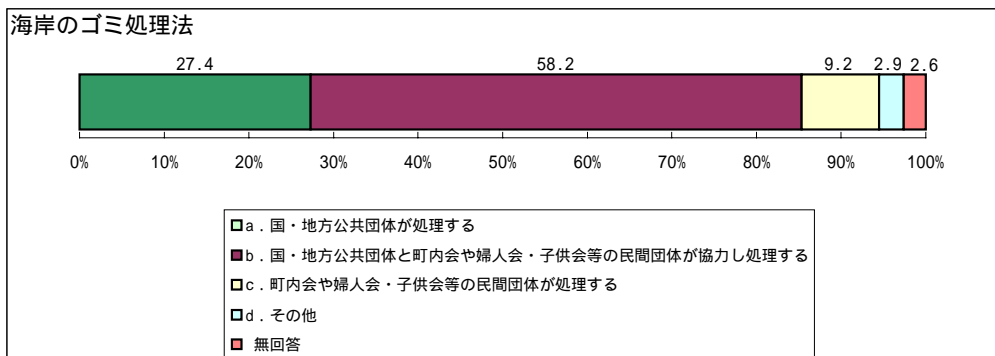
10年前と比較して、身近の海岸はどのようになったと思いますか。



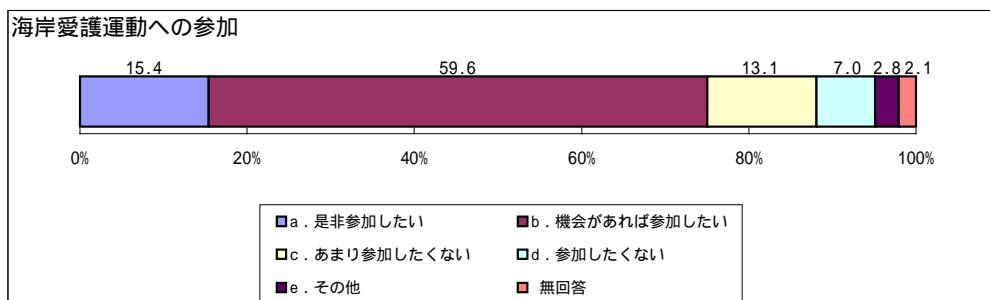
海岸が「汚れている」、「美しくない」と感じるのは、どのような状態ですか。



海岸に打ち上げられたり捨てられたゴミなどをどのようにしたら良いと考えますか。



今後、海岸のゴミ拾いなどの海岸愛護活動のボランティアに参加したいと思いませんか。



自由意見

- 海岸のゴミに対する不満は非常に多い。漁業関係のゴミ、海水浴客等によるゴミなどが挙げられている。それらのゴミを自ら片付けている人も多く、それに対する対策を求める声よりもマナー、モラルの向上を求める声が多い。
- 施設の整備を行う際には、生物の生息環境を考慮した整備を望む声が多い。
- また、「残された自然を大切にしたい。後世に伝えたい。」という意見が多い。
- 施設整備により失われた磯や、侵食により失われた砂浜や松林など、かつてあった豊かな景観や環境の再生が望まれている。

2-6 海岸利用の現況

2-6-1 海岸利用の現況

(1) 祭り・イベント

海岸で開催されている祭りや、イベントには以下のようなものがある。



陸奥湾ボードセーリング大会
(蟹田町)



玉松海水浴場・海祭
(蓬田村)



青森ねぶた祭り：海上運行
(青森市)



浅虫花火大会 (青森市)



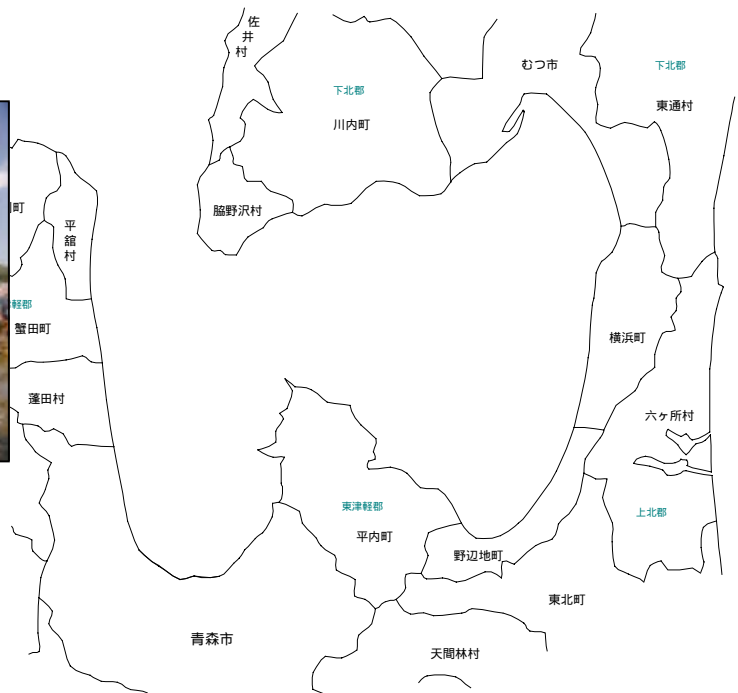
白鳥祭 (平内町)



のへじ祇園まつり(野辺地町)



芦崎湾潮干狩り (むつ市)



沿岸の主な祭り・イベント

(2) レクリエーション

海岸のレクリエーション利用の主なものは、海水浴、キャンプ、釣りといったものである。以下に海水浴場及びキャンプ場の位置を示す。

主な海水浴場



観瀾山公園海水浴場（蟹田町）



玉松海水浴場（蓬田村）



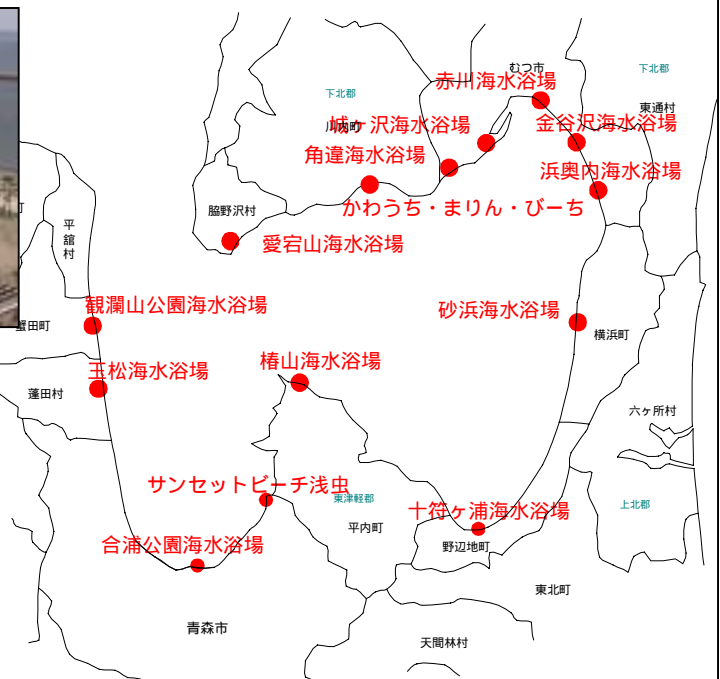
サンセットビーチ浅虫（青森市）



椿山海水浴場（平内町）



十符ヶ浦海水浴場（野辺地町）



沿岸の主な海水浴場

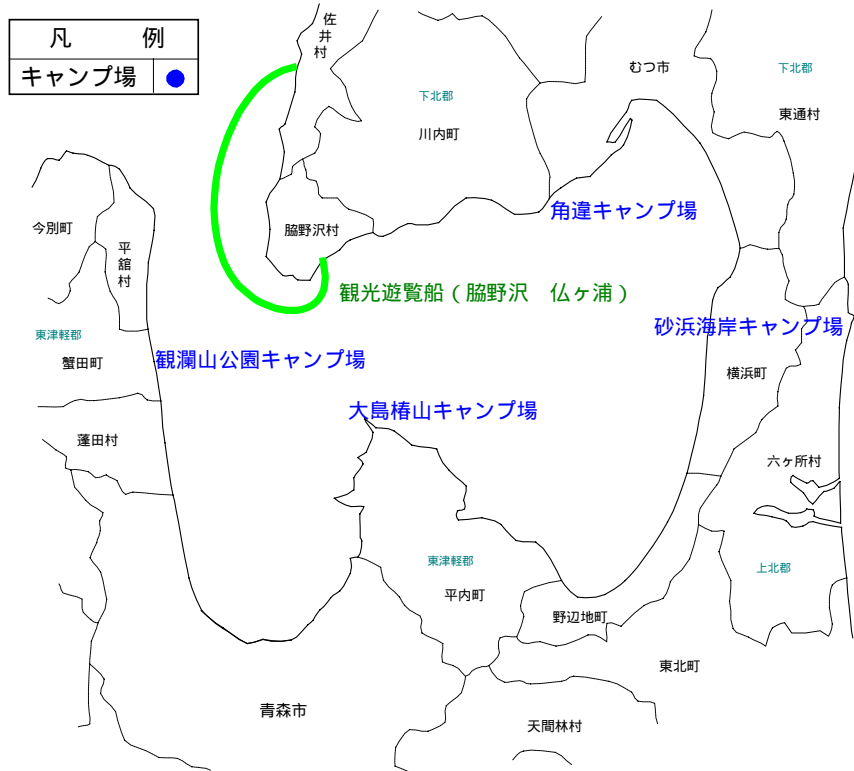
主なキャンプ場等



椿山キャンプ場（平内町）



砂浜海岸キャンプ場（横浜町）



沿岸の主なキャンプ場等

(3) 利用上のトラブル

沿岸市町村では、以下のような海岸における利用上のトラブルや苦情が寄せられている。

沿岸における主な海岸利用のトラブル

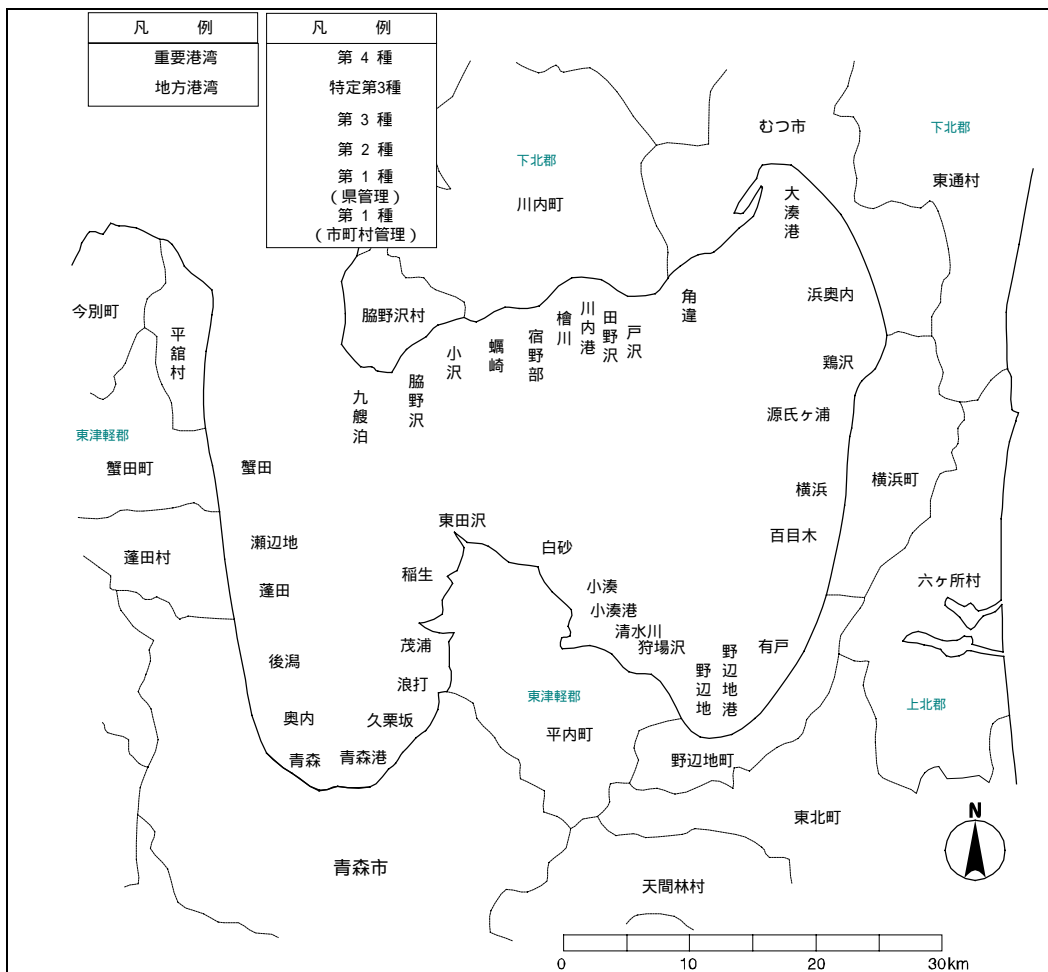
内容	採られた解決策等
ゴミの投棄	ゴミ箱の設置
ゴミ、トイレ	簡易トイレの設置等
海岸利用者によるゴミの投棄	村で清掃し、処理
漁業生産活動に伴う汚れ	
一般利用者の磯資源(貝類、ワカメの減少)の採取	看板の設置
キャンプ場以外でのキャンプや、路上駐車	利用者への啓発活動や看板の設置等
海水浴期間の騒音や違法駐車	立て看板による周知の徹底
車両の乗り入れ	

(4) 港湾・漁港

県内には、重要港湾 3 港をはじめとする 15 港、特定第三種漁港 1 港をはじめとする 92 港の港湾・漁港がある。

そのうち陸奥湾沿岸には、重要港湾の青森港をはじめとする 5 港があるほか、31 漁港がある。

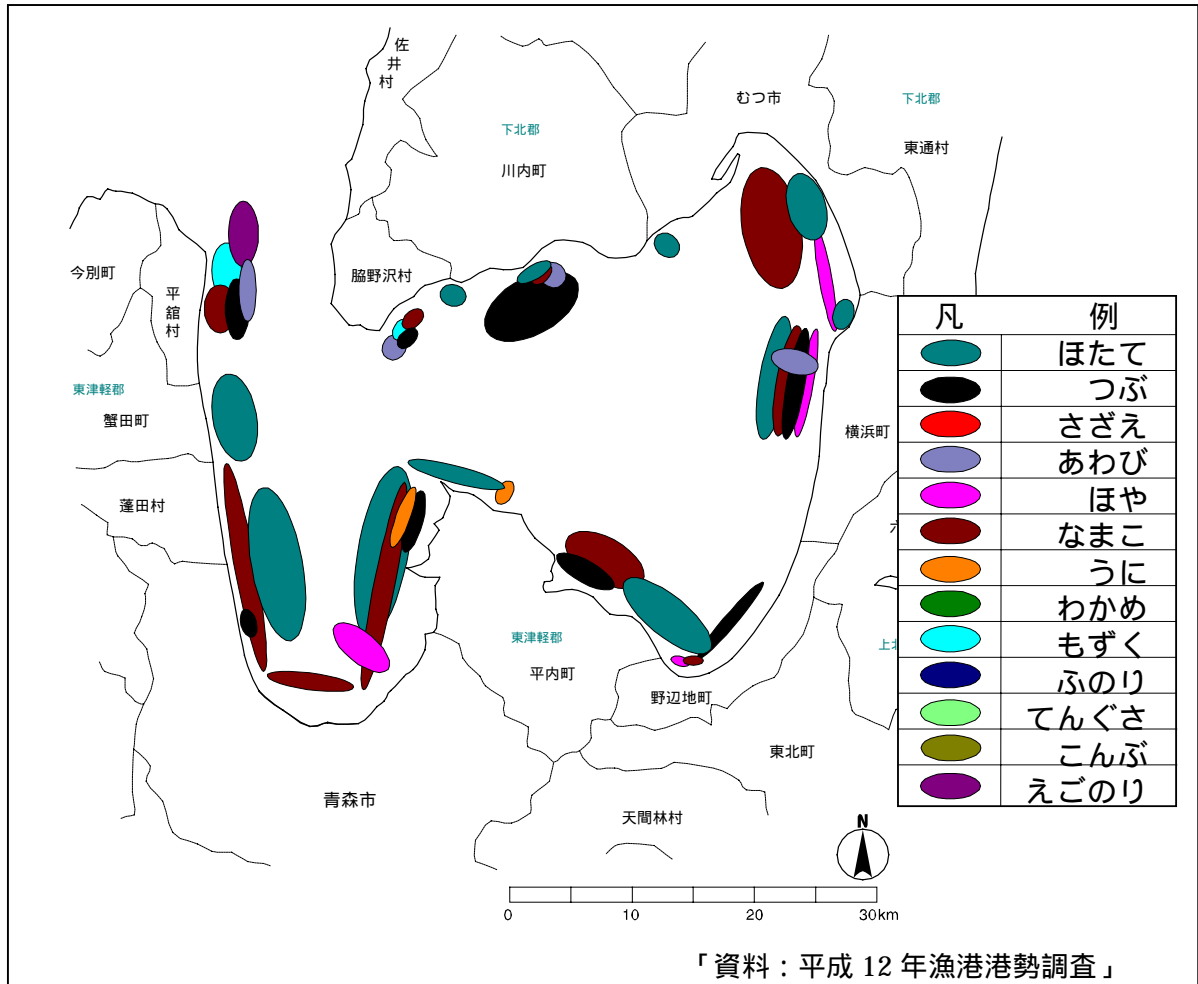
青森港は、本州から北海道への表玄関として、また地域産業を支える物流拠点となっている。



沿岸の主な港湾・漁港

(5) 海岸の漁業利用

陸奥湾沿岸の漁業は、「ほたて」の養殖が中心で陸奥湾全域で行われている。また、磯根漁業では「つぶ」、「なまこ」の陸揚げ量が多い。



沿岸の主な磯漁業

(6) 利便施設の整備状況

利用者の多い海岸には、駐車場、トイレ、シャワーといった利便施設が整備されている。



十符ヶ浦海水浴場（駐車場、トイレ）



サンセットビーチ浅虫（シャワー、トイレ）



玉松海水浴場（海の情報館、トイレ）

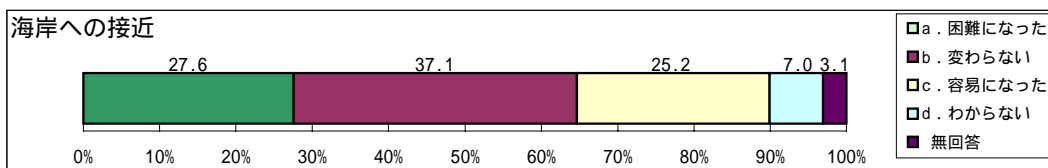
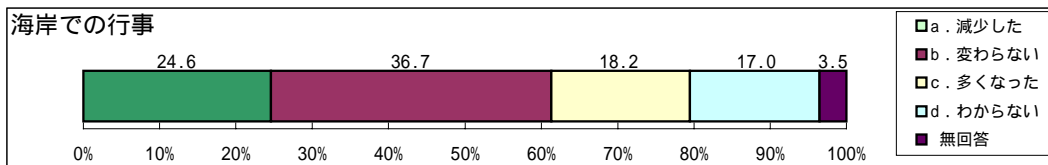
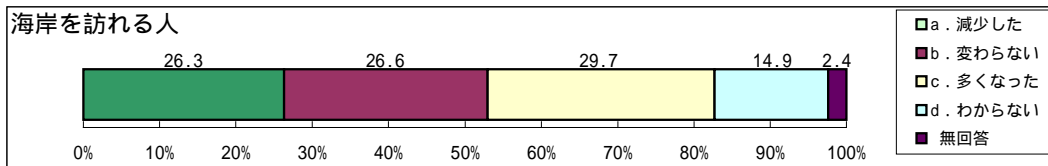


玉松海水浴場（駐車場）

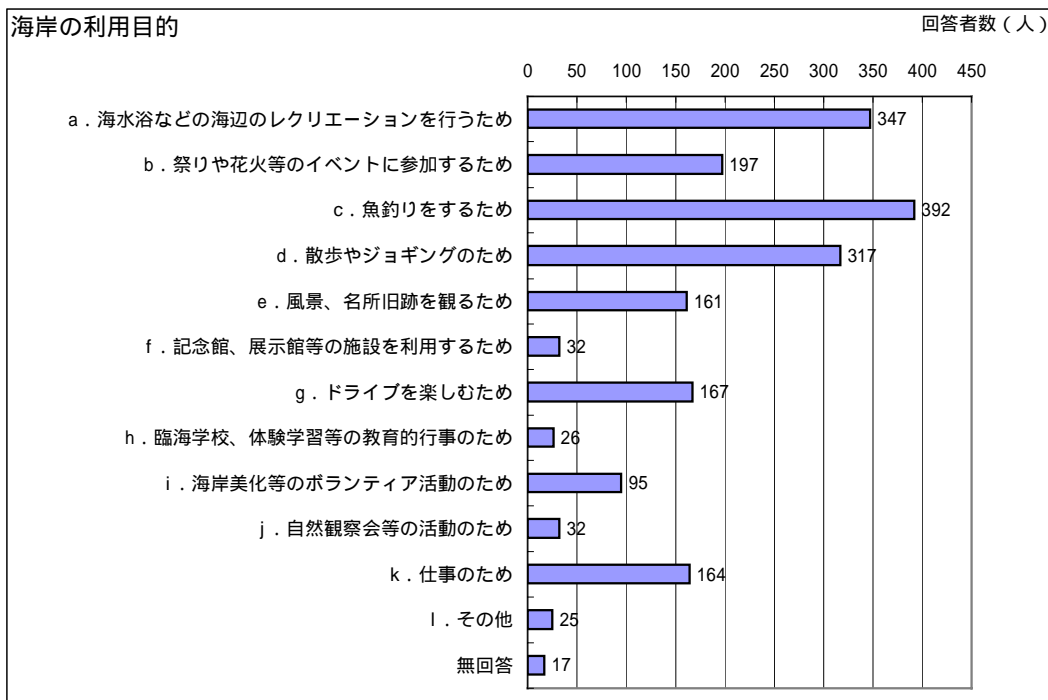
沿岸の主な利便施設

2-6-2 海岸利用に対する沿岸住民の意識

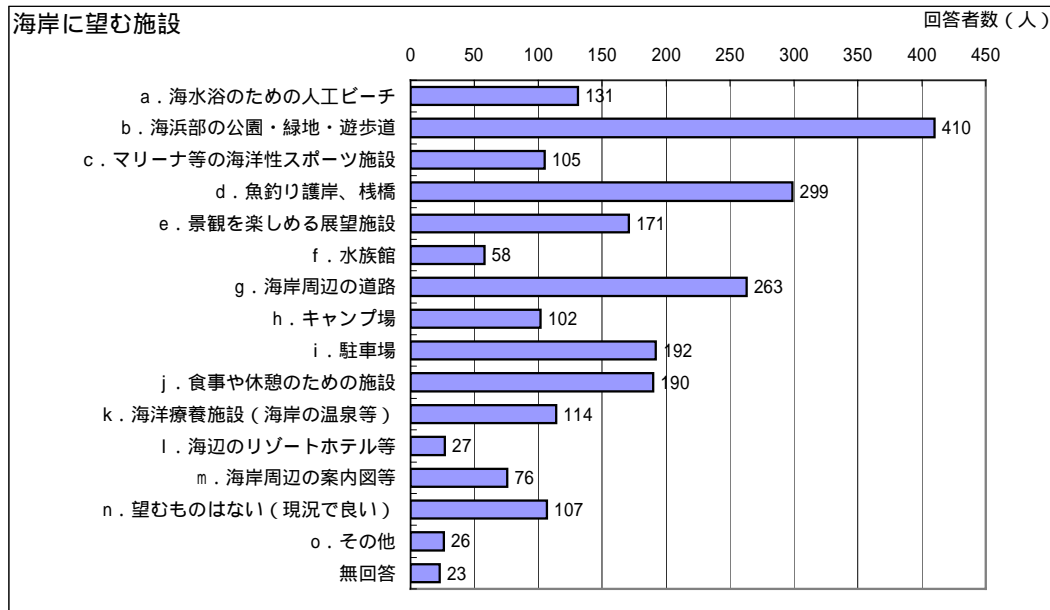
10年前と比較して、身近の海岸はどのようになったと思いますか。



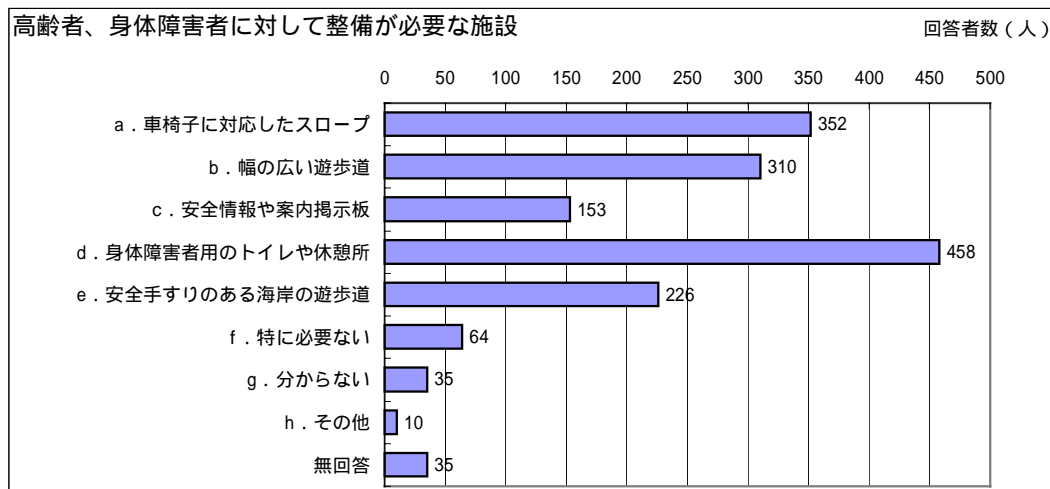
海岸の利用目的は何です。(複数回答)



そのほかに、海岸にどのような施設を望みますか。(3つ選択)



高齢者や身体障害者に対して、今後どのような施設を海岸に整備する必要があると思いますか。(2つ選択)



自由意見

- かつての、砂浜があり護岸等のない、子供達の遊び場であり、散策の場であった身近な海岸を望む声が多い。海岸へのアクセスを良くすることや、散策等ができるような整備が望まれている。
- トイレや、外灯の整備が望まれている。
- 人工海浜などの整備により、利用できる海岸が出来たことを喜ぶ声も多い。
- 海岸のゴミに対する不満は非常に多い。漁業関係のゴミ、海水浴客等によるゴミなどが挙げられている。それらのゴミを自ら片付けている人も多く、それに対する対策を求める声よりもマナー、モラルの向上を求める声が多い。
- 漁業者が漁具置場等に海岸を使っており、住民等の利用が阻害されているという意見も多い。

2-7 海岸の保全の方向に関する事項

2-7-1 沿岸の特性総括

(1) 防護に関する特性

陸奥湾沿岸は、内湾に位置することから比較的穏やかな沿岸である。しかし、秋から冬にかけての台風や風浪による高潮・高波が発生しており、また、砂浜海岸では侵食が進んでいたことから、県内でも早い時期から整備が進められてきた。そのため、概ね防護上必要な海岸保全施設の整備がなされてきた。

しかし、未だに防護が満たされていない海岸もある。沿岸住民も海岸保全施設に対する意向として、「安全に役立っているのが良い」や「安全でないのが改良すべき」といった、海岸保全施設による安全への期待が大きい。また、沿岸住民は砂浜が以前に比較して減少したと感じている。特に、脇野沢からむつ市、横浜町から野辺地町にかけての砂浜海岸では侵食が進行しており、それに対する対策が望まれている。

現在、沿岸に整備されている施設の約6割は、設置後20年以上が経過しており、今後老朽化による海岸保全施設の機能低下や破損が懸念されている。今後の施設の改良方法にあたっては、安全に配慮しつつも自然環境や親水性にも配慮した施設の改良が望まれている。

一方、高潮・高波等に対する沿岸市町村の防災体制について、ほとんどの市町村で放送機器による市民への防災・避難情報の伝達体制や避難地の指定といった施策が講じられているが、今後は防災・避難訓練の実施や防災パンフレットの作成・頒布等の防災意識の向上を図る施策が必要である。

(2) 環境に関する特性

陸奥湾沿岸は、ハマナス、ハマヒルガオ、クロマツが見られる砂礫浜、オオハクチョウ、コクガンが飛来する干潟や、沿岸域一帯に見られる藻場など貴重な生態系が残されている。また、外海の荒々しさを感じさせる脇野沢の岩礁海岸や山と海が融合した夏泊半島など豊かな景観も有している。しかし、現状では藻場の消失など自然環境が悪化する兆候が見られる。

沿岸住民もその変化を感じており、10年前に比較して魚・貝・海草が減少した、水質が悪くなった、草花が減少したという意見が非常に多い。残された自然を大切に、後世に伝えたいという要請は強く、そのため、施設整備にあたっては、かつてあった砂浜や松林の再生を含めて、生態系や景観への配慮が求められている。

また、現在海岸に漂着するゴミが非常に多く、大きな問題のひとつ

となっている。特に、むつ市～平内町にかけての陸奥湾東沿岸に大量に漂着している。

沿岸住民の海岸のゴミに対する不満は多い。10年前に比較してゴミの量は増加しているという意見も多く、その状態について海岸が汚れていると感じている。これらのゴミ等については、多くの方は行政と住民が協力して片付けるのが良いと考えている。実際に自らゴミを片付けている人も多く、また、ボランティア活動等に参加したいと考えている人が多い。一方で、これらのゴミ対策を行うことよりも、ゴミを出さないというマナー・モラルの向上が強く求められている。

(3) 利用に関する特性

陸奥湾は、その静穏な海域を活かした様々な利用がなされ、青森県の発展に大きく寄与してきた。現在でも、陸奥湾沿岸において、青森港を中心とした港湾活動、ホタテなどの漁業活動、祭りやイベント、海水浴等のレクリエーションの場として多様な利用がなされている。

沿岸住民は主に、魚釣り、海水浴等のレクリエーション、散歩などに海岸を利用している。そのため、公園や遊歩道、魚釣り護岸・棧橋、海岸周辺の道路といった施設の整備を望んでいる。かつて遊び場であり、散策の場であった身近な海岸を残していくために、海岸へのアクセスを良くすることや、砂浜の再生などが求められている。

これらの海岸利用のニーズに対応するために、駐車場やトイレを設置するなどの整備が進められている。また、海岸の利用は、祭りやイベントなど多岐に渡ることから、高齢者や障害を持った人も利用しやすいトイレ等の整備も求められている。

一方、利用の多様化が進む中、海岸利用者によるゴミの投棄や、漁業生産活動に伴う海の汚染、一般利用者による漁業資源の採取といった様々なトラブルも発生している。住民アンケートからも、漁業者や海水浴客等のマナー・モラルの向上を求める声が多い。

(4) 海岸の将来に対する住民の意識

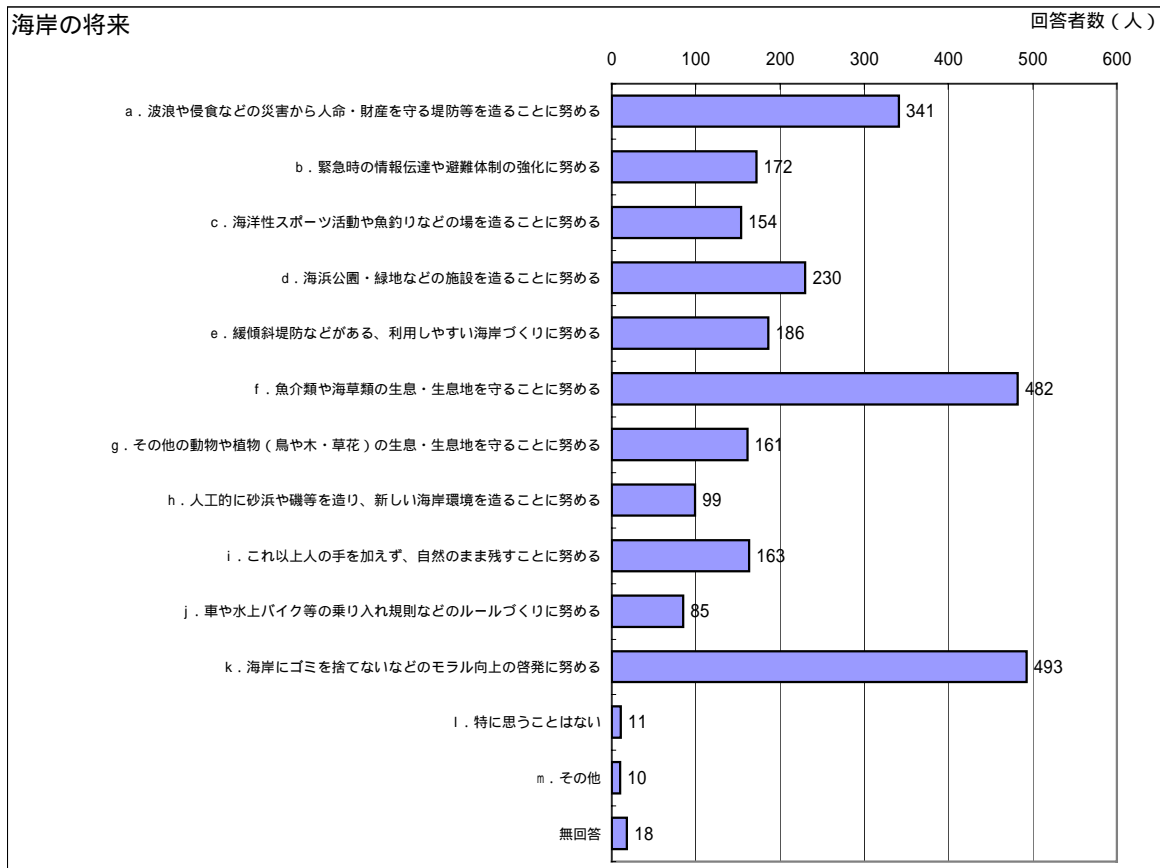
「海岸を将来どのようにしていくべきか」との質問に、「海岸にゴミを捨てないなどのモラル向上の啓発に努める」「魚介類・海藻類の生息・生育環境を守ること」に努める」という回答が最も多かった。沿岸住民の自然環境を守っていききたいという意識は高く、また、モラルの向上を図り、人々はうまく海と付き合っていかなければならないと考えている。

次に「波浪や侵食等の災害から人命・財産を守る堤防等を作ることに努める」という回答が多い。沿岸住民の安全に対する意識も非常に高い。

そして次に、海浜公園などの施設、緩傾斜堤防等による利用しやすい海岸づくりが望まれている。

人々は、基盤となる陸奥湾の自然環境を守り、自らの安全を確保し、将来に渡って海からの恩恵を享受することを望んでいる。

海岸を将来、どのようにしていくべきだと思いますか。(3つ選択)



(5) 陸奥湾沿岸のキーワード・イメージ

(防護) 穏やかな海



内湾、穏やかな海、静穏な海、対岸の見える安心感のある海、
寄り波、冬の季節風、やませ

(環境) 青い海、自然豊かな海



ハクチョウ、コクガン、ハマナス、ツバキ自生北限地帯、ク
ロマツ、浅虫夏泊県立自然公園、下北半島国定公園、鯛島、
むつ市～野辺地町の砂浜、大湊・小湊の干潟、恐山

(利用) 生活を支える海、恵みの海、架け橋



ホタテ、ヤライ、三内丸山遺跡、北の玄関口、松前街道、外
が浜、大湊の軍港、青森の中心

2-7-2 海岸の保全の基本理念

陸奥湾は、津軽半島、下北半島に囲まれた本州の最北にある我が国有数の内湾である。その面積は青森県の4分の1を占める。南には雄大な八甲田連峰、北には日本三大霊場の一つに数えられる恐山を有する下北山地が陸奥湾を見下ろしている。縄文の時代から陸奥湾と人々の“なりわい”が交わりながら歩んできた沿岸であり、豊かな自然と文化に包まれながら、北の玄関口として発展する県庁所在地青森市をはじめとする10の市町村が海岸線に沿って発展してきた。

陸奥湾は比較的静穏な海域であるが、下北半島で反射した長い周期の波が対岸に打ち寄せる「寄り波」、冬の季節風や夏のヤマセによって風波が発生する。これらの波浪が砂浜を侵食し、減衰することなく岸まで来襲するため、局所的に越波による浸水被害を受けている地域もある。また、越波や飛沫による塩害も多く発生している。かつては、海岸線が軒下まで迫った家では、“カッチョ”といわれる板囲いや、杭を打って石を積んだ“スガラキ”で波を防いできたが、このような手作り堤防も大自然の前ではかなわず災害が後を絶えなかった。このため、陸奥湾沿岸では青森県と国によって海岸保全施設の整備が行われてきた。これからも、海岸保全施設の機能を維持しながら、国土保全と防災上十分な安全性の確保を図ることが求められる。

その一方、陸奥湾へは、津軽海峡から津軽暖流が流入し、その影響で、水温は三陸太平洋沿岸よりも高い。また、沿岸域の森と川と海の恩恵を受け、ホタテ貝の養殖が盛んに行われ、宝の海として多くの恵みをもたらしている。海岸には多数の“ヤライ”が設けられており、まさに陸奥湾は人々の生活の場となってきた。また、陸奥湾沿岸域は、浅虫夏泊県立自然公園や下北半島国定公園等の自然保護地域が指定され、鯛島等の景勝地や合浦海水浴場をはじめ海水浴場が点在し、冬には白鳥が飛来する等、四季を通して多くの住民が集うことのできる海岸を有する。将来にわたりあるべき陸奥湾の姿を継承していくために、生活、文化及びレクリエーションの適正な海岸利用を図るとともに、その礎となる自然環境との調和を図る必要がある。

陸奥湾沿岸における海岸保全の方向性を検討するにあたり、以上のことを念頭におき、「基本理念」を以下のように設定する。

<基本理念>

白鳥が集う青い海、私たちの生活を支える恵みの海に感謝し
縄文から未来への架け橋となる陸奥湾沿岸の海岸づくり

2-7-3 海岸の保全に関する基本方針

前項の基本理念を受け、陸奥湾沿岸の保全に関する基本方針を次のように設定する。

<基本方針>

日々の生活と地域の生産活動を守る、安全で快適な海岸づくり

古から陸奥湾と共存する日々の生活を海岸災害から守り、沿岸の漁業や農業等の生産活動を維持するために、安全な海岸づくりを推進する。

また、沿岸の生活・文化を培ってきた海を、誰もが快適に利用できるように、生活に密着した海岸づくりを推進する。

陸奥湾の豊かで美しい自然環境と海岸景観の保全を図り、安らぎと潤いのある海岸づくり

沿岸住民の生活の礎となり、心を豊かにしてきた陸奥湾の自然環境と海岸景観を保全する。

海岸保全施設の整備にあたっては、陸奥湾の豊かで美しい自然環境と海岸景観に対し十分な配慮を行い、安らぎと潤いのある海岸づくりを推進する。

「森・川・海」の保全と創造を図るため、陸奥湾沿岸住民と内陸住民が一体となる海岸づくり

「防護」「環境」「利用」の調和がとれた海岸保全を実施していくために、沿岸住民のみならず、陸奥湾に関わる森・川・海を一体としてとらえ、住民、ボランティア、行政等の適切な役割分担と連携のもとで、“誇り高き陸奥湾”を次の世代へと継承する海岸づくりを推進する。

地域住民の参加や利用者の協力による美しく快適な海岸づくり

地域と連携して、海岸利用者のモラルやマナーの向上を図るとともに、適正な海岸利用のルールづくりや地域住民やボランティアの参加・協力の体制づくりなどを図り、美しく快適な海岸づくりを進める。

2 - 8 海岸の防護に関する事項

国が定めた海岸保全基本方針に基づき、防護すべき地域、防護水準等の海岸の防護の目標およびこれを達成するために実施しようとする施策の内容を定める。

2 - 8 - 1 海岸の防護の目標と防護水準

(1) 防護すべき地域

陸奥湾沿岸海岸保全基本計画の対象区間である根岸（平館漁港区域南端）から北海岬（脇野沢村）に至る区間の内、越波、浸水、侵食等の危険性のある海岸を防護の対象区域とする。

(2) 防護水準

高波による浸水被害の防護については、過去に発生した高潮の記録に基づく計画高潮位、適切に推算した波浪の影響を加えたものに対して防護することを目標とする。計画高潮位は、既往の最高潮位もしくは、朔望平均満潮位に計画規模の潮位偏差を加えた潮位とする。

また、対象海岸の状況や地域住民と一体となったソフト対策も含め、総合的な防護を目指すものとする。

侵食による被害の防護については、侵食の進行している海岸では現状の汀線を維持することを目標とするが、侵食が著しく背後地に被害が生じる可能性に応じて汀線を回復することを目標とする。

2 - 8 - 2 防護の目標を達成するための施策

(1) 高潮・高波に対する防護効果の向上

高潮・高波による越波・浸水に対し、構造物による防護を図るとともに、砂浜の持つ「自然の消波機能」と組み合わせた、より効果的な防護を図る。

(2) 砂浜の保全・回復

侵食が進んでいる海岸については、沿岸域漂砂の動向だけでなく、山から海までを含めた河川流域とも連携を図り、砂浜の保全や回復を図る。

(3) 老朽化施設への対応

老朽化により機能の低下や破損等が懸念される施設については、機能の維持や向上を図るため、補修や改修を行う。

(4) 防災・避難体制の整備

想定以上の高潮や高波に対して、安全で迅速な避難ができる体制を整備する。

2-9 海岸環境の整備及び保全に関する事項

2-9-1 海岸環境の整備および保全のための施策

(1) 海岸域における自然環境の保護と保全

沿岸域では、陸や海における多種・多様な生物が生息・生育していることから、貴重な自然環境については保護し、海岸の防護にあたっては自然環境の保全に配慮した施設の整備を図る。

(2) 陸奥湾沿岸特有の優れた海岸景観の保全

陸奥湾沿岸は、浅虫夏泊県立自然公園をはじめとした多くの優れた海岸景観を有しているため、これらの優れた景観を損なわないよう、その保全に配慮した施設の整備を図る。

(3) 海岸美化への取り組み

行政と地域住民が協働して、海岸環境を保全するための美化活動を進める。また、ゴミや水質の問題は沿岸域だけでなく、河川流域等も含めて海岸環境教育等を実施し、マナー、モラルの向上に努める。

2-10 海岸における公衆の適正な利用に関する事項

2-10-1 公衆の適正な利用を促進するための施策

(1) 親水空間の確保

海岸利用の多様なニーズに対応するため、安全で快適な親水空間の確保を図る。

(2) 海辺へのアクセスの改善

誰もが利用しやすく、海とふれあえるよう、水際線へのアクセスの向上を図る。

(3) ユニバーサルデザインの推進

誰もが安全に海岸に近づき、身近に自然にふれることができるように、ユニバーサルデザインの考え方に基いた施設整備を推進する。

(4) 海岸利用者のモラル・マナーの向上

地域住民および、海水浴、キャンプ、釣り等の海岸利用者に対してマナーの向上の啓発活動を行い、海岸を大切にす活動の普及に努める。

2 11 ゾーン区分とゾーン毎の方向性

陸奥湾沿岸のゾーニングによる区分

(1) ゾーニングにあたっての基本的な考え方

陸奥湾沿岸を整備するにあたり、砂浜の保全や動植物の生息環境などは、一連の区域として配慮していく必要がある。このような区域を設定するために自然特性・社会特性より、以下のような考え方でゾーニングを行った。

沿岸の気象・海象条件の違い、地形特性の違い、動植物の生息・生育状況などの自然特性を考慮し、その代表的な指標として海岸地形、自然公園の分布から、ゾーニングを行った。

また、人口分布、産業、沿岸の利用状況、文化・風土など沿岸の社会特性を考慮し、その代表的な指標として人口集積地区、海水浴場、キャンプ場、港湾・漁港利用の状況より、ゾーニングを行った。

(2) ゾーニングによる沿岸の区分

脇野沢・川内ゾーン

下北半島国定公園に指定されており、西から岩礁、砂礫、砂といったバラエティーにとんだ海岸地形が見られる。海岸利用は、点在する漁港程度に限られている。海岸侵食による越波被害等が多く発生している。脇野沢村からむつ市城ヶ沢にかけた沿岸を対象とする。

むつゾーン

大湊港を中心に人口の集積が見られ、沿岸域の水産利用が比較的盛んな地域である。干潟や砂洲が見られコクガンやオオハクチョウ等の飛来地となっている。大湊港周辺の海岸を対象とする。

横浜・野辺地ゾーン

唯一延長の長い砂浜海岸が残る比較的自然の多く残された海岸である。海岸利用は、点在する漁港程度に限られている。侵食が問題となっている区域である。むつ市近沢から野辺地港にかけての沿岸を対象とする。

平内ゾーン

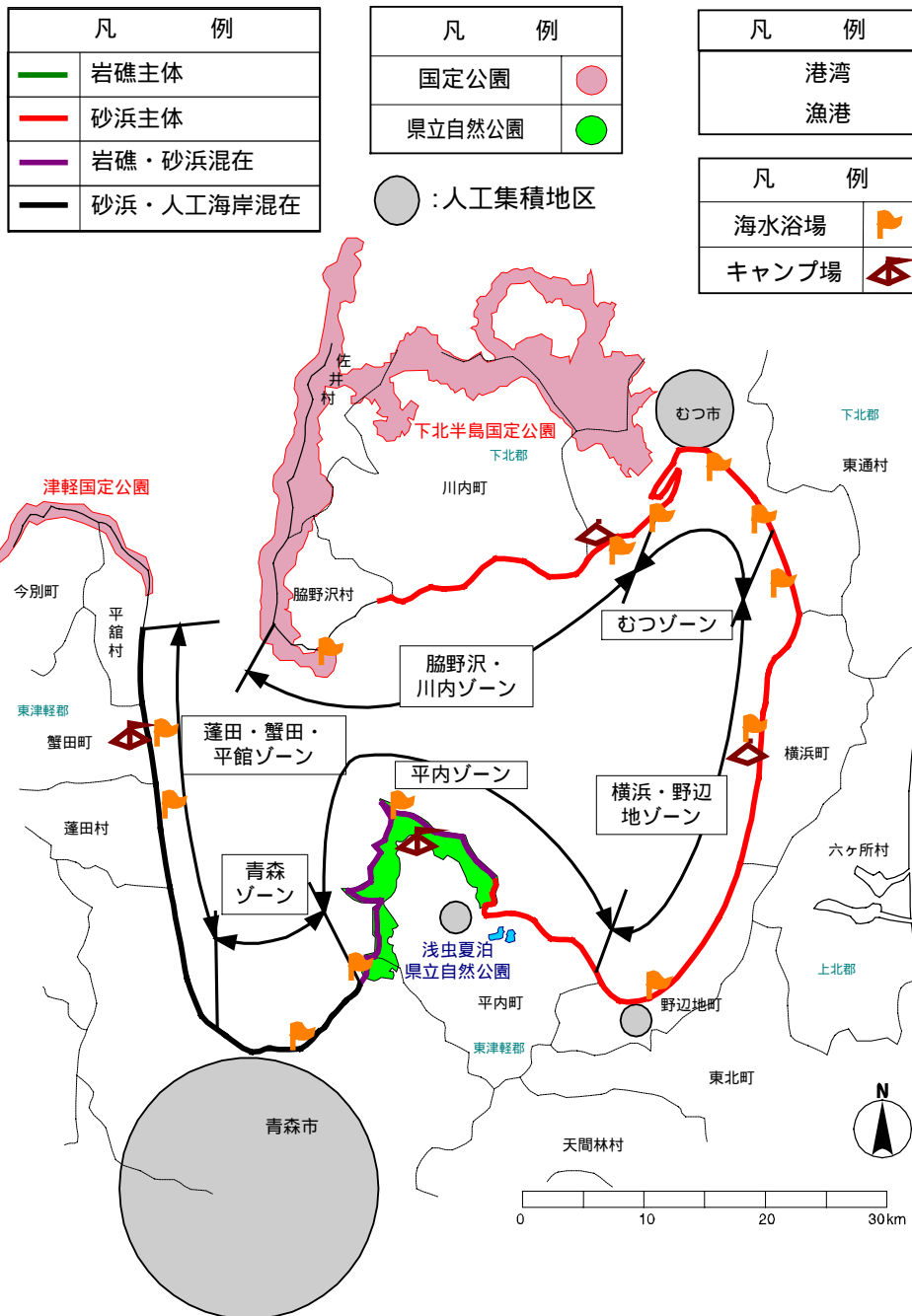
浅虫夏泊県立自然公園に指定されており、多くの自然が残されている区域である。青森市に隣接しレクリエーション利用も比較的多く見られる。夏泊半島の沿岸を対象とする。

青森ゾーン

人口集積が飛び抜けて大きい青森市を中心とする経済域であり、人工的な海岸整備により防護がなされている青森港を中心とした海岸を対象とする。

蓬田・蟹田・平館ゾーン

沿岸域の水産利用が盛んな地域である。整備が比較的進んでおり人工的な海岸が多い。青森市から平館村にかけての海岸を対象とする。



沿岸のゾーニング分布

ゾーン毎の特性

ゾーン名	防護特性	環境特性	利用特性	海岸保全の方向性
脇野沢・川内ゾーン	侵食が進行している。そのため、越波やその飛沫による塩害が発生している。	湾口部で岩礁海岸、湾奥にいくにつれ砂浜海岸となっている。下北国定公園に指定されており、沿岸にはハマナスや松林が見られる。侵食が進み砂浜はかなり消失している。	漁港利用を中心とし、背後の集落地は点在している。また、人家は狭い低平地を中心としている。海水浴場が点在している。	侵食対策を中心とし、越波やその飛沫による塩害からの防護に努める。水産利用や、身近な利用に配慮した施設整備が必要である。自然環境が残されている海岸については、保護するとともにその保全対策を実施していく。
むつゾーン	湾奥に位置し、比較的静穏な区域である。背後地に人家が密集しており防護要請が高い地域である。	大湊湾に見られる干潟はオオハクチョウやコクガンの飛来地として日本の重要湿地の指定を受けている。また、湾前面に見られる砂洲は希少な地形の1つである。	大湊港を中心に比較的人口の集積が見られる地域であり、湾奥では海岸線に多くの人家がある。干潟での潮干狩りも行われている。	背後に人家が集中している区域については、防護施設の整備に努める。自然環境や、身近な利用に配慮した施設整備が必要である。干潟や、砂洲といった海岸環境の保全が必要である。
横浜・野辺地ゾーン	長大な砂浜の海岸線を有しているが、近年侵食が進行している。	陸奥湾内で唯一の長大な砂浜海岸を有しており、ハマナスや松林が見られる。また、その景観も壮大である。陸奥湾で海岸ゴミが最も多く見受けられる区域である。	漁港利用を中心とし、背後の集落地は点在している。また、段丘が発達しており人家は比較的高いところに位置している。海水浴場が点在している。	ゾーン全体を一連の区間として侵食対策を推進する。また、海岸環境に対する十分な配慮が必要な区域である。海岸のゴミが多く、日常的な海岸管理の重要な地域である。
平内ゾーン	古くから海岸利用が進んでいた地域で比較的防護施設の整備が進んでいる。	浅虫・夏泊県立自然公園を有し、岩礁海岸から砂浜海岸まで見られる変化に富んだ豊かな自然環境を有する沿岸である。また、小湊浅所海岸はオオハクチョウの飛来地として有名である。	漁港利用を中心とし、背後の集落地は点在している。また、青森市に隣接し海岸環境も豊かなことからレクリエーション利用も比較的多い地域である。	自然環境に配慮し、海岸保全施設の整備は必要最低限のものとする。自然環境を生かしながら、利用を促進する海岸においては利便施設等の整備を進める。
青森ゾーン	高度な利用が進み、防護施設の整備も進んだ地域であるが、一部海岸では高波による被害が発生している。	高度な利用が進み、一部地域を除いて人工的な海岸となっているが、コクガンの飛来も見られる。	青森市を背後に控え非常に人口・資産の集中している地域である。青森港を中心とし、高度な利用が進んでいる。	高波に対する防護施設の整備を図るとともに、整備された海岸保全施設の維持管理を図る。誰もが利用でき、自然と親しめる海岸づくりを進める。
蓬田・蟹田・平館ゾーン	水産利用も多く、防護施設の整備も進んだ地域である。	侵食が進み、砂浜が消失している。海岸保全施設の整備が進み、大半が人工的な海岸となっている。一部人工的に創出された区域にオオハクチョウの飛来が見られる。	漁港が点在している地域である。平地が海岸線沿いに続くことから、人家が沿岸全体に見られる。海水浴場が点在している。	整備された海岸保全施設の維持管理を図る。誰もが利用でき、自然と親しめる海岸づくりを進める。また、水産利用とほかの海岸利用が共存する海岸づくりを推進する。

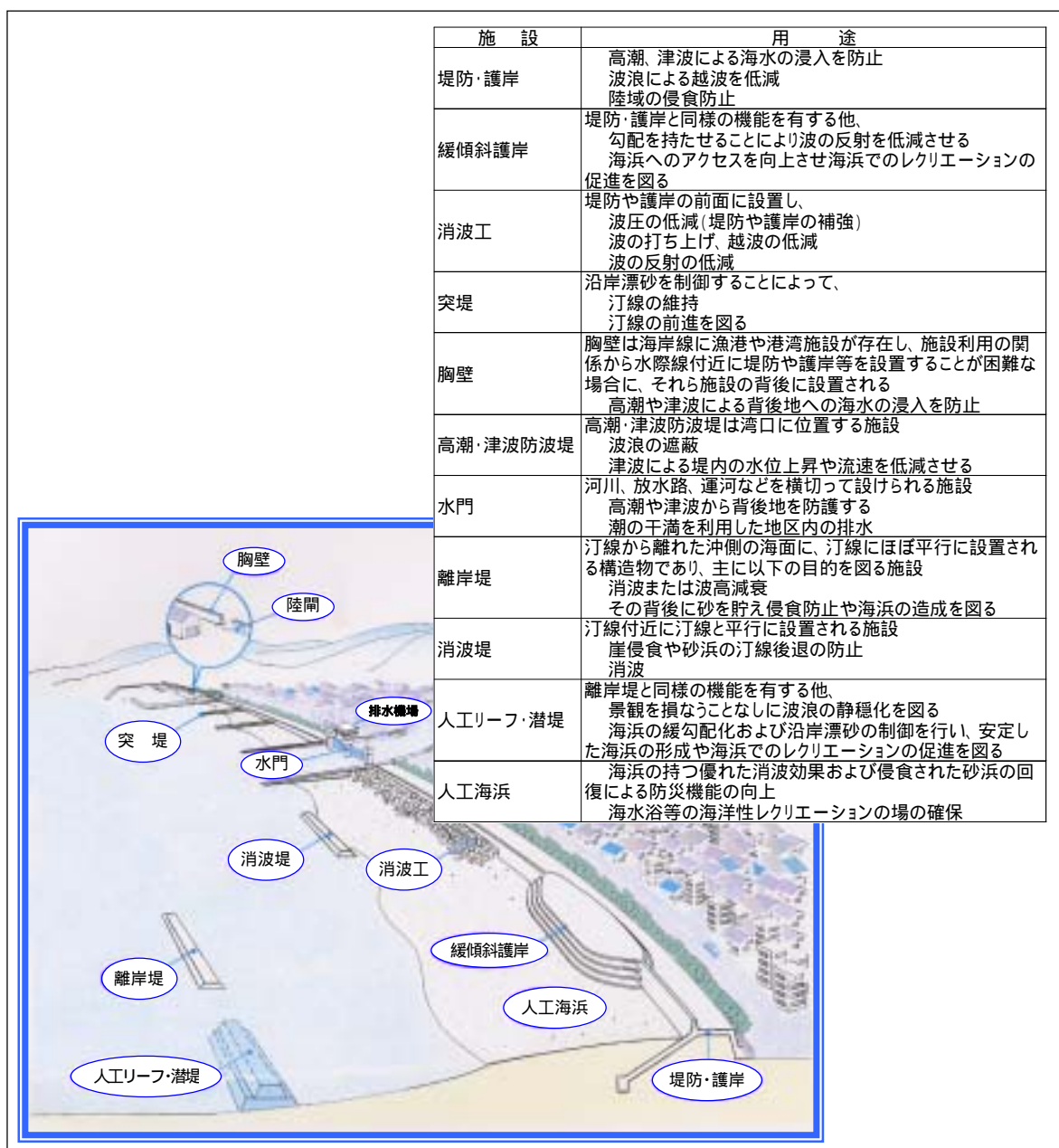
3. 海岸保全施設の整備に関する基本的な事項

3-1 海岸保全施設の整備の考え方

海岸保全に関する基本的事項である海岸の防護・環境・利用に関する施策を実施していくために、海岸保全施設の整備に関する基本的な事項として、今後の海岸保全施設の整備を進めていく区域について、ハード面における対応を以下に示す。

なお、整備をしようとする区域における海岸保全施設の整備の方向性については、各ゾーン毎に設定された海岸保全の方向性および「防護」、「環境」、「利用」の各施策を踏まえて決定する。

海岸保全施設の模式図および各施設の用途を以下の図に示す。



主な海岸保全施設

3 - 2 海岸保全施設を整備しようとする区域

海岸保全施設を整備しようとする区域については、従来の長期計画区域、市町村、地域住民からの要望箇所についてそれぞれ海岸保全の問題点について検討し、防護機能の不足している区域を設定する。

これらの区域のうち、現在一般公共海岸に属しているものについては、今後、海岸保全区域の指定が必要となる。

3 - 3 海岸保全施設の種類及び規模等

海岸保全施設の種類・規模・配置については、海岸保全施設を整備しようとする区域において、「施策」、「ゾーン毎の方向性」および市町村、地域住民からの要望を基に適切に設定する。

3 - 4 受益地域の状況

海岸保全施設を整備しようとする区域については、海岸保全施設の整備によって高潮による災害や海岸侵食から防護される地域およびその地域の土地利用の状況を示す。

3 - 5 地域との連携

海岸の価値が多様化する中、様々なニーズに対応するため、市町村等の行政機関に加え、高齢者から子供までを含めた地域住民、海岸利用者、NPO等の各種団体などが一体となって、それぞれの役割分担を認識し、日常的な海岸管理を実施することが重要である。

このため、個々の海岸整備の実施にあたっては、ワークショップ等により、行政と地域住民等の海岸に対する共通認識を形成し、総合的な海岸保全の実施に努める。

海岸保全施設を整備しようとする区域

区域 番号	配置			種類	受益の地域の状況
	区域	規模			
	海岸保全区域名	延長 (m)	代表堤防高 (T.P.m)		
1	九艘泊海岸	500	3.50	護岸	住宅地・その他
2	脇野沢漁港海岸蛸田地区	40	3.50	護岸	住宅地
3	脇野沢漁港海岸	620	3.50	護岸・人工リーフ	住宅地・商業地・その他
4	赤坂海岸	300	3.50	護岸	住宅地・その他
5	小沢漁港海岸	500	3.50	護岸	住宅地・その他
6	殿崎海岸	260	3.50	護岸	住宅地・農地・森林・その他
7	蛸崎漁港海岸	510	3.50	護岸	住宅地・農地・その他
8	蛸崎海岸	500	3.50	護岸	住宅地
9	長浜海岸	500	3.50	消波堤	その他
10	宿野部漁港海岸	650	3.50	護岸	住宅地・その他
11	宿野部海岸	400	3.50	離岸堤・消波堤	住宅地・その他
12	桧川海岸	150	3.50	護岸	住宅地・その他
13	桧川漁港海岸	70	3.50	護岸	住宅地・農地・その他
14	川内港海岸葛沢地区	140	3.50	護岸	住宅地・農地・その他
15	川内港海岸川内地区	1,300	3.50	護岸・人工リーフ・人工 海浜	住宅地・商業地・農地・その他
16	田野沢漁港海岸	380	3.50	護岸	住宅地・その他
17	戸沢漁港海岸	340	3.00	護岸	住宅地・農地・森林・その他
18	梅ノ木海岸	200	3.00	離岸堤	住宅地・その他
19	角違漁港海岸	450	3.00	離岸堤	住宅地・農地・森林・その他
20	大湊港海岸大湊地区	2,220	3.00	護岸	住宅地・その他
21	浜奥内漁港海岸	340	4.00	護岸・離岸堤	その他
22	浜田海岸	350	4.00	離岸堤	農地・その他
23	浜田海岸	300	4.00	消波堤	住宅地・その他
24	鶏沢漁港海岸	330	4.00	護岸・消波堤	その他
25	大豆田海岸	30	3.50	護岸	その他
26	源氏ヶ浦漁港海岸	200	3.50	消波堤	その他
27	横浜漁港海岸	400	3.50	護岸	住宅地・商業地・工業地・その他
28	向平海岸	200	3.50	離岸堤	その他
29	雲雀平海岸	200	3.50	護岸	その他
30	目ノ越海岸	2,500	3.50	離岸堤	その他
31	有戸海岸	900	3.50	消波堤	住宅地・農地・その他
32	野辺地港海岸野辺地地区	600	3.50	人工リーフ	森林
33	野辺地漁港海岸	230	3.50	護岸・離岸堤	住宅地・農地・その他

受益の地域のその他とは、住宅地、商業地、工業地、農地、森林以外の地域を指す

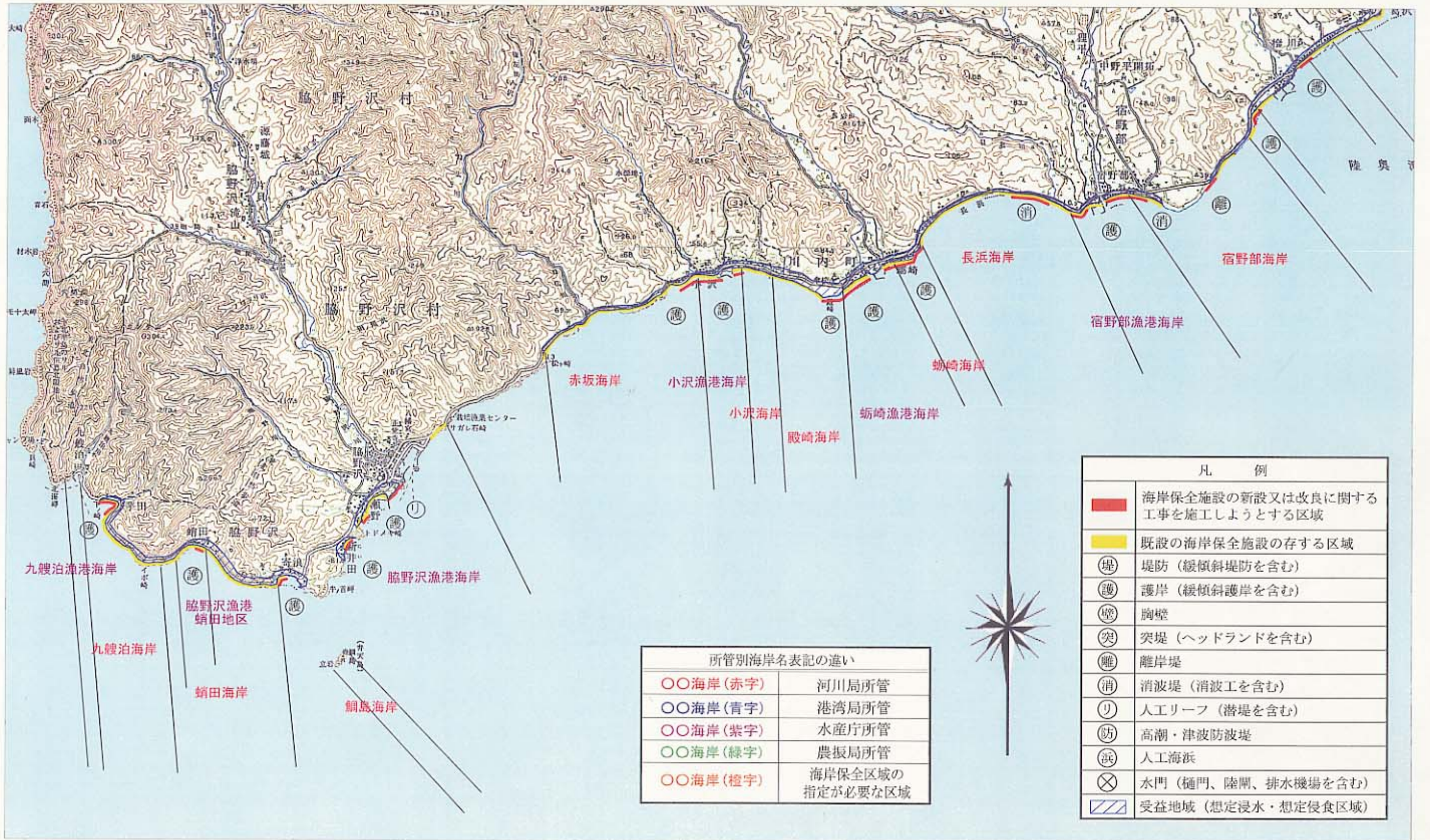
区域 番号	配置			種類	受益の地域の状況
	区域	規模			
	海岸保全区域名	延長 (m)	代表堤防高 (T.P.m)		
34	狩場沢海岸	400	3.00	護岸・消波堤	住宅地・農地・森林・その他
35	清水川漁港海岸 (口広地区)	130	3.00	護岸	住宅地・その他
36	小湊漁港海岸	360	3.00	護岸	住宅地・農地・その他
37	弁慶内海岸	100	3.00	護岸	その他
38	白砂海岸	475	3.00	人工リーフ・護岸	住宅地・その他
39	東田沢海岸	240	3.00	離岸堤	住宅地・森林・その他
40	久慈ノ浜海岸	550	3.00	離岸堤・消波堤	住宅地・その他
41	稲生漁港海岸 (稲生地区)	620	3.00	護岸	住宅地・農地・その他
42	馬屋尻海岸	200		離岸堤	住宅地・農地・その他
43	茂浦漁港海岸	200	3.00	人工海浜・突堤・人工 リーフ・護岸	住宅地・その他
44	土屋海岸	200		消波堤	住宅地・その他
45	久栗坂漁港海岸	210	3.00	護岸	住宅地
46	青森港海岸原別地区	700	3.00	護岸	住宅地
47	青森港海岸造道地区	1,110	3.00	護岸・胸壁	住宅地
48	青森漁港海岸	40	3.50	護岸	住宅地・商業地・工業地・その他
49	青森港海岸本港地区	350	3.50	護岸	工業地
50	奥内漁港海岸 (飛鳥地区)	60	3.50	堤防	住宅地・その他
51	奥内漁港海岸	310	3.50	堤防	住宅地・その他
52	蓬田漁港海岸	380	3.50	離岸堤・堤防	住宅地・その他
53	瀬辺地漁港海岸	550	3.50	堤防	住宅地・農地・その他
54	蟹田漁港海岸	400	3.50	堤防	住宅地・商業地・その他

海岸保全区域の指定が必要な区域

区域 番号	配置			種類	受益の地域の状況
	区域	規模			
	一般公共海岸	延長 (m)	代表堤防高 (T.P.m)		
a	白砂地内(平内町)	600	3.00	離岸堤	住宅地・その他
b	浦田地内(平内町)	200	3.00	護岸	住宅地・農地・その他

受益の地域のその他とは、住宅地、商業地、工業地、農地、森林以外の地域を指す

脇野沢村・川内町

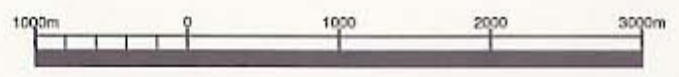


所管別海岸名表記の違い

○●海岸(赤字)	河川局所管
○●海岸(青字)	港湾局所管
○●海岸(紫字)	水産庁所管
○●海岸(緑字)	農振局所管
○●海岸(橙字)	海岸保全区域の指定が必要な区域

凡 例

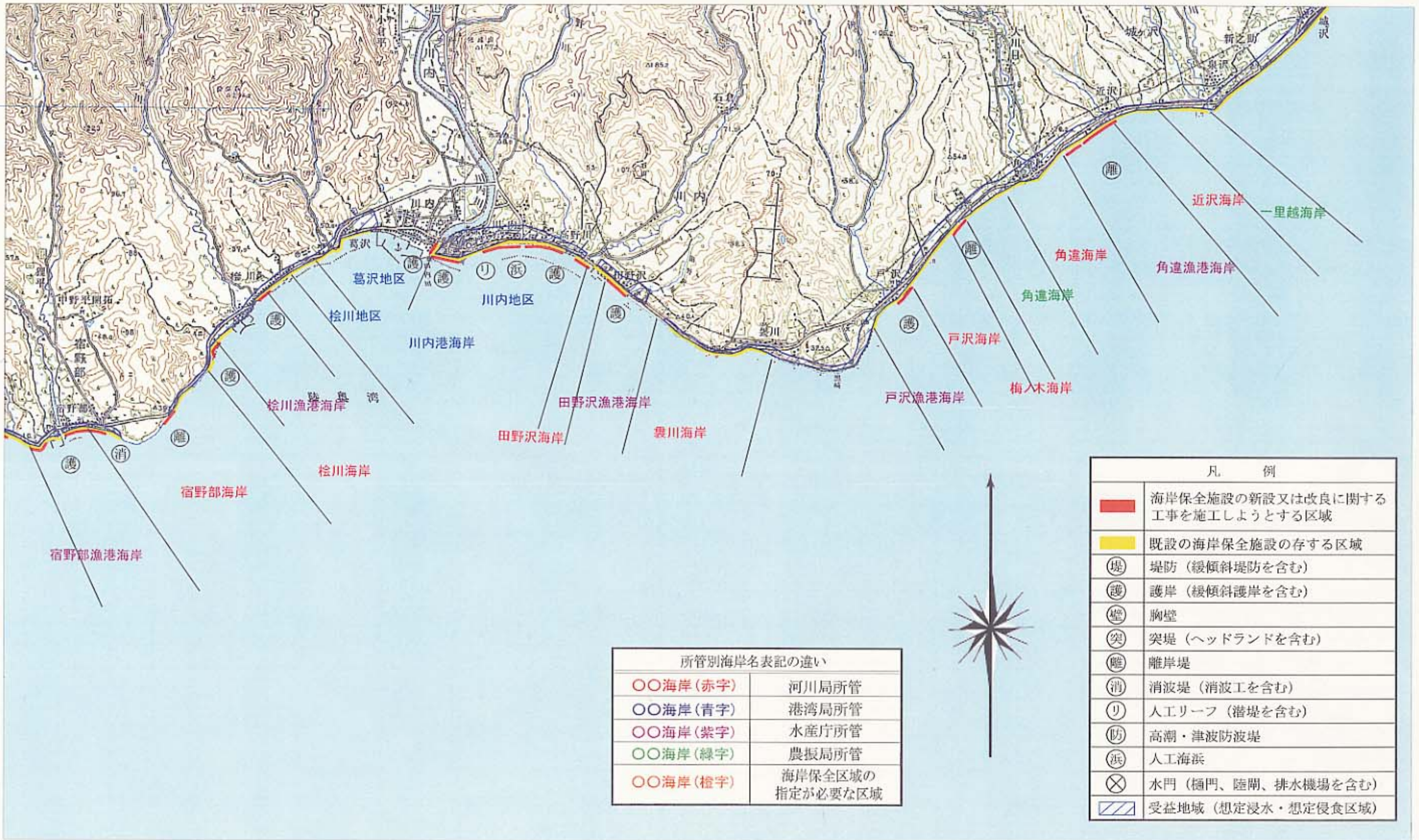
	海岸保全施設の新設又は改良に関する工事を施工しようとする区域
	既設の海岸保全施設の存する区域
	堤防(緩傾斜堤防を含む)
	護岸(緩傾斜護岸を含む)
	胸壁
	突堤(ヘッドランドを含む)
	離岸堤
	消波堤(消波工を含む)
	人工リーフ(潜堤を含む)
	高潮・津波防波堤
	人工海浜
	水門(樋門、陸閘、排水機場を含む)
	受益地域(想定浸水・想定侵食区域)



「この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の1/50,000地形図を複製したものです。(承認番号 平15東複第49号)」

1:50000

川内町・むつ市

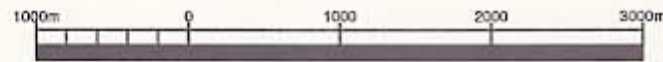


所管別海岸名表記の違い	
○●海岸(赤字)	河川局所管
○●海岸(青字)	港湾局所管
○●海岸(紫字)	水産庁所管
○●海岸(緑字)	農振局所管
○●海岸(橙字)	海岸保全区域の指定が必要な区域

凡 例	
	海岸保全施設の新設又は改良に関する工事を施工しようとする区域
	既設の海岸保全施設の存する区域
	堤防(緩傾斜堤防を含む)
	護岸(緩傾斜護岸を含む)
	胸壁
	突堤(ヘッドランドを含む)
	離岸堤
	消波堤(消波工を含む)
	人工リーフ(潜堤を含む)
	高潮・津波防波堤
	人工海浜
	水門(樋門、陸閘、排水機場を含む)
	受益地域(想定浸水・想定侵食区域)

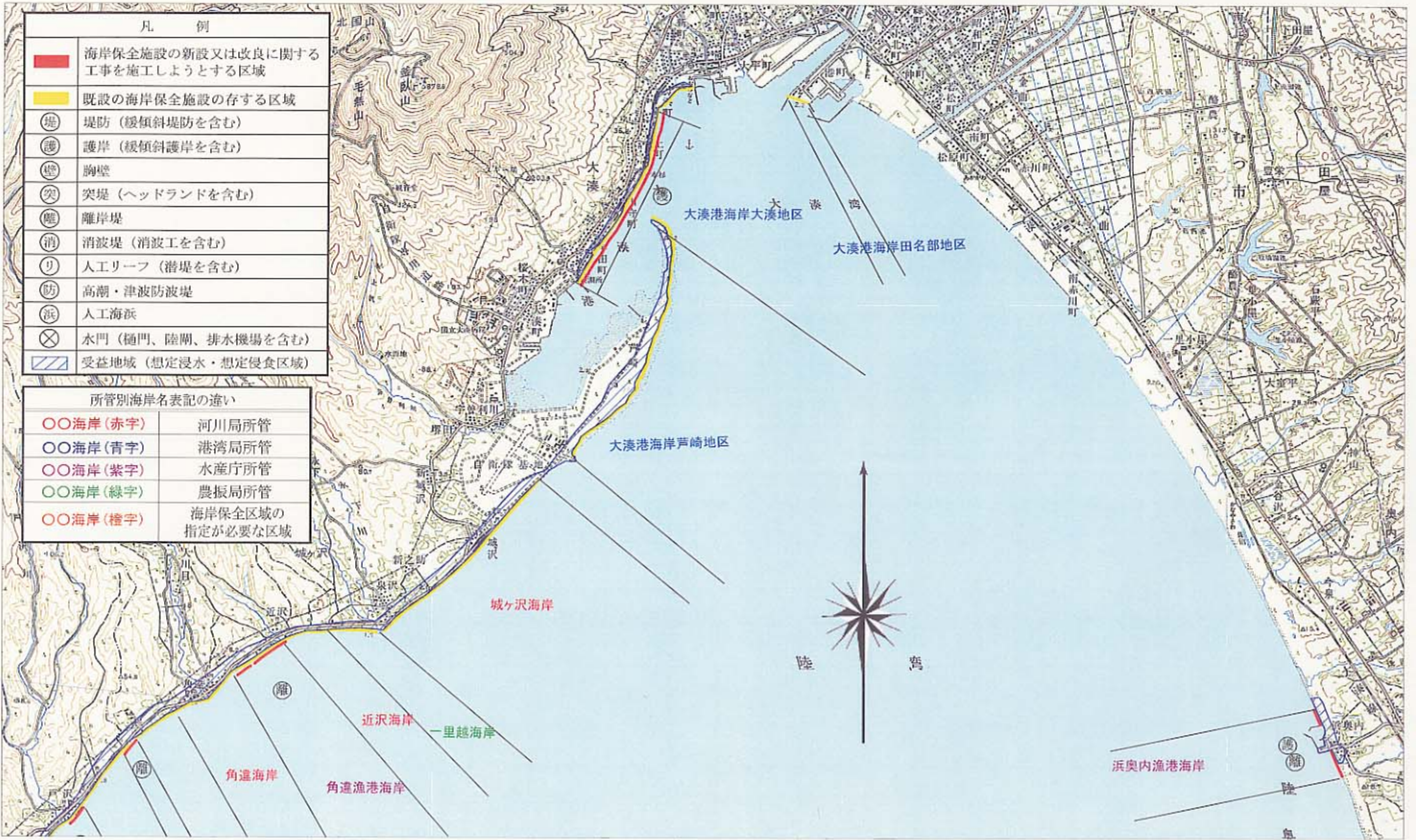


「この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の1/50,000地形図を複製したものです。(承認番号 平15東複第49号)」

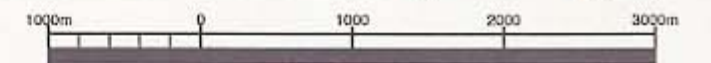


1:50000

むつ市



「この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の1/50,000地形図を複製したものです。（承認番号 平15東複第49号）」

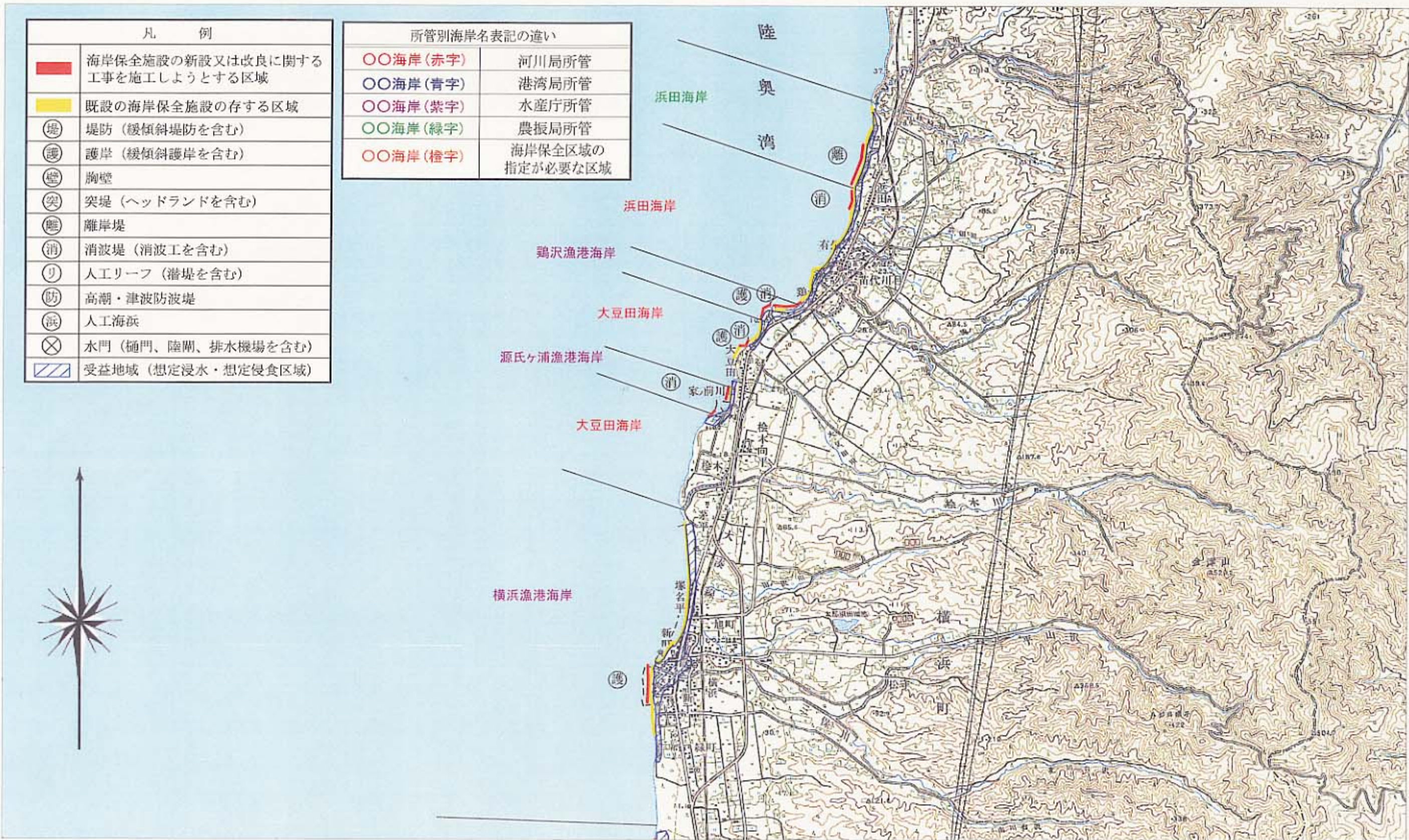


1:50000

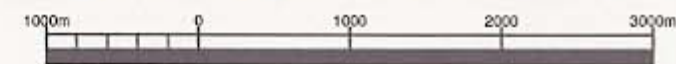
横浜町

凡 例	
	海岸保全施設の新設又は改良に関する工事を施工しようとする区域
	既設の海岸保全施設の存する区域
	堤防（緩傾斜堤防を含む）
	護岸（緩傾斜護岸を含む）
	胸壁
	突堤（ヘッドランドを含む）
	離岸堤
	消波堤（消波工を含む）
	人工リーフ（潜堤を含む）
	高潮・津波防波堤
	人工海浜
	水門（樋門、陸閘、排水機場を含む）
	受益地域（想定浸水・想定侵食区域）

所管別海岸名表記の違い	
	河川局所管
	港湾局所管
	水産庁所管
	農振局所管
	海岸保全区域の指定が必要な区域



「この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の1/50,000地形図を複製したものです。（承認番号 平15東複第49号）」



1:50000

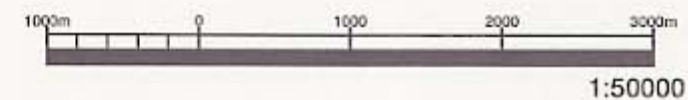
横浜町

凡 例	
	海岸保全施設の新設又は改良に関する工事を施工しようとする区域
	既設の海岸保全施設の存する区域
	堤防 (緩傾斜堤防を含む)
	護岸 (緩傾斜護岸を含む)
	胸壁
	突堤 (ヘッドランドを含む)
	離岸堤
	消波堤 (消波工を含む)
	人工リーフ (潜堤を含む)
	高潮・津波防波堤
	人工海浜
	水門 (樋門、陸閘、排水機場を含む)
	受益地域 (想定浸水・想定侵食区域)

所管別海岸名表記の違い	
 海岸 (赤字)	河川局所管
 海岸 (青字)	港湾局所管
 海岸 (紫字)	水産庁所管
 海岸 (緑字)	農振局所管
 海岸 (橙字)	海岸保全区域の指定が必要な区域



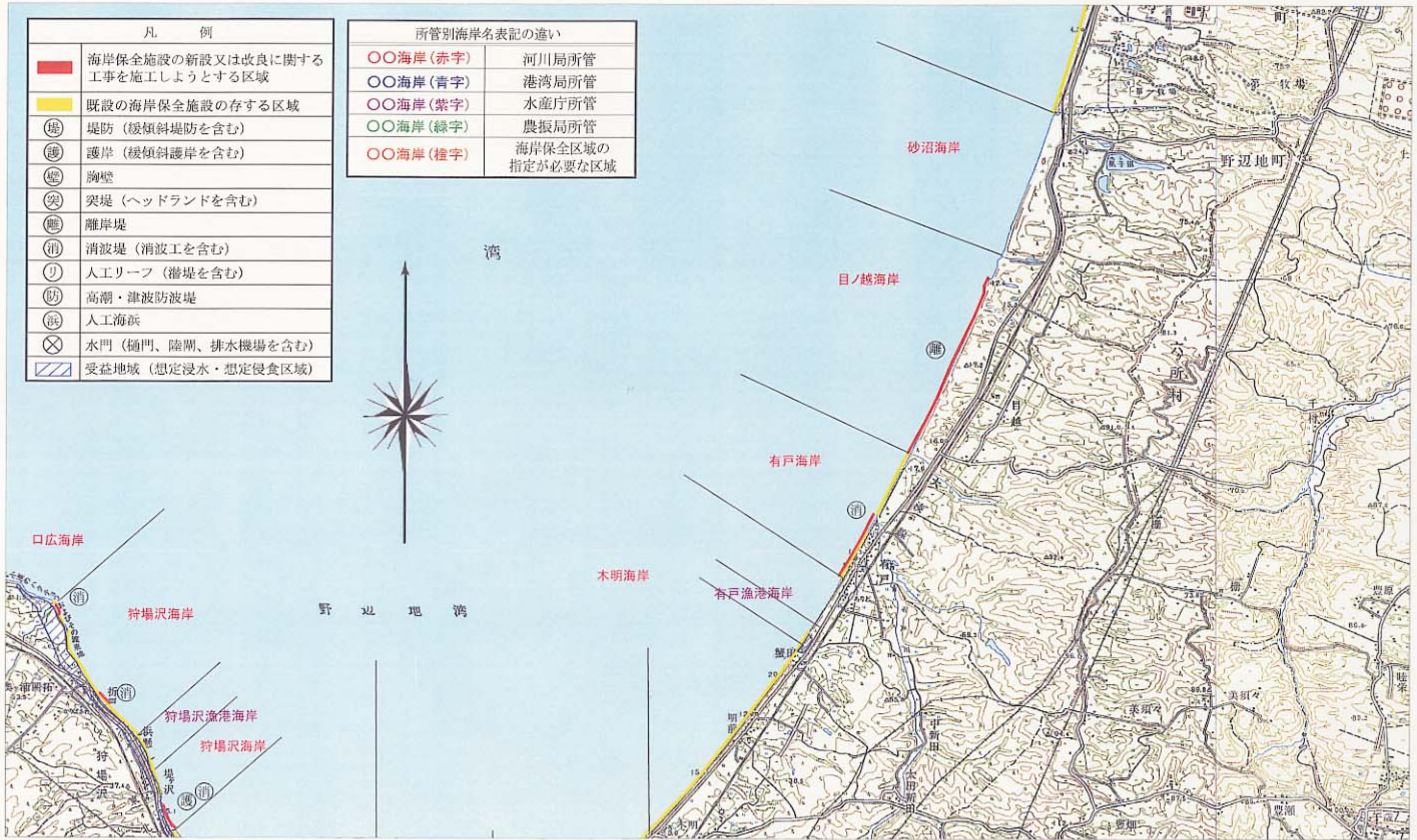
「この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の1/50,000地形図を複製したものです。(承認番号 平15東複第49号)」



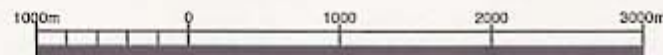
野辺地町

凡 例	
	海岸保全施設の新設又は改良に関する工事を施工しようとする区域
	既設の海岸保全施設の存する区域
	堤防（緩傾斜堤防を含む）
	護岸（緩傾斜護岸を含む）
	胸壁
	突堤（ヘッドランドを含む）
	離岸堤
	消波堤（消波工を含む）
	人工リーフ（潜堤を含む）
	高潮・津波防波堤
	人工海浜
	水門（樋門、陸閘、排水機場を含む）
	受益地域（想定浸水・想定侵食区域）

所管別海岸名表記の違い	
○海岸(赤字)	河川局所管
○海岸(青字)	港湾局所管
○海岸(紫字)	水産庁所管
○海岸(緑字)	農振局所管
○海岸(橙字)	海岸保全区域の指定が必要な区域

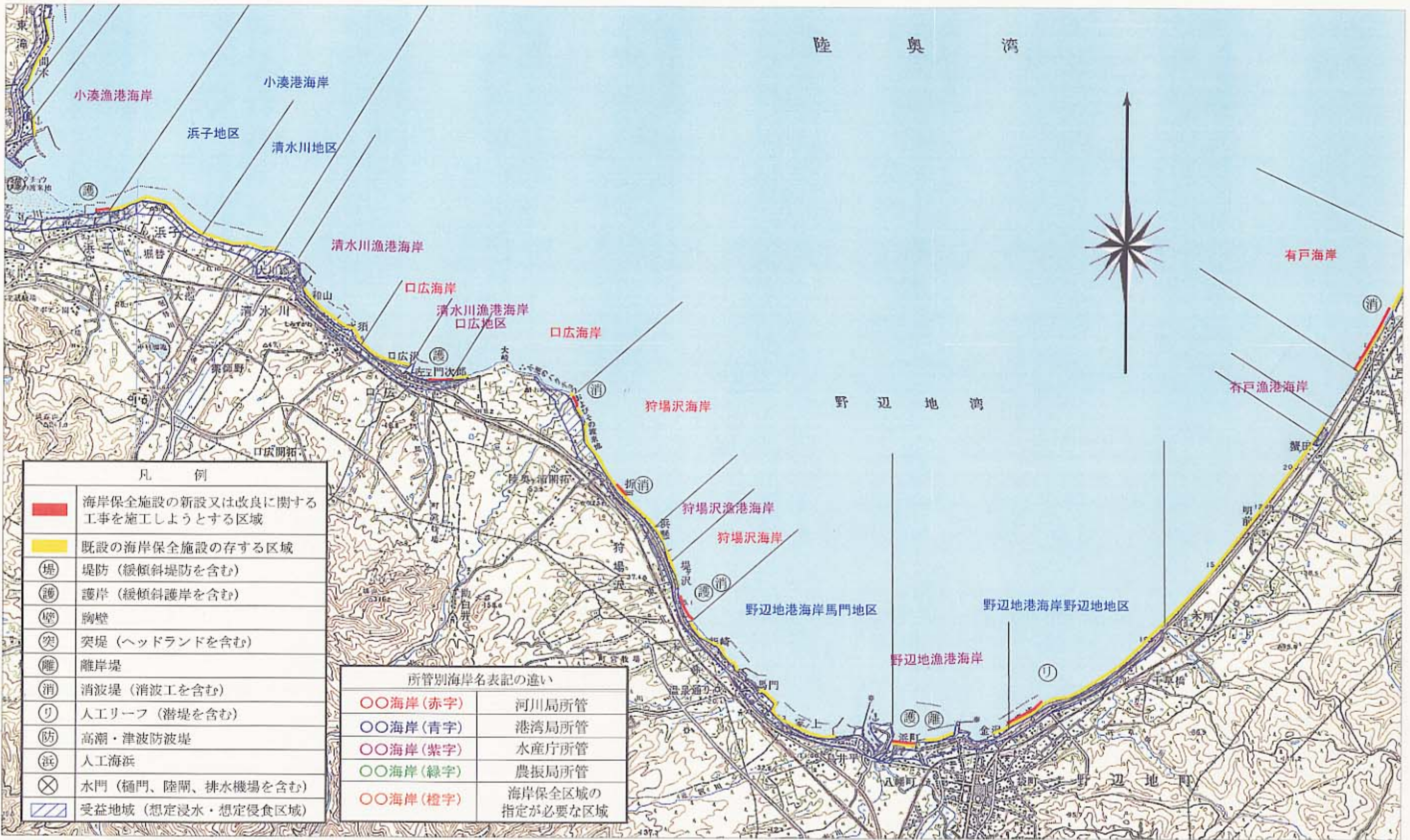


「この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の1/50,000地形図を複製したものです。（承認番号 平15東複第49号）」



1:50000

野辺地町・平内町

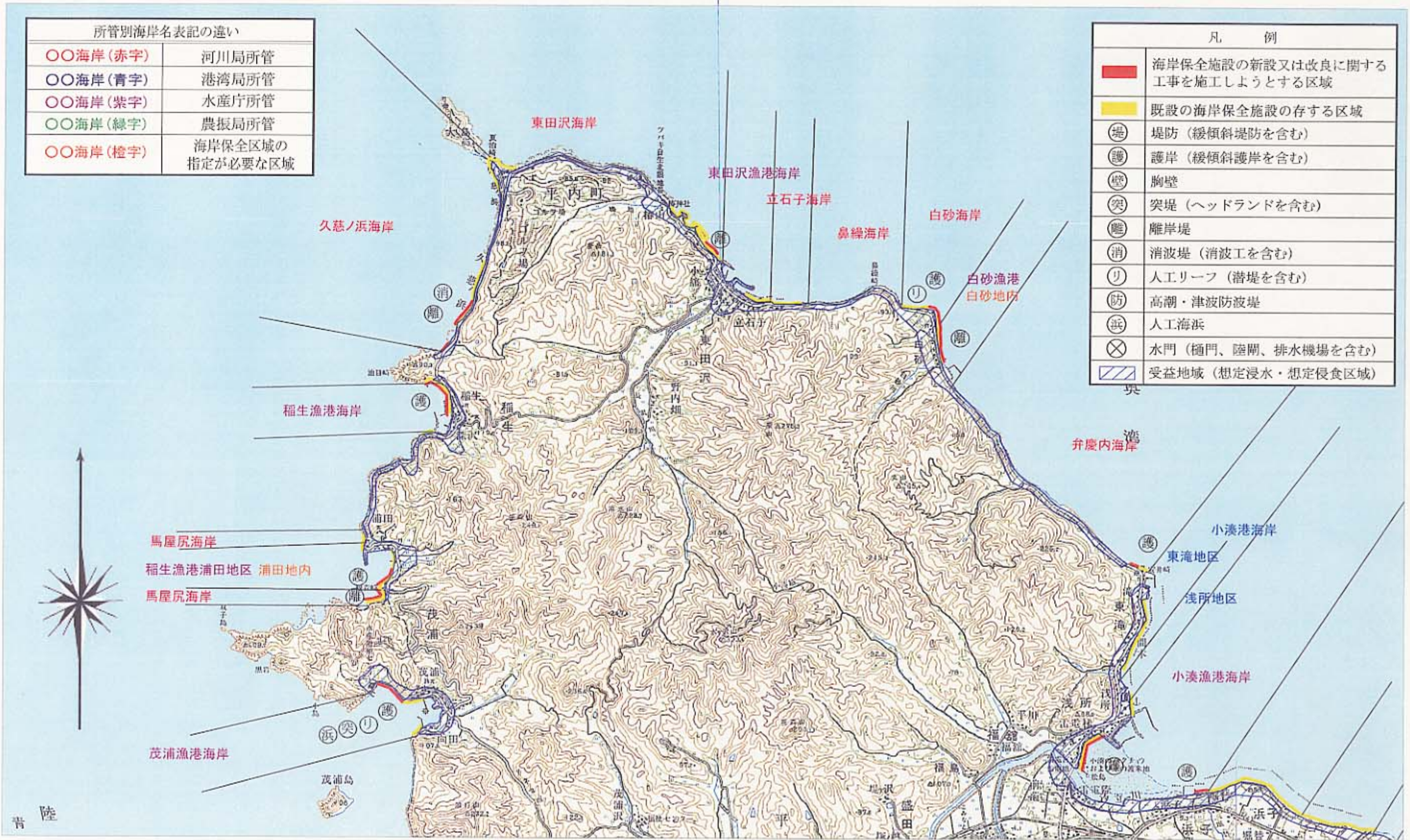


「この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の1/50,000地形図を複製したものです。（承認番号 平15東複第49号）」

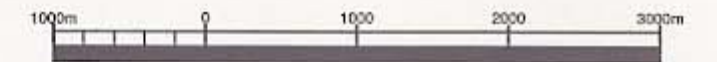
平内町

所管別海岸名表記の違い	
○海岸(赤字)	河川局所管
○海岸(青字)	港湾局所管
○海岸(紫字)	水産庁所管
○海岸(緑字)	農振局所管
○海岸(橙字)	海岸保全区域の指定が必要な区域

凡 例	
	海岸保全施設の新設又は改良に関する工事を施工しようとする区域
	既設の海岸保全施設の存する区域
	堤防(緩傾斜堤防を含む)
	護岸(緩傾斜護岸を含む)
	胸壁
	突堤(ヘッドランドを含む)
	離岸堤
	消波堤(消波工を含む)
	人工リーフ(潜堤を含む)
	高潮・津波防波堤
	人工海浜
	水門(樋門、陸閘、排水機場を含む)
	受益地域(想定浸水・想定侵食区域)

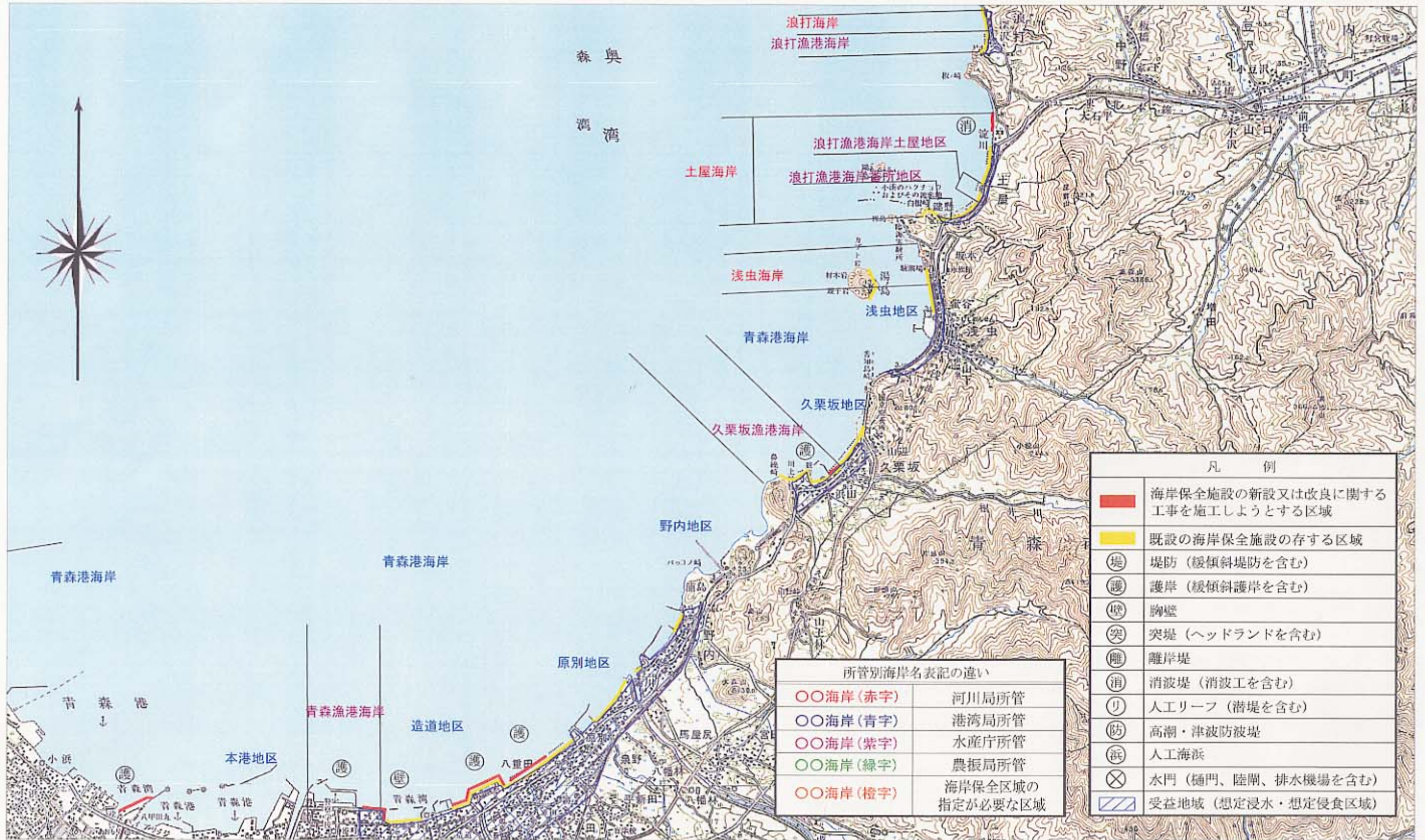


「この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の1/50,000地形図を複製したものです。(承認番号 平15東複第49号)」



1:50000

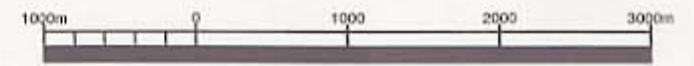
平内町・青森市



凡 例	
■	海岸保全施設の新設又は改良に関する工事を施工しようとする区域
■	既設の海岸保全施設の存する区域
⊕	堤防（緩傾斜堤防を含む）
⊖	護岸（緩傾斜護岸を含む）
⊗	胸壁
⊙	突堤（ヘッドランドを含む）
⊘	離岸堤
⊚	消波堤（消波工を含む）
⊛	人工リーフ（潜堤を含む）
⊜	高潮・津波防波堤
⊝	人工海浜
⊞	水門（樋門、陸閘、排水機場を含む）
⊟	受益地域（想定浸水・想定侵食区域）

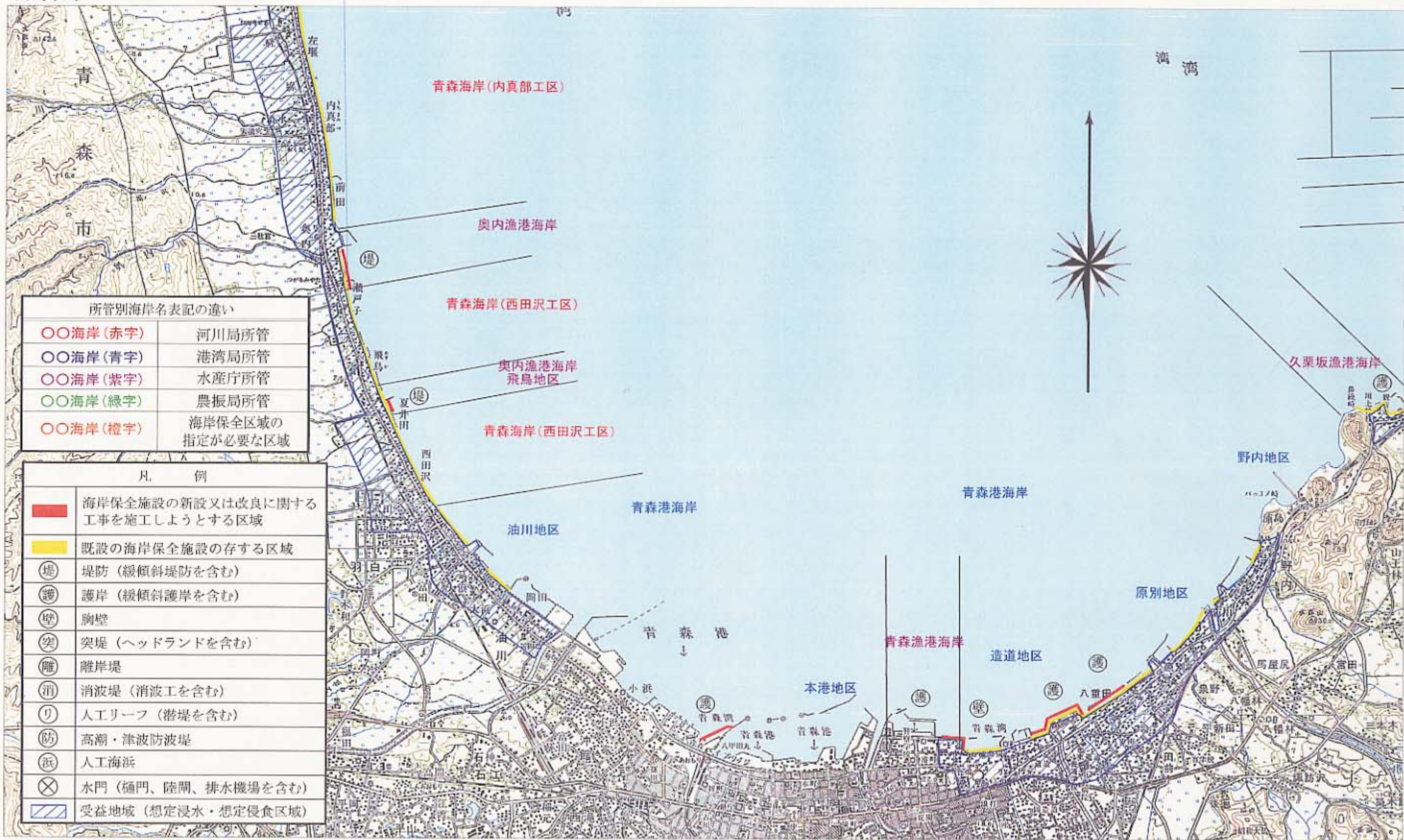
所管別海岸名表記の違い	
○○海岸(赤字)	河川局所管
○○海岸(青字)	港湾局所管
○○海岸(紫字)	水産庁所管
○○海岸(緑字)	農振局所管
○○海岸(橙字)	海岸保全区域の指定が必要な区域

「この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の1/50,000地形図を複製したものです。（承認番号 平15東複第49号）」



1:50000

青森市



所管別海岸名表記の違い

○海岸(赤字)	河川局所管
○海岸(青字)	港湾局所管
○海岸(紫字)	水産庁所管
○海岸(緑字)	農振局所管
○海岸(橙字)	海岸保全区域の指定が必要な区域

凡 例

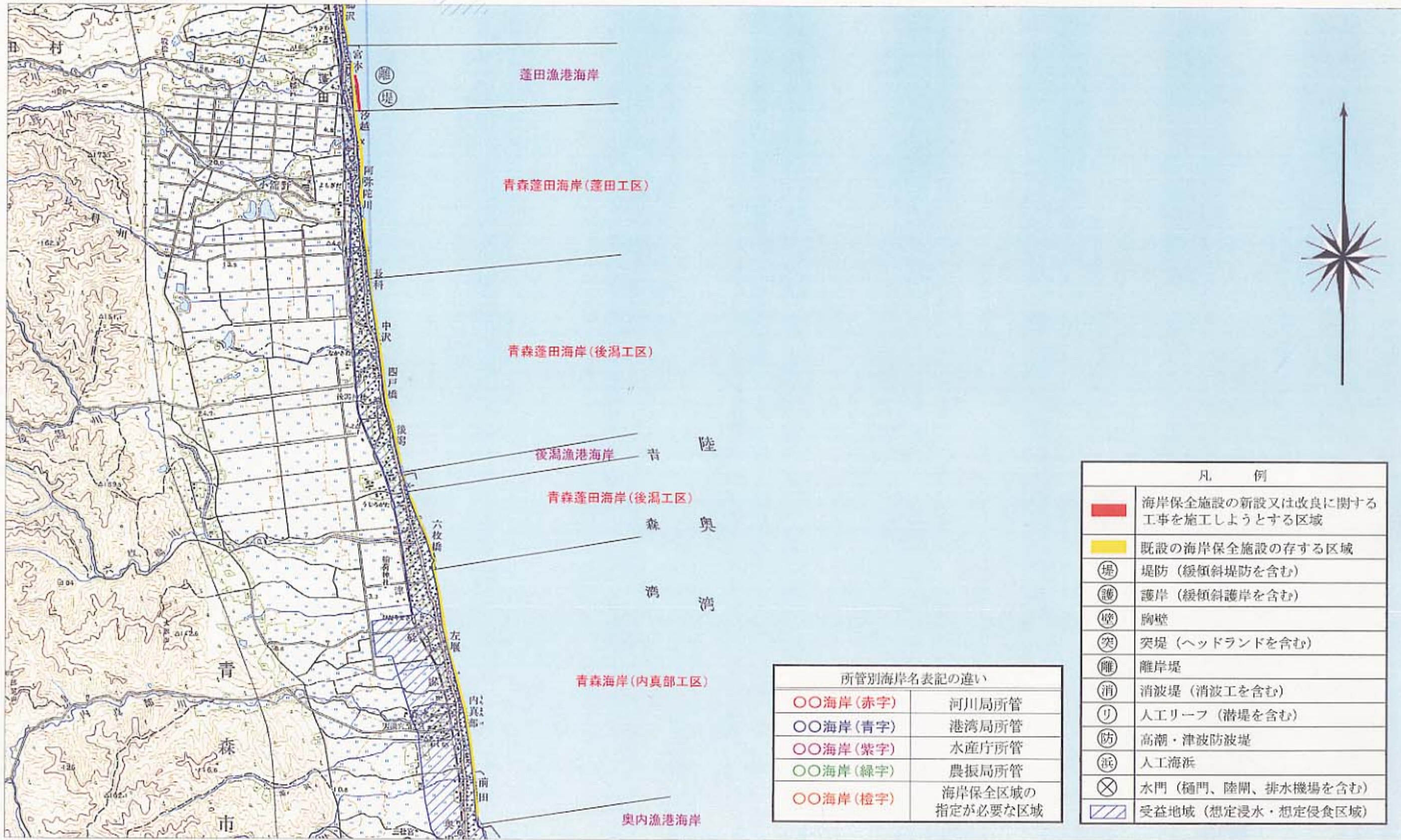
	海岸保全施設の新設又は改良に関する工事を施工しようとする区域
	既設の海岸保全施設の存する区域
Ⓜ	堤防(緩傾斜堤防を含む)
Ⓝ	護岸(緩傾斜護岸を含む)
Ⓢ	胸壁
Ⓢ	突堤(ヘッドランドを含む)
Ⓝ	離岸堤
Ⓝ	消波堤(消波工を含む)
Ⓝ	人工リーフ(潜堤を含む)
Ⓢ	高潮・津波防波堤
Ⓢ	人工海浜
Ⓢ	水門(樋門、陸閘、排水機場を含む)
Ⓢ	受益地域(想定浸水・想定侵食区域)

「この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の1/50,000地形図を複製したものです。(承認番号 平15東複第49号)」



1:50000

青森市・蓬田村



蓬田漁港海岸

青森蓬田海岸(蓬田工区)

青森蓬田海岸(後潟工区)

後潟漁港海岸

青森蓬田海岸(後潟工区)

青森海岸(内真部工区)

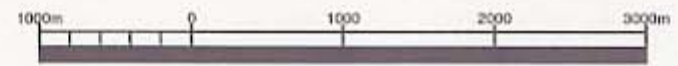
奥内漁港海岸



凡 例	
	海岸保全施設の新設又は改良に関する工事を施工しようとする区域
	既設の海岸保全施設の存する区域
	堤防(緩傾斜堤防を含む)
	護岸(緩傾斜護岸を含む)
	胸壁
	突堤(ヘッドランドを含む)
	離岸堤
	消波堤(消波工を含む)
	人工リーフ(潜堤を含む)
	高潮・津波防波堤
	人工海浜
	水門(樋門、陸閘、排水機場を含む)
	受益地域(想定浸水・想定侵食区域)

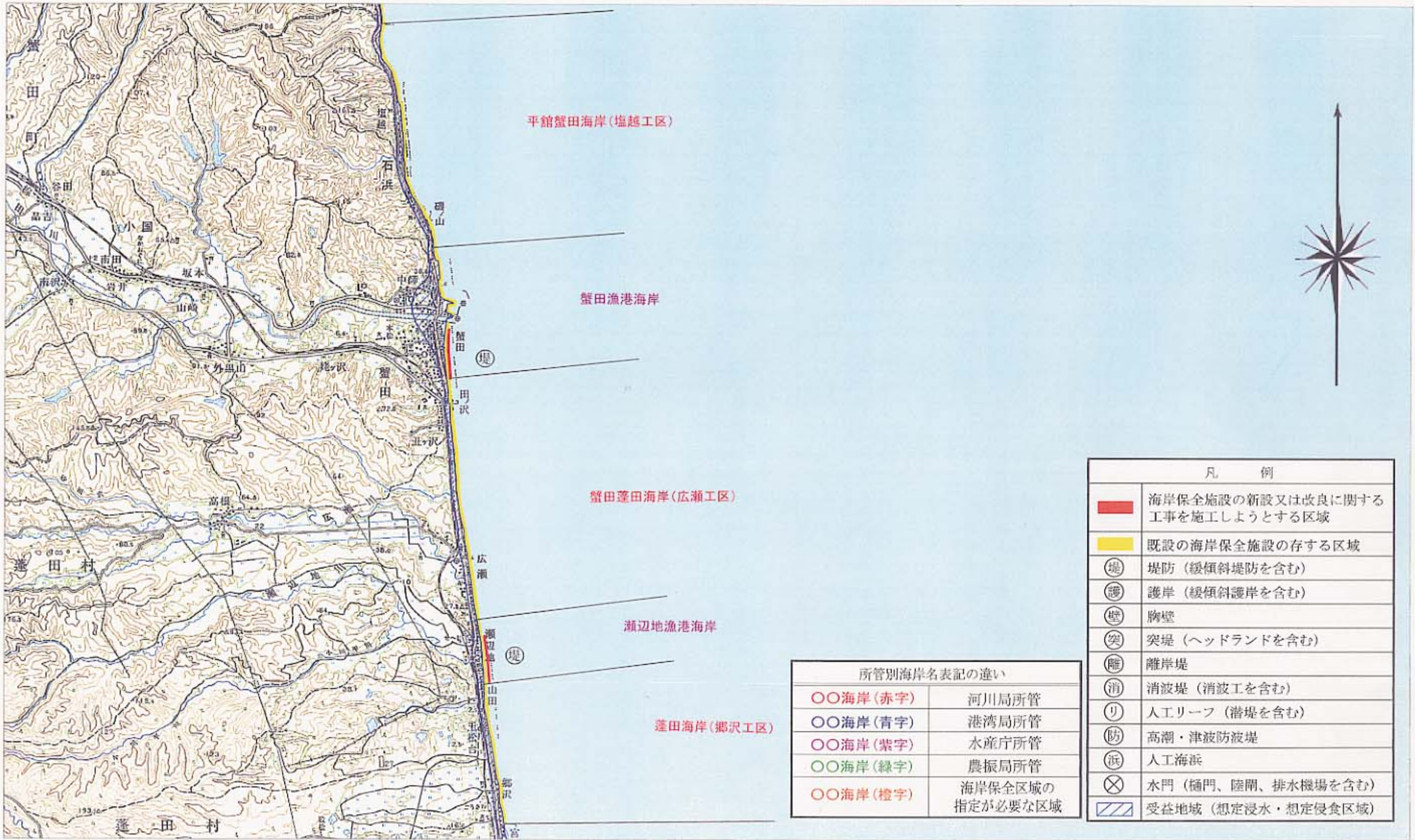
所管別海岸名表記の違い	
○○海岸(赤字)	河川局所管
○○海岸(青字)	港湾局所管
○○海岸(紫字)	水産庁所管
○○海岸(緑字)	農振局所管
○○海岸(橙字)	海岸保全区域の指定が必要な区域

「この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の1/50,000地形図を複製したものです。(承認番号 平15東複第49号)」



1:50000

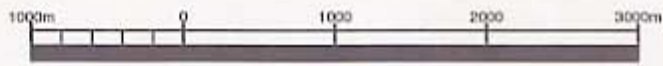
蓬田村・蟹田町



凡 例	
■	海岸保全施設の新設又は改良に関する工事を施工しようとする区域
■	既設の海岸保全施設の存する区域
⊕	堤防 (緩傾斜堤防を含む)
⊖	護岸 (緩傾斜護岸を含む)
⊗	胸壁
⊙	突堤 (ヘッドランドを含む)
⊚	離岸堤
⊘	消波堤 (消波工を含む)
⊙	人工リーフ (潜堤を含む)
⊖	高潮・津波防波堤
⊙	人工海浜
⊗	水門 (樋門、陸閘、排水機場を含む)
⊘	受益地域 (想定浸水・想定侵食区域)

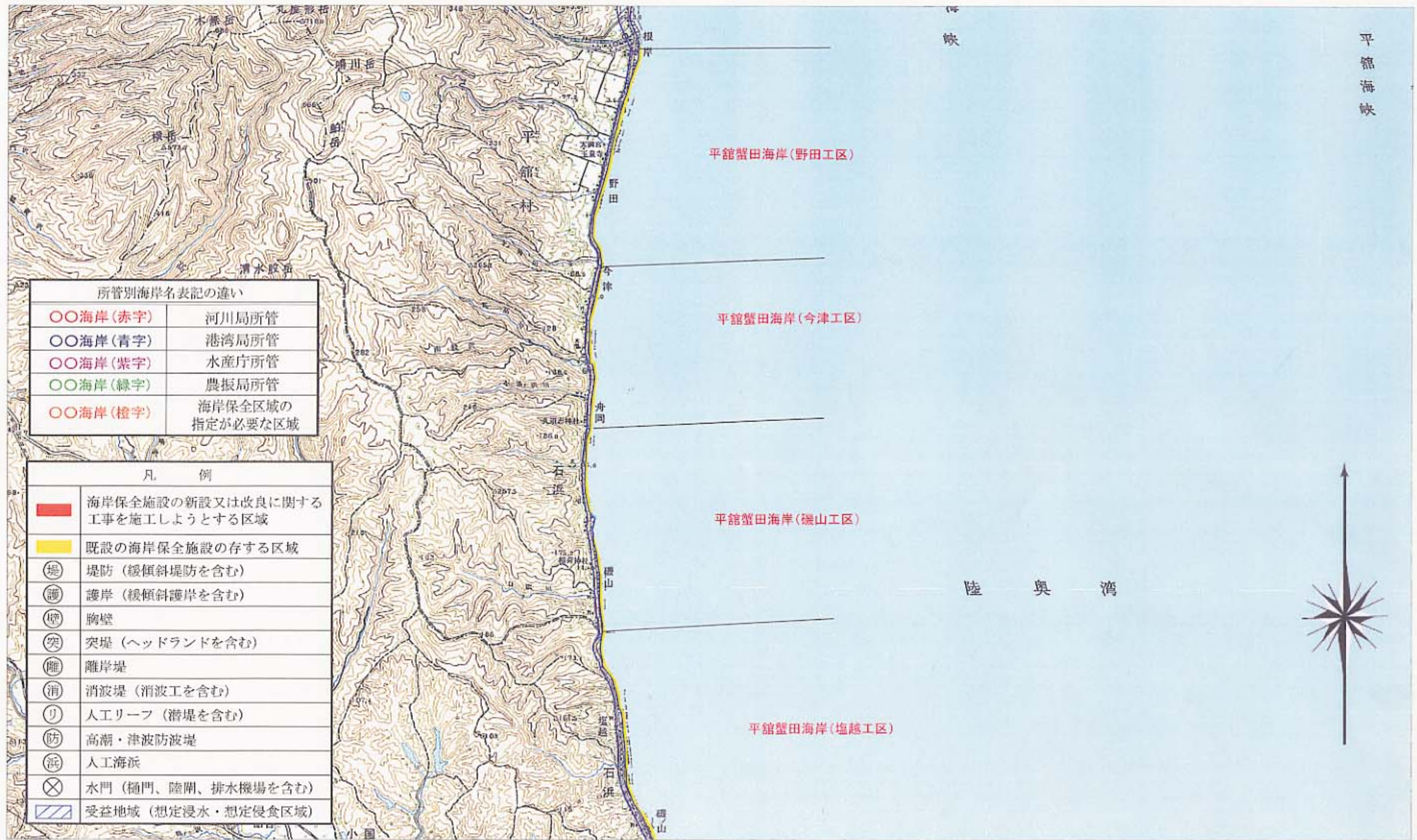
所管別海岸名表記の違い	
○●海岸(赤字)	河川局所管
○●海岸(青字)	港湾局所管
○●海岸(紫字)	水産庁所管
○●海岸(緑字)	農振局所管
○●海岸(橙字)	海岸保全区域の指定が必要な区域

「この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の1/50,000地形図を複製したものです。(承認番号 平15東複第49号)」

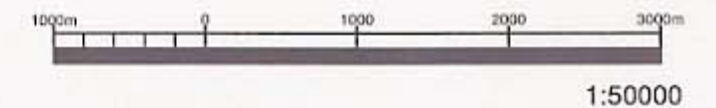


1:50000

平館村



「この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の1/50,000地形図を複製したものです。(承認番号 平15東複第49号)」



4. 計画の見直しの時期と対処方法

本計画策定後において、災害等の発生により新たに施設整備の必要性が生じた場合には、計画の基本的事項に配慮しつつ、海岸保全施設の整備内容を迅速に見直すこととする。

また、整備の進捗や防護技術の変化、住民ニーズの変化等の、社会情勢変化に的確に対応するために、必要に応じて、計画を柔軟に見直していくものとする。

資料一覧

資料名	使用項目
平成13年度版 海岸統計	対象範囲、海岸保全の経緯
青森県海岸保全区域図	海岸保全区域図
あおりの海岸	海岸保全区域図
平成13年 気象庁月報	気象
海象年表1996～2000年 建設省河川局防災・海岸課海岸室 建設省土木研究所河川部海岸研究室	海象
海岸16号	海象(海流)
平成12年度 河川調書	河川
平成14年度 青森県統計年鑑	自然公園・天然記念物
青森県自然公園等位置図 H8.2	自然公園・天然記念物
平成12年 国勢調査	人口、産業
平成12年度 市町村民所得統計	産業
平成13年 青森県海面漁業に関する調査報告書	水産業
平成13年版 水産業協同組合の概況	水産業
平成8年度 青森県地震・津波被害想定調査 報告書 H.9.3	海岸防護の現況
三省協定天端高 S39.10	海岸防護の現況
青森県の自然 H2.3	海岸環境の現況
第4回自然環境保全基礎調査 海域生物環境調査報告書 (藻場・干潟・サンゴ礁調査) 1994.3 環境庁自然保護局	海岸環境の現況
1991年度～2000年度 公共用水域及び地下水の水質測定結果 青森県	海岸環境の現況
平成12年 青森県観光統計概要	海岸利用の現況
青森県の港湾・空港 H13.3	海岸利用の現況
2000年版 青森県の漁港	海岸利用の現況
平成12年 漁港港勢調査	海岸利用の現況